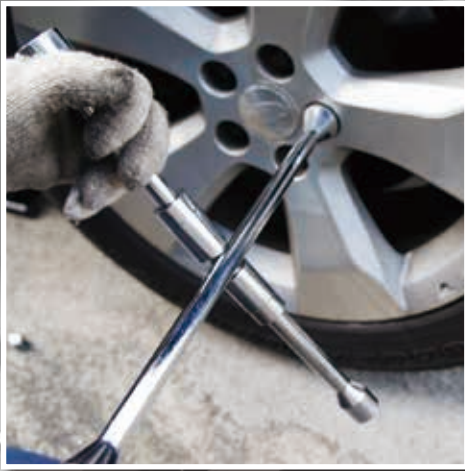


令和3年度

整備主任者法令研修資料



監修

東北運輸局宮城運輸支局

発行

一般社団法人 宮城県自動車整備振興会

目 次

整備及び検査関係

1、新規検査等届出書の届出様式が変更になります	1
2、並行輸入自動車にかかる届出書面が変更になります	2
3、審査事務規程の一部改正について（第37次改正）	3
4、令和2年度の不当要求行為は71件発生	4
5、不正改造車を排除する取り組みの実施結果	7
6、事故ゼロを目指して！大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施	9
7、大型車の車輪脱落事故防止について	23
8、押印見直しに伴う変更について	45
9、電子制御装置整備の追加申請について	48
10、自動車検査の法定手数料変更のお知らせ	59
11、自動車登録申請書の添付書類の有効期間を延長します	64
12、乗用車等の排出ガス性能についてさらに基準調和が進みます	69
13、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について	70
14、スキャンツールの導入補助を開始	73
15、東北運輸局内の行政処分	74
16、車のナンバープレートの表示に係る新基準適用までの猶予期間を延長します	77
17、トヨタ自動車（株）の系列販売会社における不正車検等への対応について	78

振興会・商工組合関係

1、令和2年度 自動車特定整備業実態調査結果の概要について	87
2、FAINES（ファイネス）について	92
3、自動車整備業賠償共済保険	96
4、「てんけん安心見舞金」制度のご案内	98
5、代車のレンタカー化による新たなビジネスチャンス！！	104
6、売掛未収金回収制度のご案内	105

整備及び検査関係

1,新規検査等届出書の届出様式が変更になります

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和2年12月15日

新規検査等届出書の届出様式が変更になります

新規検査等届出書の届出様式について、令和3年4月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

① 新規検査等届出書（第1号様式（その1））及び（第1号 様式（その2））が変わります。

→ 新たな様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能ですのでご活用ください。

② 過回転防止装置が備えられている自動車は、第1号様式（その1）「その他」欄の「騒音防止装置にかかる過回転防止装置の有無」欄のいずれかに届出される方が必ず〇（マル）印を付すこととなります。

③ 第1号様式（その2）「備考の最大安定傾斜角度の書面有無」及び「第6-1号様式又は第6-2号様式添付有無」欄のいずれかに届出される方が必ず〇（マル）印を付すこととなります。

■新規検査等届出書の届出書様式のダウンロードURL

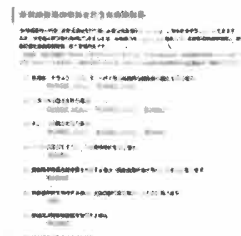
<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを
下方にスクロール



左から2番目の
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和3年12月15日

2, 並行輸入自動車にかかる届出書面が変更になります

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和3年4月8日

並行輸入自動車にかかる届出書面が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、令和3年7月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

- ① 並行輸入自動車届出書（第1号様式（その2）、第2～6号様式）が変わります。
- ② 技術基準等が適用される並行輸入自動車について、新たに「技術基準等宣言書（第6号様式）」の提出を求めるとします。

※ 変更又は新たに定めた様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能です。

■ 並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

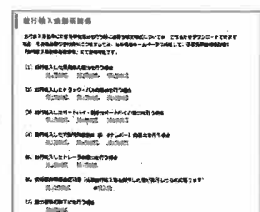
<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを
下方にスクロール



左から2番目の
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和4年3月31日

3, 審査事務規程の一部改正について（第37次改正）

プレスリリース
令和3年6月30日



－ 審査事務規程の一部改正について（第37次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和3年7月1日（1. ①については令和3年6月30日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 自動車の検査等関係

- ① 並行輸入自動車の事前審査書面の技術基準等適合証明書のうち、電子署名されたものの提出方法及び取扱いの明確化 [別添3]
- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

2. 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441 (代表)
FAX 03-5363-3347

4, 令和2年度の不当要求行為は71件発生

プレスリリース

令和3年7月6日(火)



令和2年度の不当要求行為は71件発生

～機構職員に対する暴力行為は2件発生～

令和2年度中に全国の事務所から報告があった、機構職員に対する暴力行為、脅迫・威圧行為、強要行為等の不当要求行為についてまとめたのでお知らせいたします。

1. 全国93カ所の事務所から報告がありました不当要求行為の総件数は71件でした。前年度より、8件(12.7%)増加しております。
2. 不当要求行為を行った受検者別内訳は、受検代行業者によるものが29件(40.8%)、ユーザー本人によるものが27件(38.0%)、整備事業者によるものが12件(16.9%)、その他が3件(4.2%)となっています。
3. 不当要求行為の内容別内訳は、脅迫・威圧行為が25件(35.2%)、説明強要が19件(26.8%)、合格強要が13件(18.3%)、車両放置が5件(7.0%)、時間外検査強要が3件(4.2%)、暴力行為が2件(2.8%)、その他が4件(5.6%)となっています。
4. 機構職員に対する暴力行為は依然として無くならず、令和2年度は2件の暴力行為が発生しました。暴力行為に対しては、警察に被害届出を出すなど毅然とした対応を行っています。
5. 不当要求行為に対し警察が出動した事案は16件あり、その内訳はユーザー本人によるものが9件、受検代行業者によるものが7件で、ユーザー本人によるものが過半数を占めております。
6. 今後とも引き続き、国土交通省や警察当局との連携を密にし、不当要求防止責任者を選任することや不当要求に係る緊急事態を想定した対応訓練を実施するとともに、防犯カメラやICレコーダによる防犯設備の活用により、組織全体で不当要求防止対策に取り組み、的確で厳正かつ公正な審査業務を実施して参ります。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル4階

独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

電話 03-5363-3441 (代表)

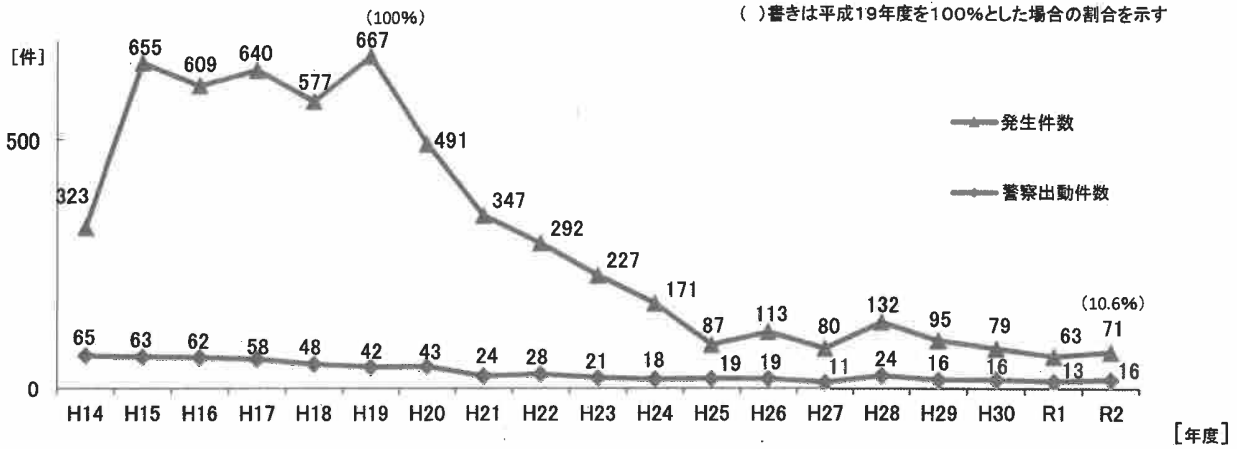
FAX 03-5363-3347

<http://www.naltec.go.jp>

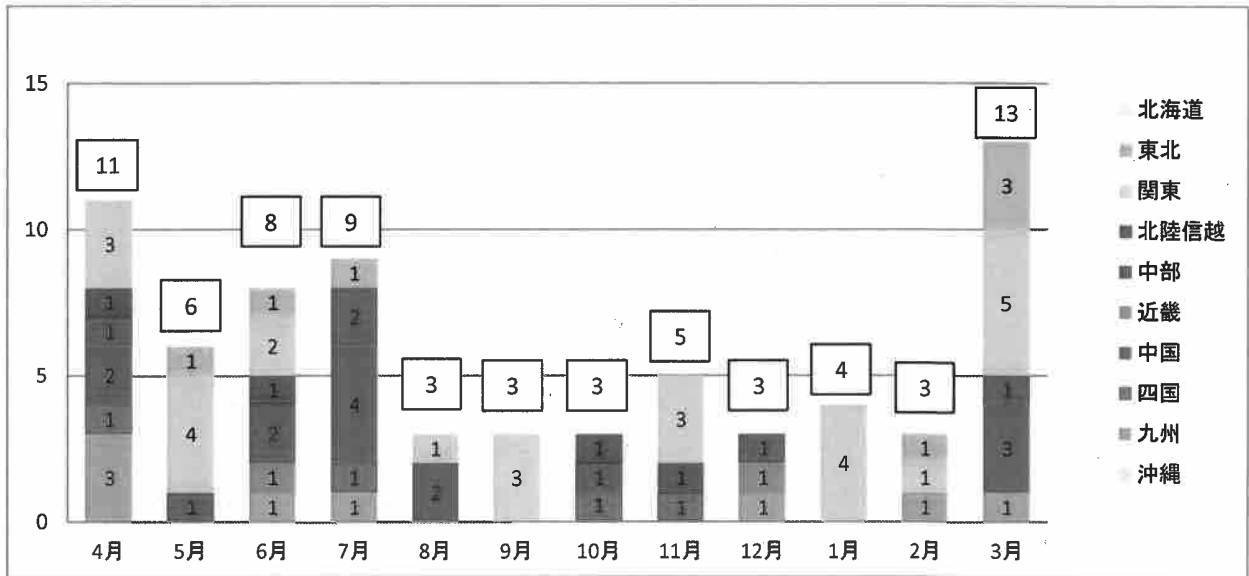
自動車機構における不当要求行為の概要

平成14年度（14年7月1日から）～令和2年度（令和3年3月31日まで）

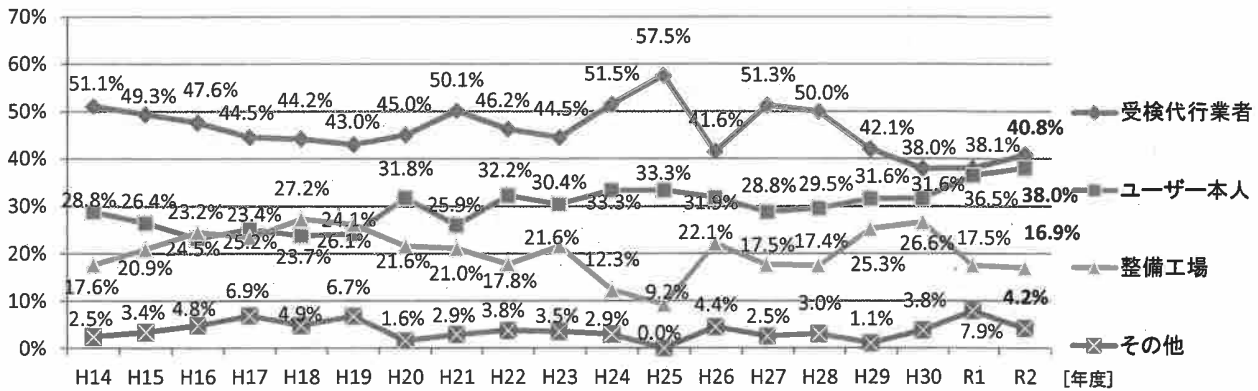
I. 不当要求行為の推移



II. 地域別の発生状況

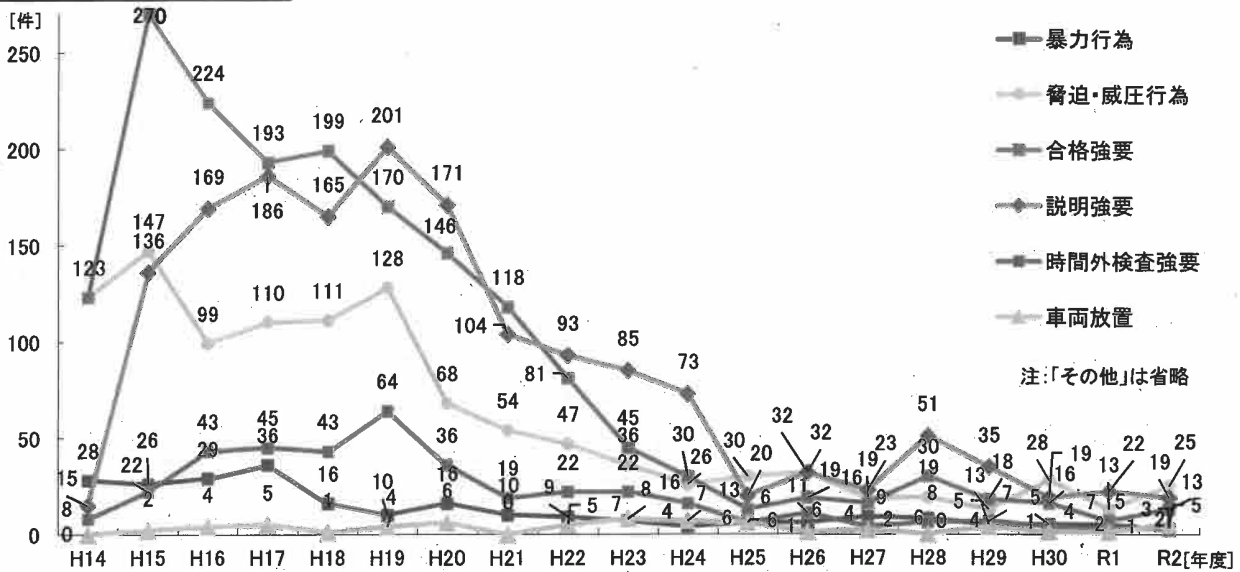


II-2. 不当要求行為の受検者別推移

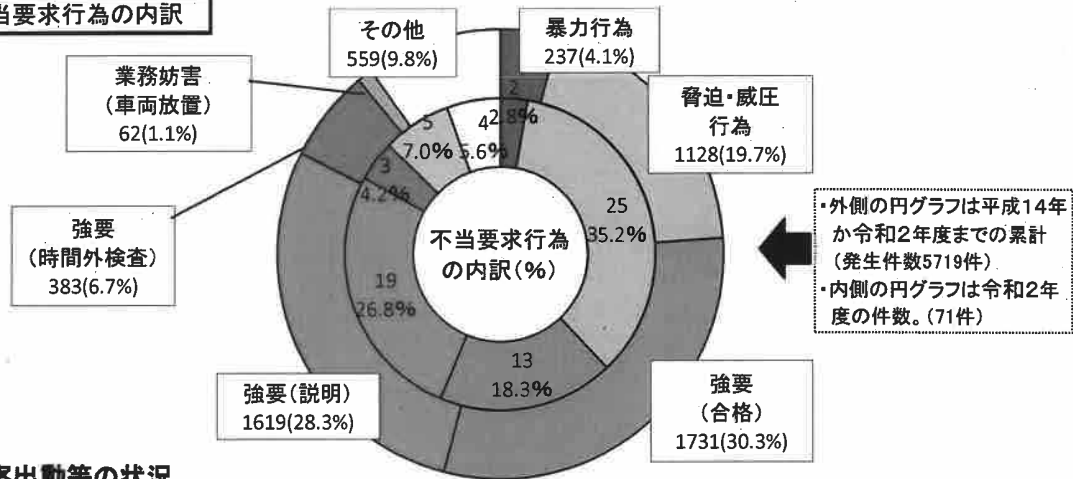


Ⅲ. 不当要求行為別の発生状況

不当要求行為内訳の推移

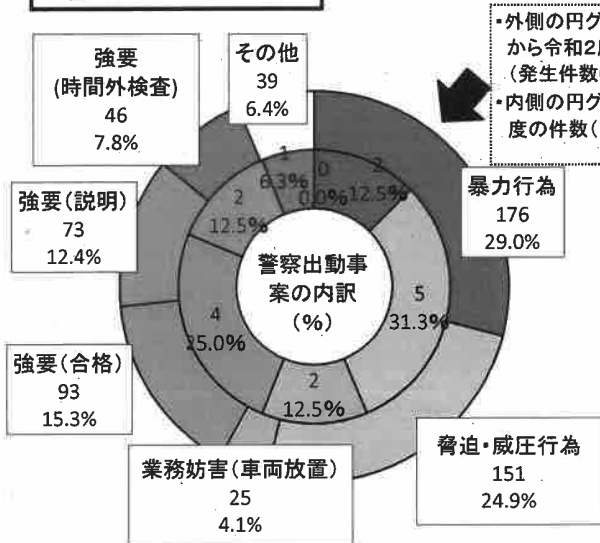


不当要求行為の内訳

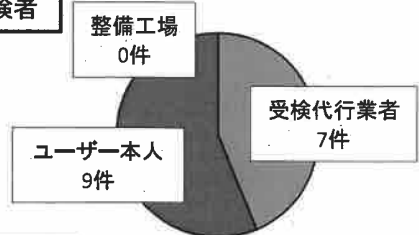


Ⅳ. 警察出動等の状況

警察出動事案の内訳



受検者



刑事事件の総数

()内は平成14年度から令和2年度までの累計で令和2年度分を含む

刑事事件	1件	(66)
逮捕者	1人	(38)
起訴	1人	(35)
刑事罰		
懲役	0人	(6)
禁固	0人	(1)
罰金	0人	(28)
計	0人	(34)

5,不正改造車を排除する取り組みの実施結果

令和3年7月6日

不正改造車を排除する取り組みの実施結果（令和2年度）

[カスタムカーショーで59台の出展車両に文書による注意喚起]
[自動車用品店で23件の自動車部品・カー用品に注意喚起]

独立行政法人自動車技術総合機構（略称：自動車機構）は、不正改造車の排除を目的として、平成18年からカスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動並びに自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査に取り組んでおります。

今般、令和2年度の取り組み結果をまとめましたので、お知らせします。

◇カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動◇

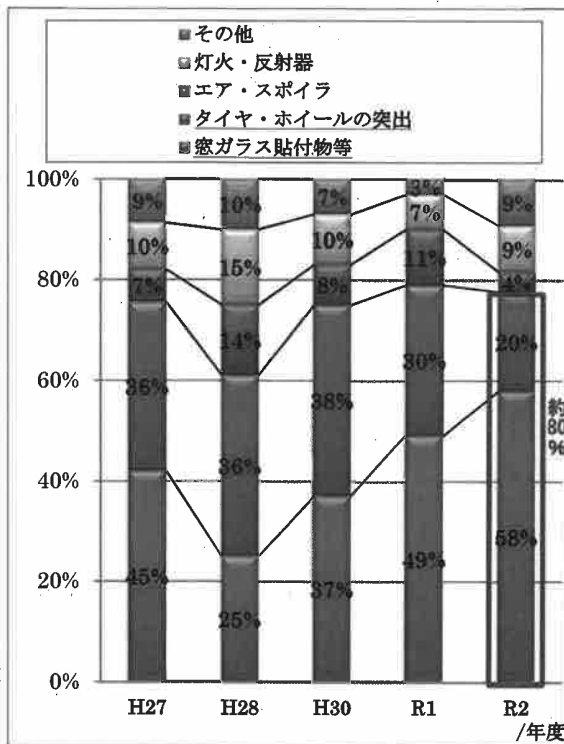
令和2年度はコロナ禍の影響により、カスタムカーショーが相次いで中止となったところですが、唯一、令和3年3月13日に開催された名古屋オートトレンドにおいて、展示された車両を自動車機構の自動車検査官が確認を行いました。

その結果、公道走行ができない改造が施された展示専用車両であるにもかかわらず、公道走行ができることと誤解を与える展示を行っていた出展者等に対しては、文書により注意喚起を行うとともに、「公道走行不可」等の明確な表示をお願いしました。

出展車両は131台（主催者発表）、表示が必要とされた車両は59台、保安基準不適合箇所は延べ76件あり、内訳としては、窓ガラスへの貼付物等とタイヤ・ホイールの突出で全体の約80%を占めました。（グラフ参照）

この啓発活動も16年目を迎え、主催者及び出展者の方々の不正改造に対する理解が深まっていますが、今年度も引き続き主催者等との連携を深め、不正改造車の撲滅に向けて取り組んで参ります。

グラフ:装置別の不適合箇所数内訳



※タイヤ・ホイールの突出



※運転席窓ガラスに着色フィルム

◇自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査◇

令和2年7月から令和3年1月にかけて、(一社)自動車用品小売業協会(APARA)の協力を得て、全国各地のカー用品ショップの17店舗に自動車機構の自動車検査官を派遣し、陳列されている自動車部品及びカー用品の基準適合性について、調査を実施しました。

調査の結果、取付位置や取付方法によっては保安基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品・カー用品が全体で23件(前年度10件)見受けられたため、購入者への適切なアドバイスを行うよう、販売店舗へ注意喚起を行いました。(右表及びグラフ参照)

注意喚起を行った自動車部品・カー用品の種類は3種類あり、その中で最も多かったものは、「窓ガラス貼付物等」の17件でした。

継続的な取り組みの結果、自動車用品店及び用品メーカーの理解も深まってきており、長期的には減少傾向を維持しております。

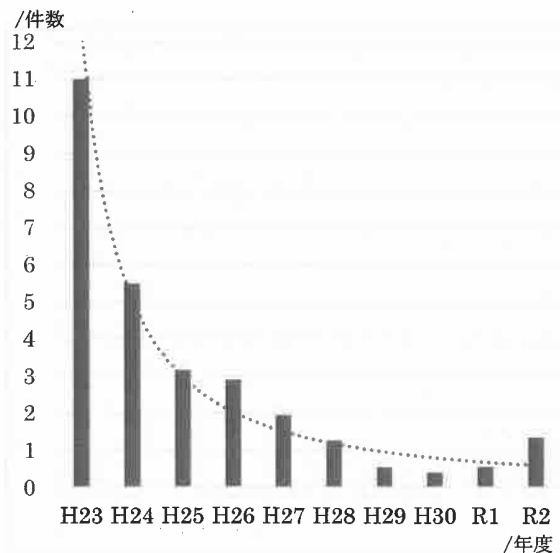
自動車機構では、今年度も引き続き関係団体と協力し不正改造防止の啓発活動に取り組み、自動車の安全性の確保及び環境の保全に努めて参ります。



表：保安基準に適合しなくなるおそれの部品・用品の具体例

部品・用品種別及び件数	具体的な内容
・窓ガラス貼付物等 (17件)	前面ガラス、運転者席又は助手席のガラスに貼付する吸盤式スマホホルダ、盗難防止用ステッカー又はドライブレコーダーが運転者の視野を妨げになるおそれがある
・灯火・反射器関係 (3件)	LEDを使用し点滅する灯火、赤色反射器について装着方法によって基準に適合しないおそれがある
・操縦装置関係 (3件)	交換用シフトノブで、交換することによりシフトパターンの表示がなくなるおそれがある

グラフ：1店舗あたりの注意喚起件数



〈問い合わせ先〉

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4-41住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話03-5363-3441(代表)

FAX03-5363-3347

6,事故ゼロを目指して！大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

〈発表記者会：青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、東北電力記者会、宮城県政記者会
秋田県政記者会、山形県政記者会、福島県政記者クラブ〉

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和3年8月31日
東北運輸局

事故ゼロを目指して！大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

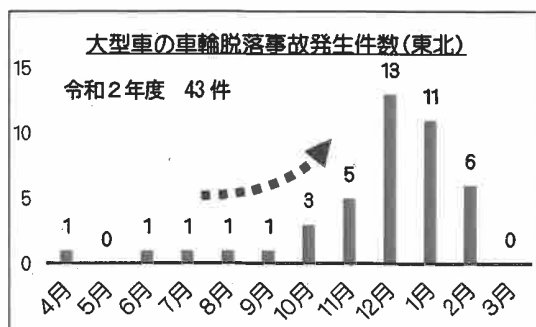
～ 東北の大型車の車輪脱落事故を防げ！！ ～

東北運輸局管内の大型車のホイール・ナット緩み等による車輪脱落事故が増加している状況を踏まえ、9月1日から東北運輸局管内の関係者が一丸となって「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

1. 東北運輸局管内の令和2年度大型車[※]の車輪脱落事故の発生状況（速報値）

（詳細は「別紙」参照）

- ✓ 事故発生件数は43件（過去最多となった前年度比5件減）。
- ✓ 冬期（11月～2月）に多く発生。特にタイヤ交換作業が集中する11月に交換したトラックの事故が多い。
- ✓ 車輪脱着作業後1ヶ月以内に脱落が多く発生し、車輪脱落箇所は左後輪に集中。



※ 大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

※令和元年度 48件（過去最多）

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

2. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

東北運輸局では、大型車の車輪脱落事故防止の早期かつ確実な実施を図るため、関係業界の協力のもと、「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

【実施期間】令和3年9月1日～令和4年2月28日

【主な実施項目】

- ✓ 運送事業者等に対する事故防止対策の周知・指導
- ✓ 運送事業者において、
 - ・ 大型車のホイール・ナットの緩みの総点検実施
 - ・ タイヤ交換時の作業管理表を使用した正しいタイヤ交換作業実施
 - ・ トラックのホイール・ナットへのマーキング等、日常点検でのホイール・ナットの緩みの点検を重点的に実施
- ✓ 東北運輸局作成の啓発チラシ（「参考」参照）による周知活動を展開する他、関係団体の協力のもと、傘下事業者等への周知活動を展開
- ✓ 整備管理者研修等、あらゆる研修・講習において車輪脱落事故防止に係る講習を実施
- ✓ 令和3年3月「自動車の点検及び整備に関する手引き」の改正概要について周知
- ✓ 東北運輸局ホームページに車輪脱落事故防止に関する特別ページを開設（今後の詳しい取り組み内容と状況は同特別ページをご覧ください。）



【特別ページQRコード】

〈問い合わせ先〉

東北運輸局自動車技術安全部 保安・環境調整官 高橋、鹿島
TEL:022-791-7534、FAX:022-299-8872

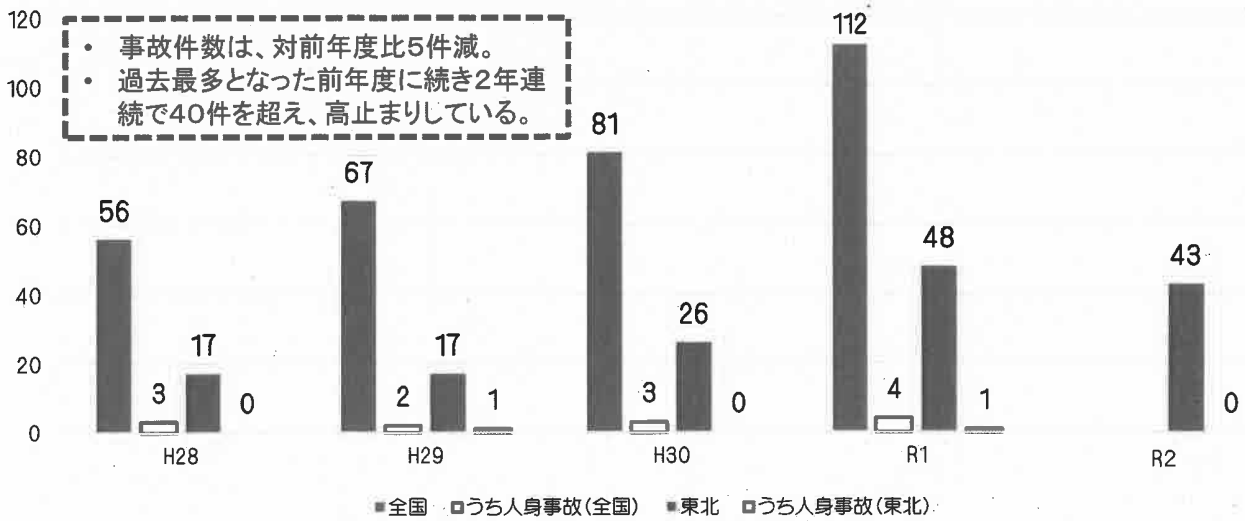
<添付資料>

別紙 令和2年度大型車の車輪脱落事故発生状況（速報値）

参考 大型車の車輪脱落事故防止のための啓発チラシ 東北6県バージョン（東北運輸局作成）

東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況（令和2年度）【別紙】

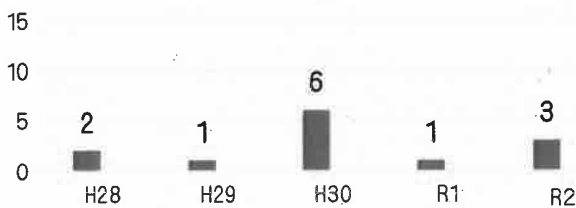
大型車の車輪脱落事故*発生件数の推移



※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

青森

■青森発生件数 □うち人身事故(青森)



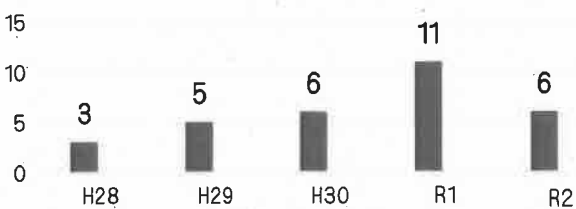
岩手

■岩手発生件数 □うち人身事故(岩手)



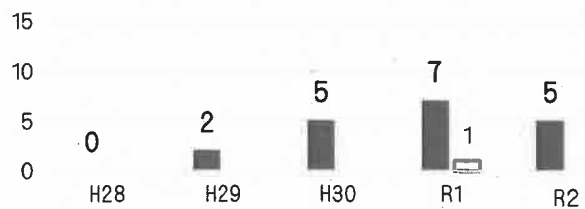
宮城

■宮城発生件数 □うち人身事故(宮城)



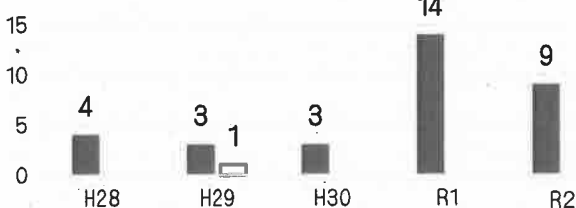
秋田

■秋田発生件数 □うち人身事故(秋田)



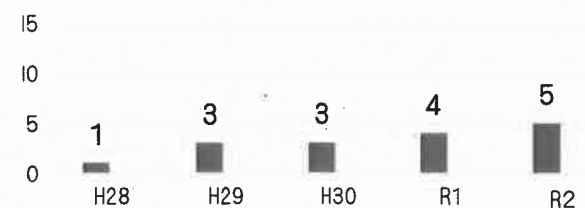
山形

■山形発生件数 □うち人身事故(山形)



福島

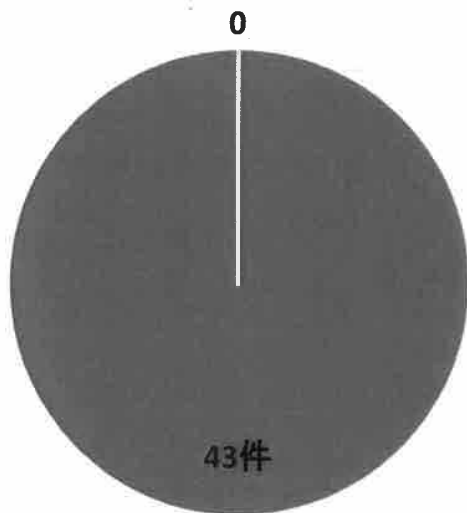
■福島発生件数 □うち人身事故(福島)



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況（令和2年度）

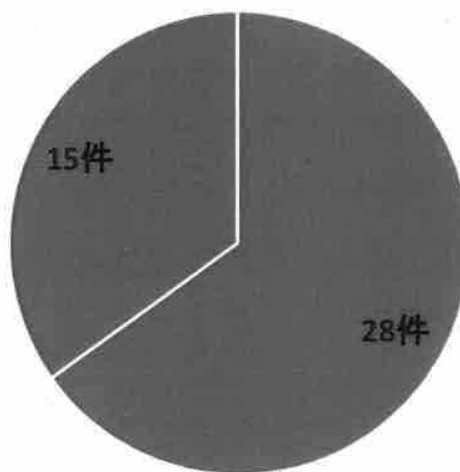
業態別(大型バス・大型トラック) n=43



■バス ■トラック

・令和2年度の発生はトラックのみ。

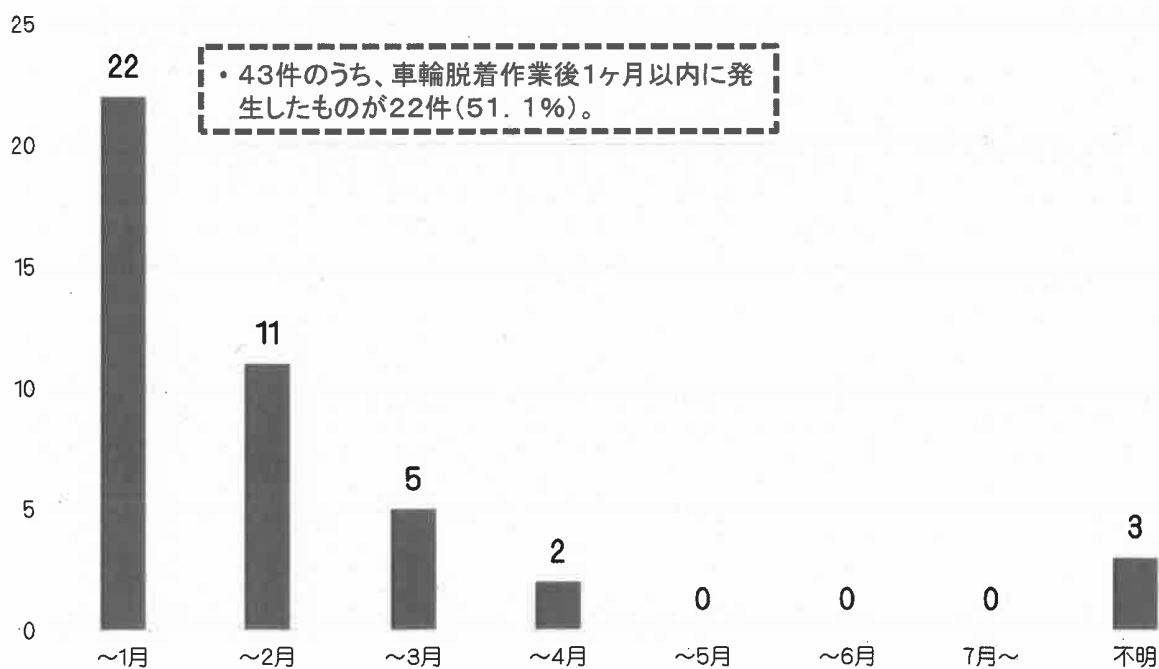
事業用・自家用別 n=43



■事業用 ■自家用

・対前年度比は事業用9件減、自家用4件増、自家用トラックの発生が増加傾向。

車輪脱着作業から事故発生までの期間別件数 n=43



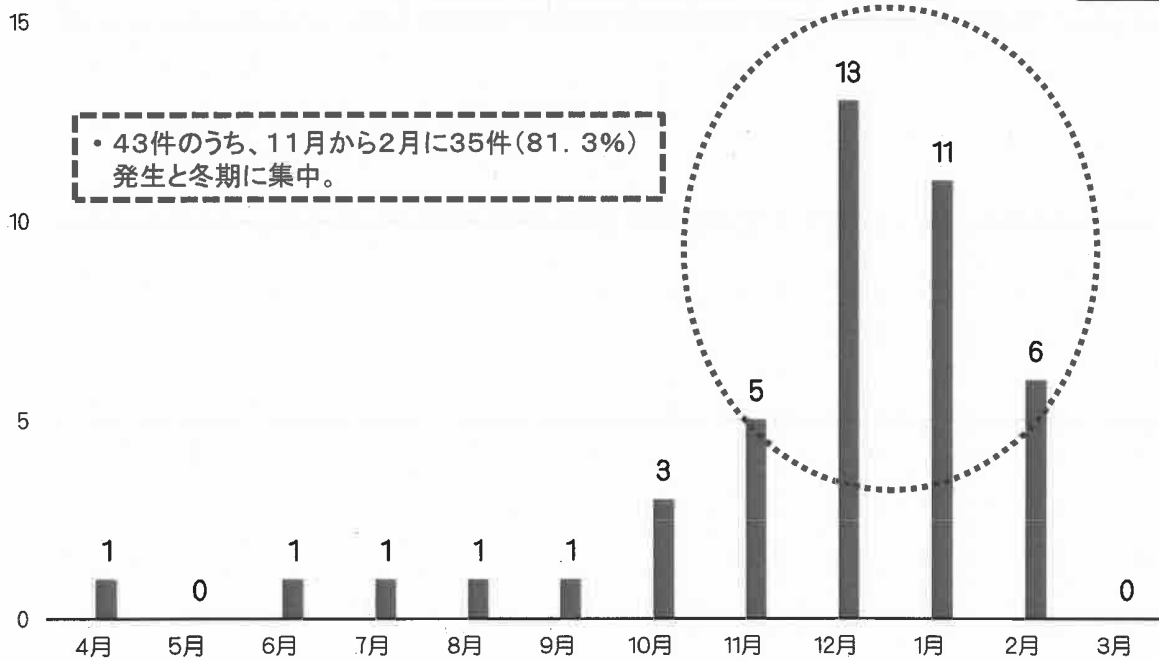
・43件のうち、車輪脱着作業後1ヶ月以内に発生したものが22件(51.1%)。

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況（令和2年度）

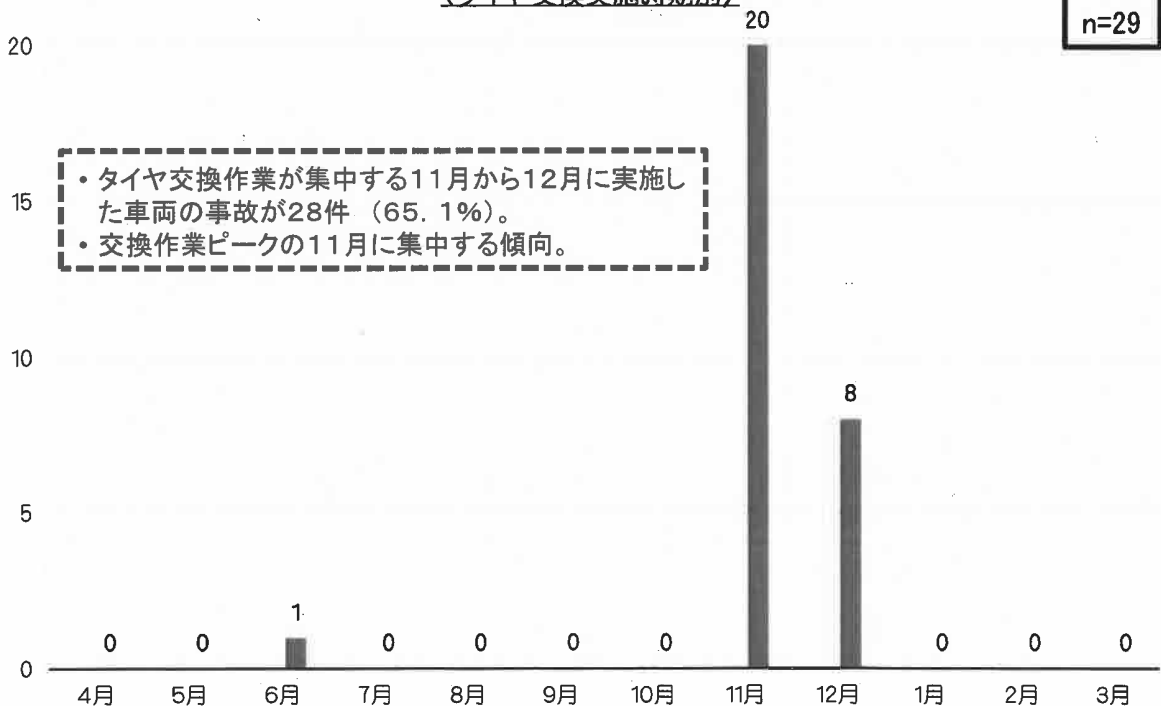
発生月別車輪脱落事故発生状況

n=43



車輪脱落直前の3ヶ月以内に「タイヤ交換」を実施した車両による事故件数 (タイヤ交換実施時期別)

n=29

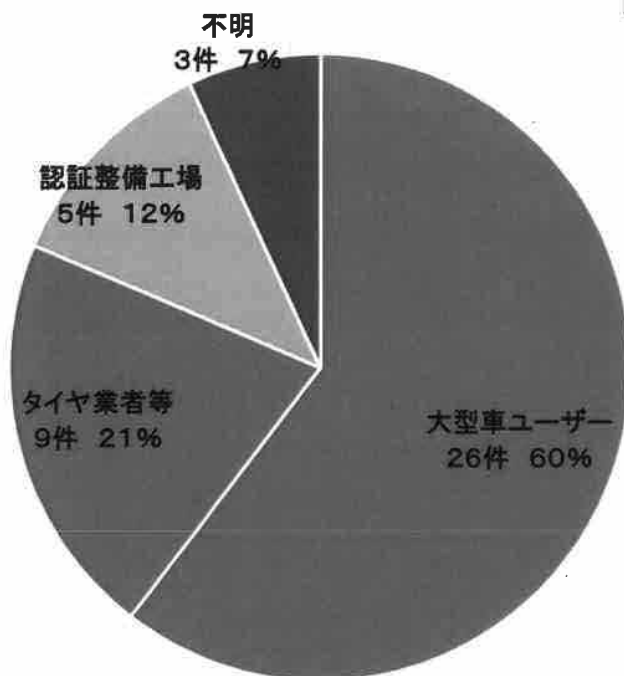


出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況（令和2年度）

タイヤ脱着作業実施者別

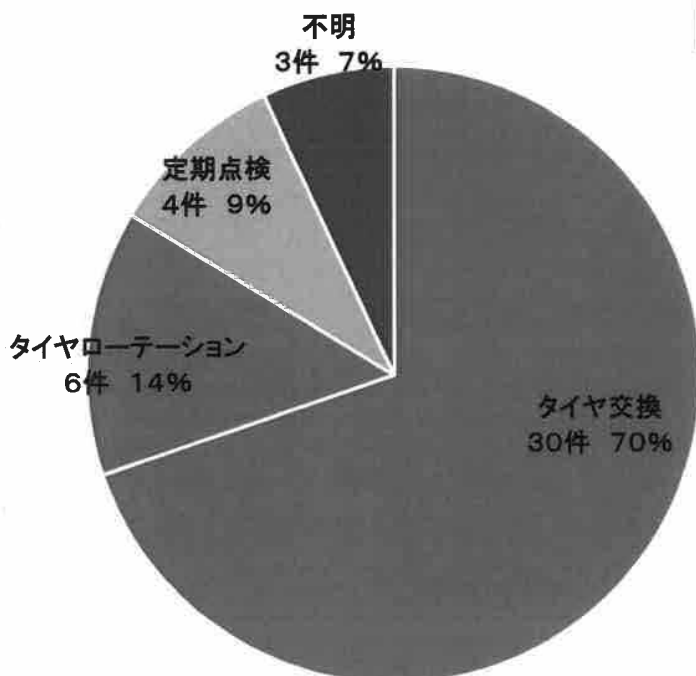
n=43



- ・大型車ユーザーの交換によるものが半数以上を占める傾向。
- ・大型車ユーザーの交換が前年度50%であったことから、増加傾向。

タイヤ脱着作業内容別

n=43



- ・タイヤ交換・タイヤローテーションが大半を占める傾向。
- ・タイヤ交換が前年度46%であったことから、増加傾向。

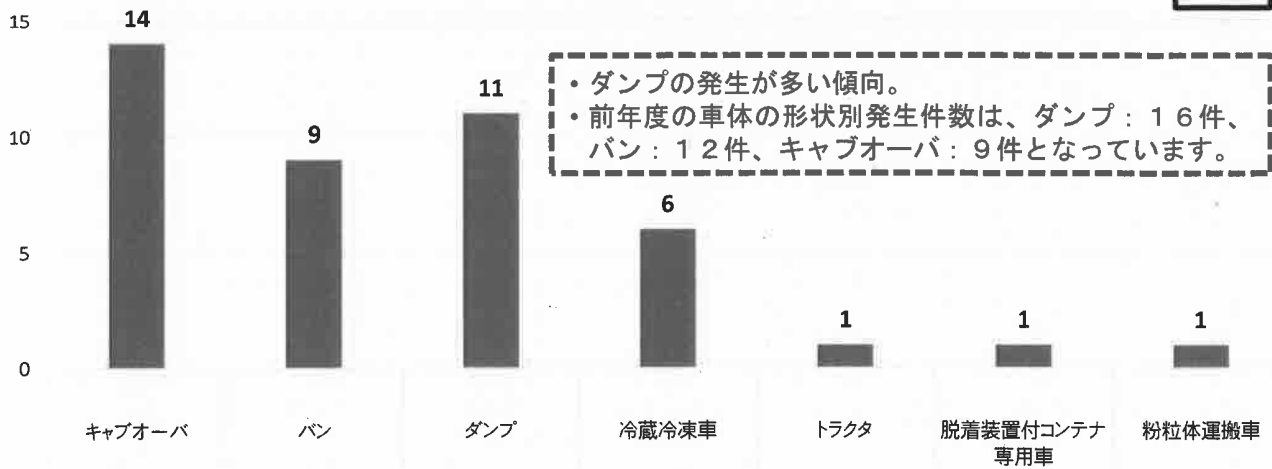
- タイヤ交換
 - ・ 通常タイヤから冬用タイヤへの交換
 - ・ 摩耗したタイヤの交換 など
- タイヤローテーション
 - ・ タイヤの摩耗が偏ることを防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況（令和2年度）

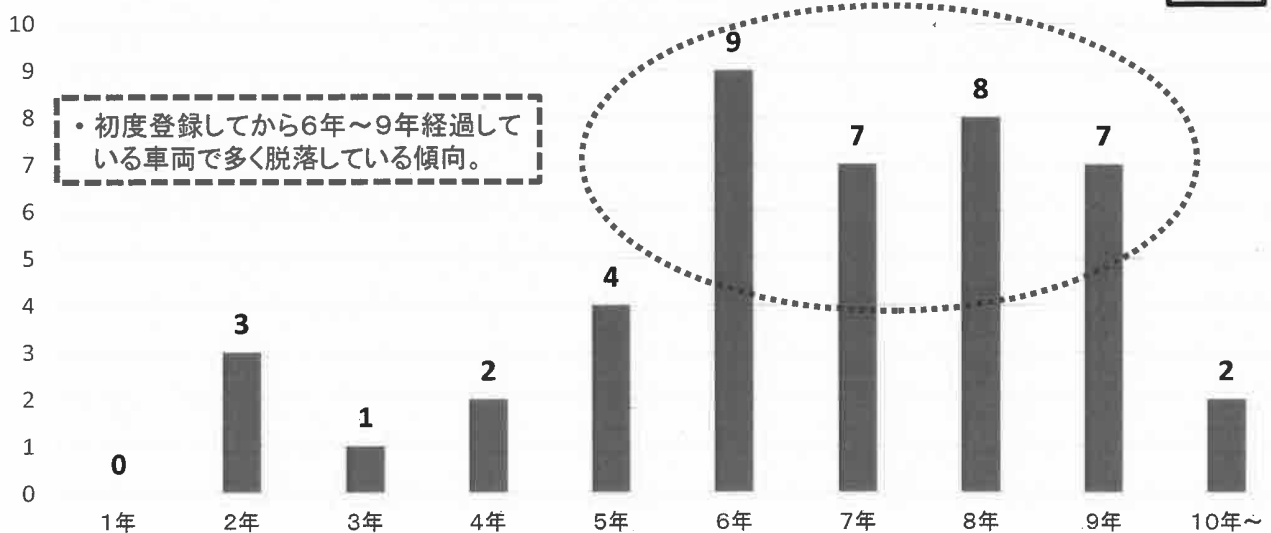
車体の形状別発生件数

n=43

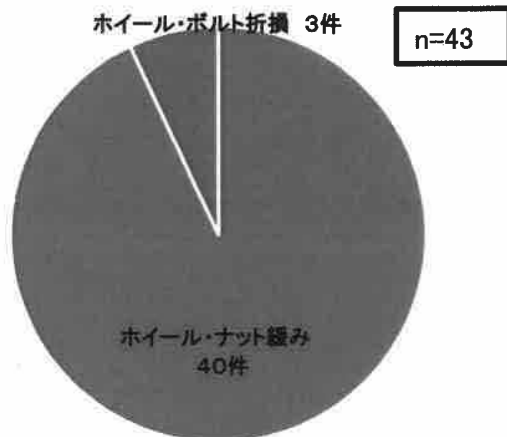


登録年から事故発生までの車齢

n=43

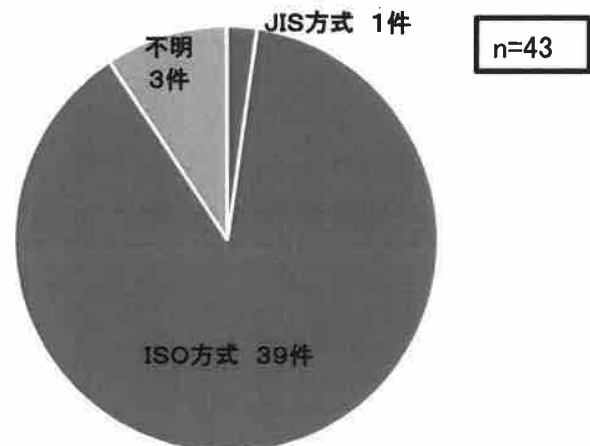


タイヤ脱落時の原因



・ホイール・ナットの緩みによるものが大半を占める傾向。

締め付け方式

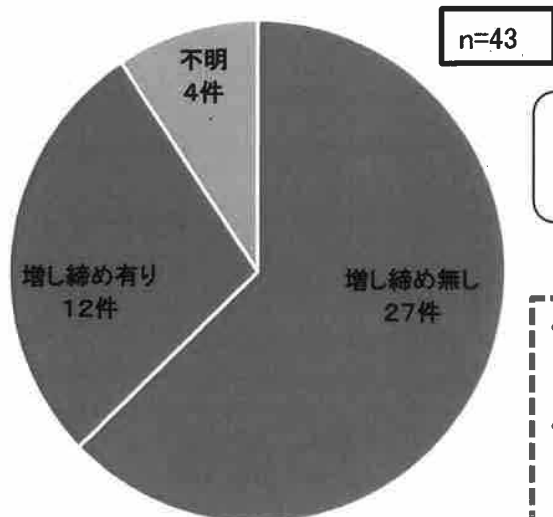


・締め付け方式はISO方式によるものが大半を占める傾向。

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況（令和2年度）

脱着作業後の増し締め実施の有無



「増し締め有り」12件について、脱落の推定要因(重複有り)

- ・ ディスクホイール、ホイール・ボルト等の劣化・摩耗: 3件
- ・ ネジ部、ハブ面の錆・汚れ等: 10件

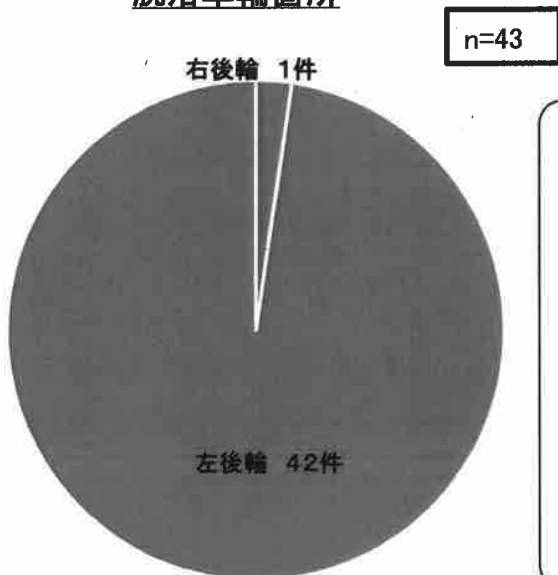
「増し締め有り」12件は、大半が大型車ユーザー自ら車輪脱着作業を実施し、自ら増し締めも実施しているが、半数以上が増し締め作業時にトルクレンチを用いていない。

「増し締め有り」12件は、車齢6年以上経過している車両が大半を占めており、経年劣化の影響もあり、ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の除去不十分により、適正な締付力が得られず脱落に至つたと推定。

【対策の方向性】

- ・ ネジ部・ハブ面の錆・汚れ等の清掃作業を確実に実施
- ・ 劣化・摩耗が進んだホイール・ボルト、ホイール・ナット等は早めに交換

脱落車輪箇所



左輪タイヤの脱落割合が高いことの推定原因

- 左輪タイヤが多く脱落する原因については、以下の可能性が考えられる。
 - ・ 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
 - ・ 左折時は、低い速度であるが、左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
 - ・ 道路は中心部が高く作られていることが多いことから、車両が左(路肩側)に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。
- 前輪は、ホイール・ボルト緩み等の異常が発生した場合には、ハンドルの振動等により運転手が気付きやすい。

・ 脱落箇所は左後輪の集中。

出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

大型車ユーザーの皆様へ

令和3年9月

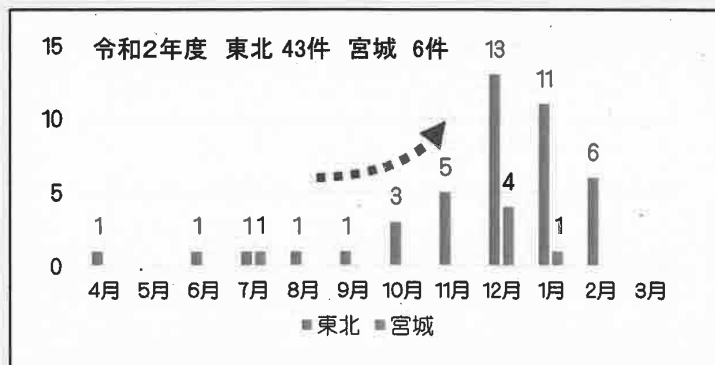
事故ゼロを目指して！ 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施 ～宮城の大型車の車輪脱落事故を防げ！！～

大型車※のホイール・ナット緩み等による車輪脱落事故が増加している状況を踏まえ、東北地域では令和3年9月から「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

1. 宮城運輸支局管内の車輪脱落事故の発生状況(令和2年度速報値)

- ・事故発生件数は6件(過去最多となった前年度比5件減)
- ・冬期(11月～2月)に多発
- ・特にタイヤ交換作業が集中する11月の交換車両に多発
- ・車輪脱着作業後1ヶ月以内に多発
- ・車輪脱落は全て左後輪
- ・全てがトラックによる事故



※令和元年度 東北 48件(過去最多) 宮城 11件(過去最多)

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

2. 東北地域における車輪脱落事故の傾向と対策の方向性

50～100km走行後に規定トルクで増し締めを確実に実施することは、当然ですが、東北地域では車齢6～9年の車両で多発している傾向から、

【対策の方向性】

- ・ネジ部・ハブ面の錆・汚れ等の清掃作業を確実に実施
- ・劣化・摩耗が進んだホイール・ボルト及びホイール・ナット等は早めに交換
(錆や汚れを落とし、ネジ部にエンジンオイルなどを薄く塗布してナットを手で回した時、スムーズに回転しない場合は、ネジ部に異常があります。)

- ・東北運輸局ホームページに車輪脱落事故防止に関する特別ページを開設 ※今後の詳しい取り組み内容と状況は同特別ページをご覧ください。

特別ページ
QRコード



〈問い合わせ先〉

国土交通省東北運輸局宮城運輸支局

検査・整備・保安部門

TEL:022-235-2517(ダイヤルイン「2」)

正しい作業が、防ぐ事故。

徹底しよう! 車輪脱落を防ぐ、4つのルール

お きまりのトルクで
きちんと 締め付けて



規定のトルクで確実な締め付けを

ち やんと増し締め
交換後



50~100km走行後に、しっかり増し締めを

な ^(ナット) っと見て ボルト触つて
さあ出発!



一日一回の日常点検を

い や待てよ? ボルトと
ナットは適正か?



ホイールに適合したボルト、ナットを



左後輪に注意!

車輪脱落の多くが、気がつきにくい「左後輪」で発生しています。左後輪の点検は重点的に行ってください。



ホイールやホイールボルトの錆に注意!

ホイールやホイールボルト、ナットの著しい錆によると思われる車輪脱落が発生しています。著しい錆のあるホイールやホイールボルト、ナットは、交換してください。



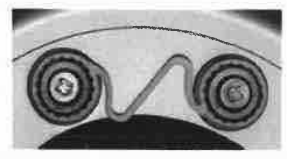
《令和3年3月「自動車の点検及び整備に関する手引き」改正》
ホイールナットマーカ―等を活用した新たな点検方法や車齢4年以上の車両に車輪脱落事故が多く発生していることを踏まえ、ホイール・ボルト及びホイール・ナットの交換目安等が規定されました。



ホイール・ナットへのマーキング例



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

ホイールナットマーカ―の装着例

(ホイール・ナット回転指示インジケーター (ISO方式) 装着の場合)

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

夏冬 タイヤ交換後の 大型車の車輪脱落事故に注意!

～大型車の車輪脱落事故を防ぐ新しい「お・ち・な・い」～



Mr. 整備くん

お

とさない! 脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ
唯一かつ最善な手段です。

ち

やんと清掃、ちゃんと給脂!

ナットとワッシャーとの
隙間への注油も忘れずに!

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- スムーズに回転しない場合、ボルトとナットはセットで交換してください。
- ボルトとナットは新品から4年経過後は入念に点検してください。



な

ナット締め、トルクレンチを必ず使用!

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



- 初期なじみのため、タイヤ交換後50~100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



い

ちにち一回、緩みの点検!

ホイールナットの緩み点検/
インジケーターの正しい使用
方法などがご覧いただけます



- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検を。



- ISO方式の場合は、目視で確認できるインジケーター装着による点検がより効果的です。



詳しくは、
こちらから!



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラックス) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」】、【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、スチールホイールの取り扱いミス (誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの潤滑について

ISO方式

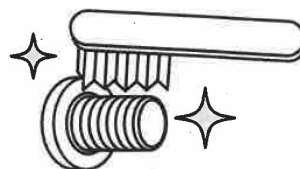
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面 (ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンターリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き): 1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/



連結式ナット回転指示インジケータ

ホイールナットの緩み 一目瞭然

防ごう！大型車の車輪脱落事故

国土交通省は、ホイールナットの緩み防止のため『自動車の点検及び整備に関する手引き』を一部改正し、ホイールナットマーカ等※を活用した新たな点検手法を導入しました。

※『連結式ナット回転指示インジケータ』は、自工会が使用している名称であり、国土交通省が「ホイールナットマーカ」と説明しているものに相当します。

詳しい内容は
動画でチェック！



正常



変形



ホイールナットの緩みが
ひと目でわかる！

締め付けが弱いとナットが回転し
インジケータが変形。

高精度点検が
誰でも可能に！

装着するだけなので、点検経験が
少ない人でも安心です。

日常点検の負担を
軽減！

目視で点検。微かな打音を何度も
聞き分ける必要がありません。

インジケータを正しく安全にご使用していただくために

◎ 装着前

1. トルクレンチなどを使用してホイールナットの締め付け状態を確認します。
2. 装着前に必ずホイールナット表面の清掃をお願いします。
油分等が付着しているとインジケータが抜け出す可能性があります。
3. ホイールナットキャップが装着されたままでのインジケータの装着はできません。

◎ 装着時

1. 一輪内の全てのホイールナットに、数字の9と6の形になるように装着します。
2. インジケータを隣り合う二つのホイールナットが連結されるように装着します。
3. インジケータのリング部を繋ぐリンク部が変形しないように取り付けます。*
4. インジケータをナット端面より奥に押し込みます。

※ ハブのリップにインジケータが接触する場合は、リンク部の変形が少ないように取り付けます。



大型車メーカー4社のお近くの販売店でお買い求めください。

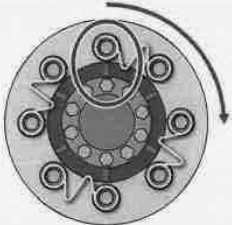
裏面に続く

インジケーターの使用方法と注意点

○ 取付位置

ISO8本仕様の場合の注意点

ISO10本仕様の場合は特に制約はありません。

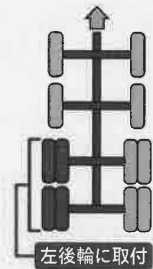
いすゞ	日野
<ul style="list-style-type: none"> ● 図の赤○部分(ハブのリブとホイールナットが同じ位置)を起点とする。 ● 時計回りの順序で取り付ける。^{※1} 	<ul style="list-style-type: none"> ● 図の赤○部分(ハブのリブとホイールナットが同じ位置)を起点とする。 ● 反時計回りの順序で取り付ける。^{※1} 
三菱ふそう	UDトラックス
3ヶ所のみ装着可 ^{※2}	組合せを選んで装着 ^{※3}

※1 ハブのリブに干渉しないよう、インジケーターとの組合わせを選んで装着する。／※2 全ての部位にインジケーターを取り付けられない場合は、最大数を取り付ける。／※3 旧型車の一部の仕様は、ハブの形状が異なるため取付け出来ない場合があります。

○ 使用方法

1. ホイールが正しく取り付けられているかナットの緩み点検を行った後、ISO10車は1輪あたり5個、ISO8車は1輪あたり4個のインジケーターを左後輪[※]に取り付ける。(取付け時間:約3分/輪)
2. ホイールを取り付けた後50~100km走行を目安に行う増し締めや3か月点検でのナット緩み点検(増し締めと同じ)、またその他の点検・整備でホイールを取り外す場合は、インジケーターを一旦取り外す。
3. その後、ホイールを取り付けた後、1.の要領で再びインジケーターを取り付ける。(再使用)

※ 早期普及のため、国土交通省の事故分析結果で車輪脱落事故発生割合の高い左後輪のみに装着することをお奨めしていますが、全ての車輪に装着頂くこともできます。大型車メーカー4社のお近くの販売店でお買い求めください。



○ 確認方法

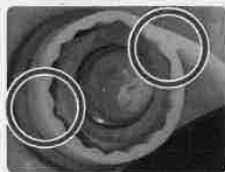
ナットが緩んでくると回転してインジケーターが変形することでナットの緩みを目視確認できます。



○ 取外し時

1. 図の赤○部分(リングの左右)を持ち、上下小刻みに揺らしながら引き抜きます。
2. 片方のリングが外れたらもう片方のリングも同様に外します。

※ 硬くて引き抜けない場合は、ホイールナットキャップブライヤーの使用を推奨します。



○ 注意点

1. インジケーターは樹脂製のため使用期間を1年間とします。
2. 日常の緩み点検の際
 - インジケーター本体に、大きな変形や亀裂、破損等を発見した場合は交換。
 - 溶損が見られた場合は交換。ブレーキの使用過多やブレーキ故障、ハブベアリングの焼き付きの可能性が考えられるため点検が必要。
 - リンク部に変形やズレ等が見られた場合は、インジケーターを揺すり、ナットにがたつきがないか点検。ホイールボルト、ナット、ディスクホイールの点検、整備が必要。
 - JIS方式車に、ご使用いただくことは出来ません。

この点検用具は、あくまで補助用具です。機能を過信せず日常の点検・整備の実施をお願いします。

一般社団法人 日本自動車工業会

いすゞ自動車株式会社 日野自動車株式会社 三菱ふそうトラック・バス株式会社 UDトラックス株式会社



7,大型車の車輪脱落事故防止について

大型車の車輪脱落事故防止について

令和2年12月
東北運輸局自動車技術安全部



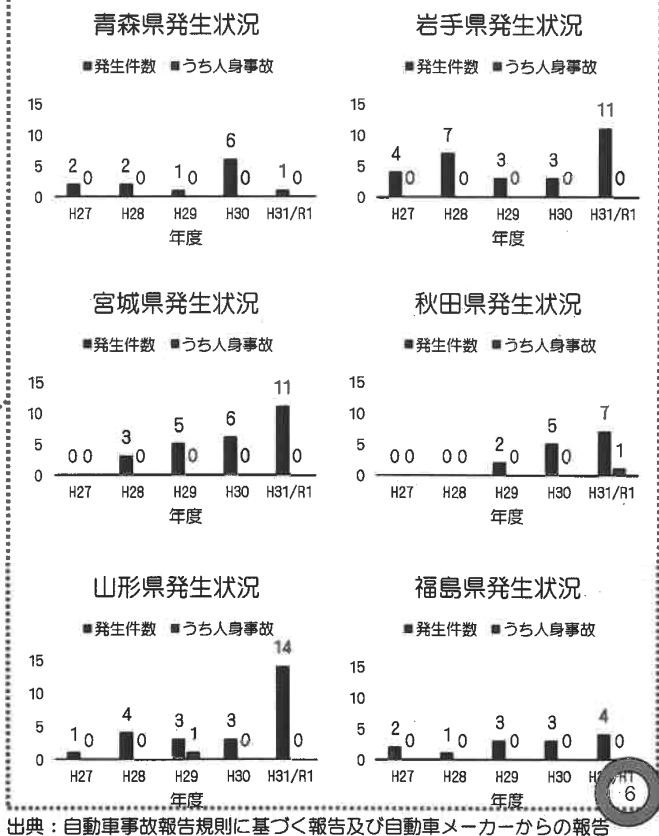
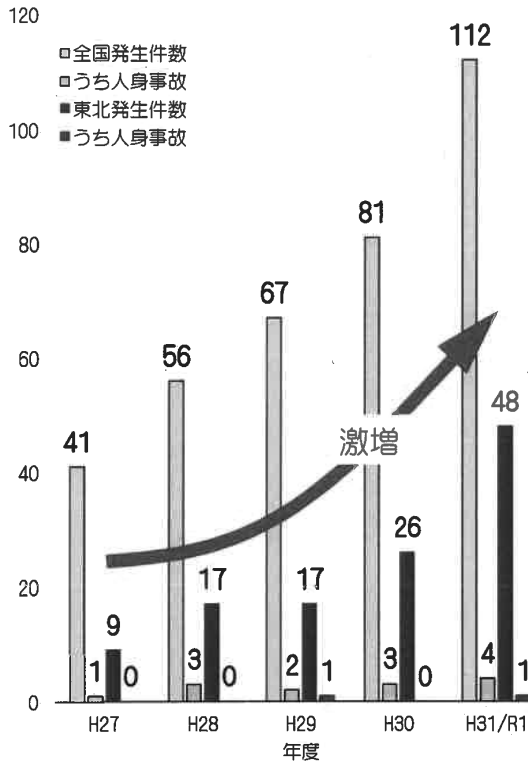
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

掲載事項

1. はじめに
2. 「輸送」の関係者（例）
3. 脱落車輪の衝撃
4. 大型車の車輪脱落による死亡事故事例
5. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和1年度）
6. タイヤ交換作業等の実態調査結果（大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG）
7. 事故発生メカニズム（推定）
8. 車輪脱着作業手順（4つのポイント）
9. 法定点検項目
10. 【参考】タイヤ交換作業管理表、日常点検票
11. 事故報告
12. 「輸送」の関係者（例）
13. 【参考】交通事故による社会的損失
14. 大型車の車輪脱落事故防止特別ページの紹介
15. まとめ

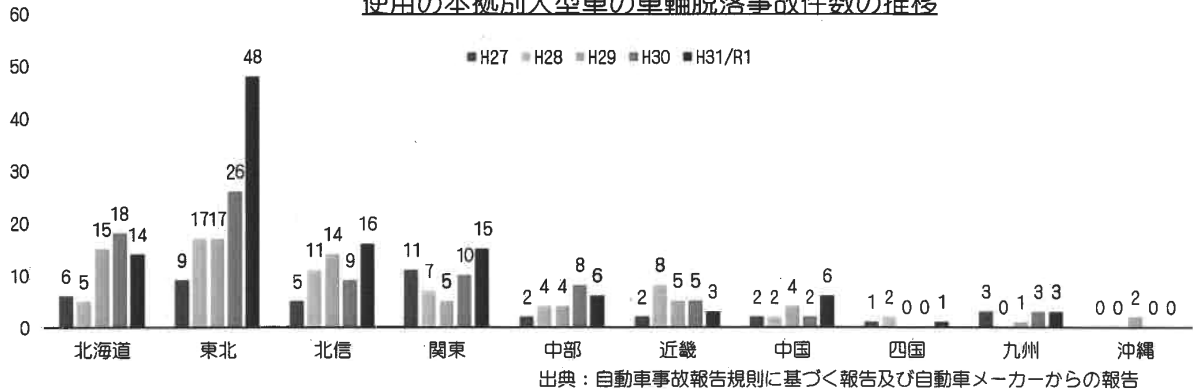
5. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和1年度）①

大型車の車輪脱落事故発生件数の推移

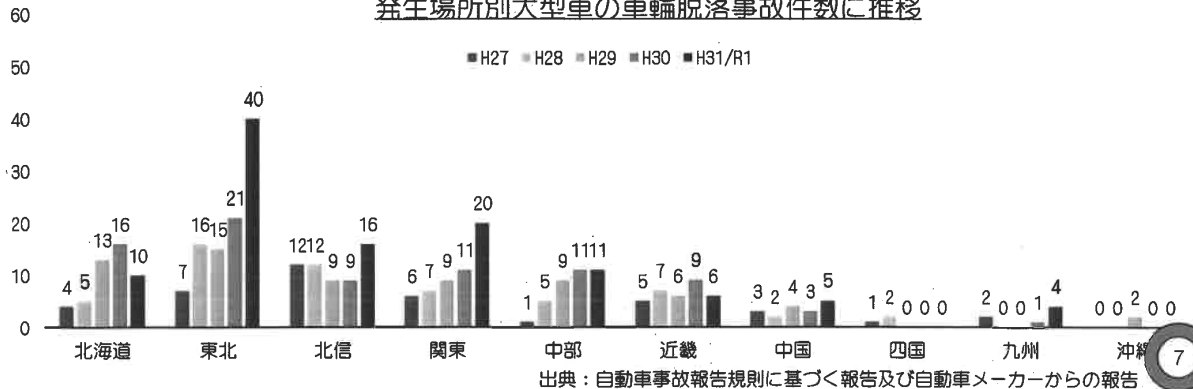


5. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和1年度）②

使用の本拠別大型車の車輪脱落事故件数の推移

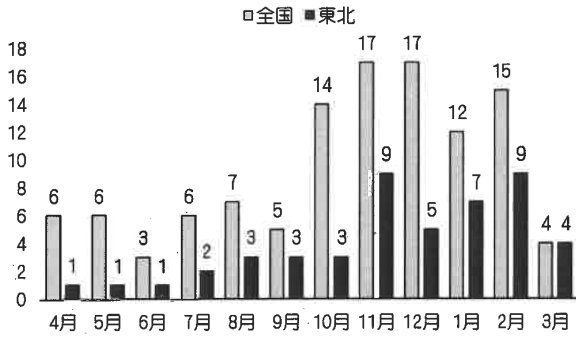


発生場所別大型車の車輪脱落事故件数に推移

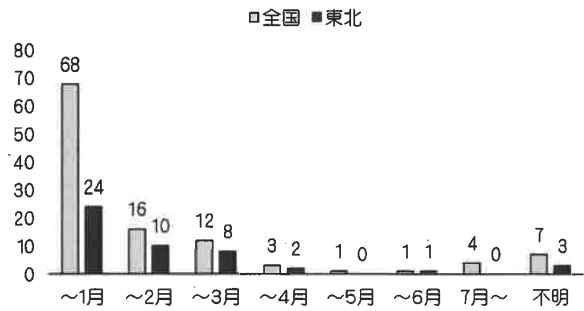


5. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和1年度）③

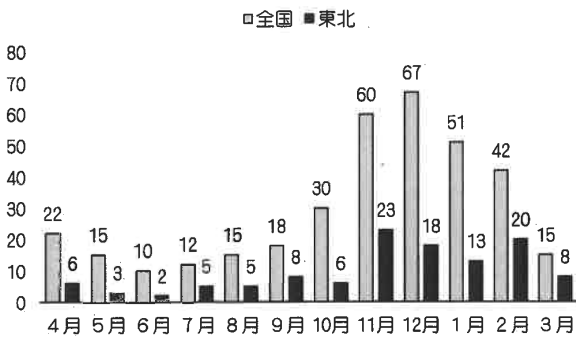
月別発生件数（令和1年度）



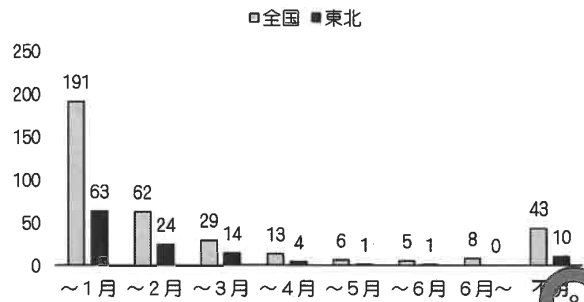
車輪脱着から車輪脱落発生までの期間（令和1年度）



【参考】月別発生件数（過去5年累計）



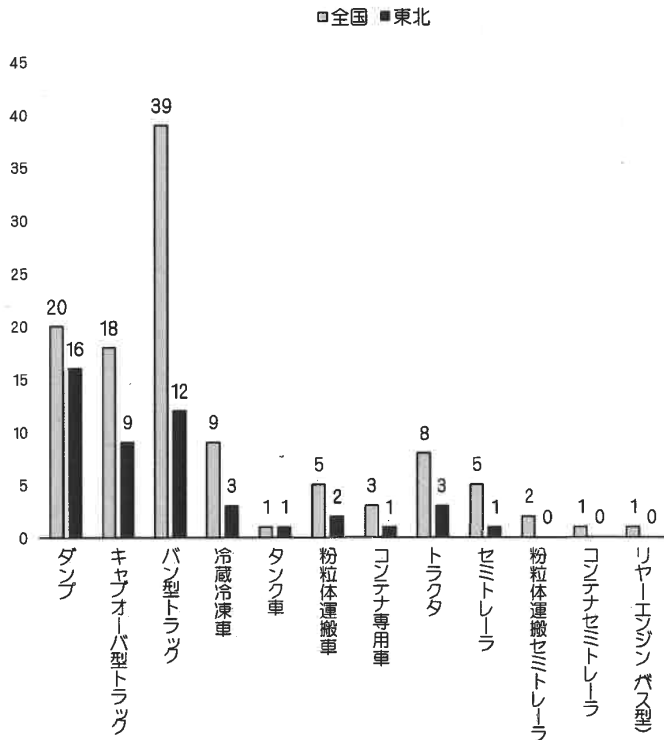
【参考】車輪脱着から車輪脱落発生までの期間（過去5年累計）



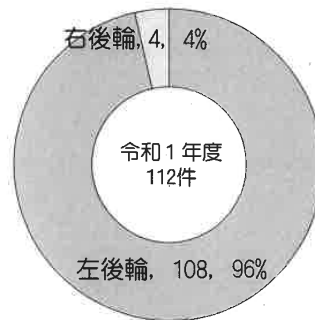
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

5. 車輪脱落事故発生状況（令和1年度）④

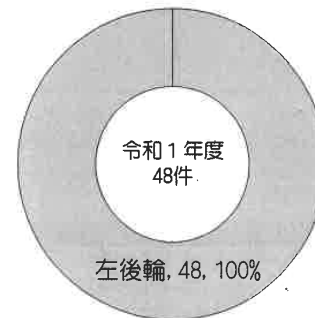
車体の形状別件数（令和1年度）



事故車両の車輪脱落箇所（全国）



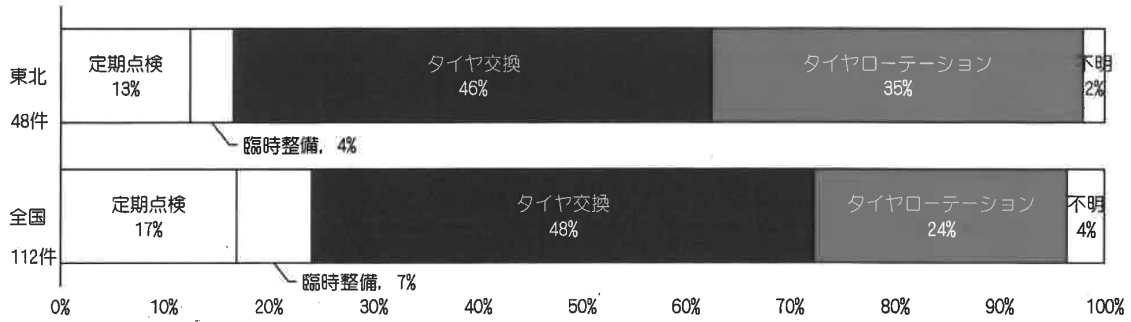
事故車両の車輪脱落箇所（東北）



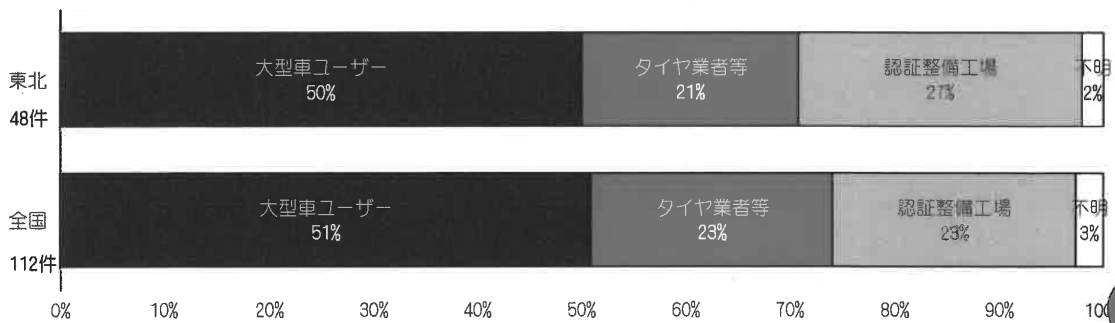
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

5. 車輪脱落事故発生状況（令和1年度）⑤

車輪脱着作業目的別構成比（令和1年度）



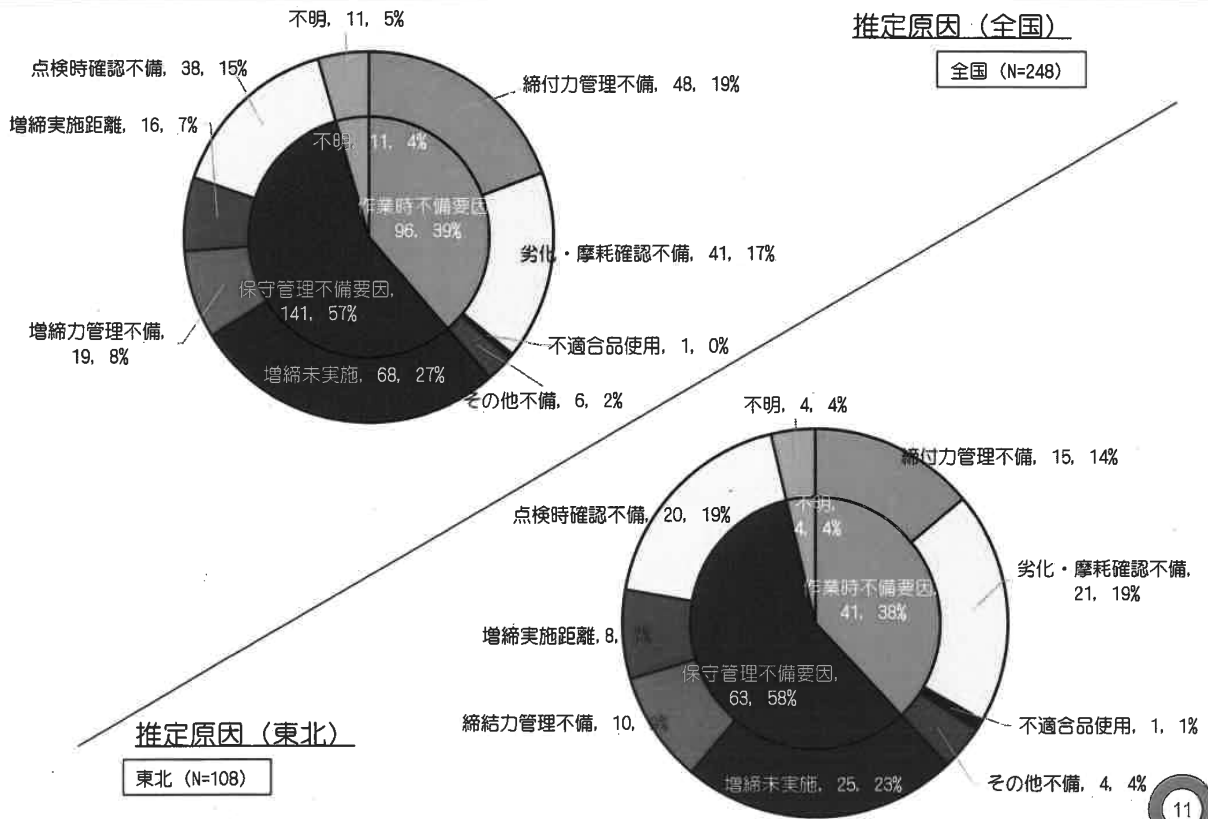
タイヤ脱着作業実施者別構成比（令和1年度）



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

10

5. 車輪脱落事故発生状況（令和1年度）⑥



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

11

6. タイヤ交換作業等の実態調査結果 (大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG)

- ◎車輪脱落事故を起こしていない事業者のタイヤ交換作業等の実態を把握するため、アンケート形式による調査を実施し、車輪脱落事故を起こした事業者の実態と比較分析したところ、次の傾向が見られた。
- ▶ 事故発生事業者は自社でのタイヤ交換が多いのに対し、事故未発生事業者は外注業者（タイヤ交換業者、整備工場）でのタイヤ交換が多い。
 - ▶ タイヤ交換時のホイール・ボルト、ホイール・ナットの劣化摩耗状況確認は、事故発生事業者の方が実施している割合は低い。
 - ▶ タイヤ交換時は、いずれの事業者の場合でも規定された締め付けトルクでホイール・ナットを締め付けていない実態が多い。
 - ▶ 増し締めを実施していない割合は、事故未発生事業者の方は低いものの緩みがあれば実施している割合が高い。
 - ▶ 増し締め時は、事故未発生事業者の方が規定された締め付けトルクでホイール・ナットを締め付けている実態が多い。

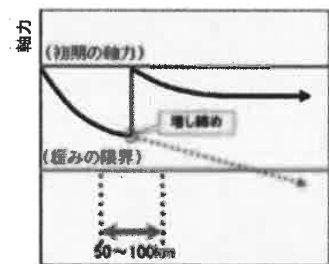
出典：大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG—車輪脱落事故防止対策の方向性—中間とりまとめ
概要版：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/images/t2-1/WGchukan_abst.pdf
詳細版：<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/images/t2-1/WGchukan.pdf>

12

7. 事故発生メカニズム（推定）

◎ホイール・ボルト折損、ホイール・ナット脱落により車輪が脱落

- ①ボルト・ナットに錆や傷がある場合や、エンジンオイルを塗布しない場合には、規定トルクで締付けても必要な軸力（締結力）が得られない場合があり、初期なじみの影響等で、軸力が徐々に低下し、ホイールナットの緩みが発生【予兆】



ホイール取付後の走行距離

(一社) 日本自動車工業会作成資料より

- ②ホイール・ディスクのがたつきが発生
- ③ホイール・ナットに過度な負荷が生じ、ボルト折損やナット脱落発生
- ④このため、ホイール・ディスクが車軸と保持できなくなり、車輪脱落が発生

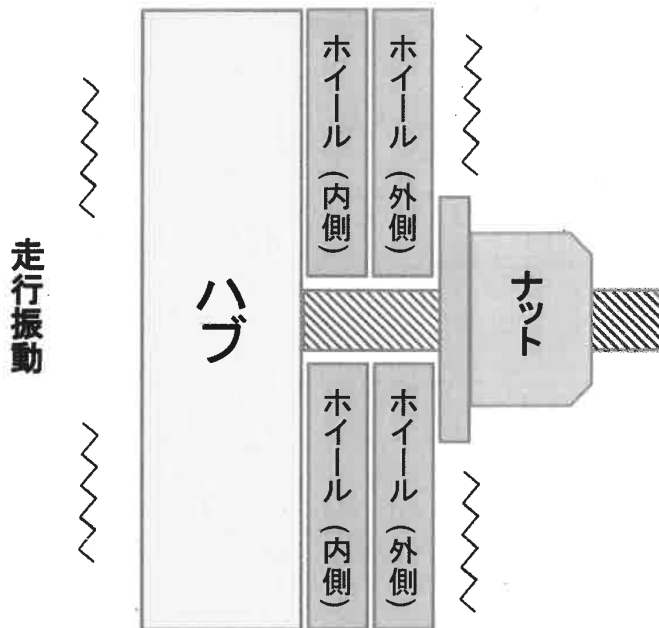
注：本推定メカニズムは、実験等での検証は行われておりません。

13

7. 事故発生メカニズム（推定）

(1) ホイール脱着作業後の初期なじみによる緩み発生

①ホイール脱着作業の後、しばらく走行すると「初期なじみ」が生じる。

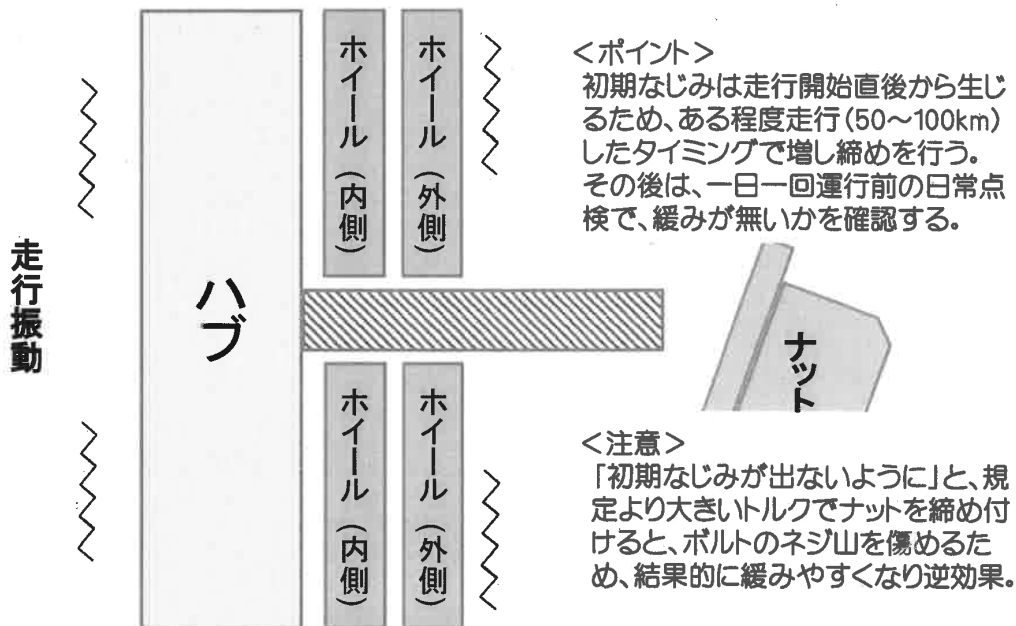


14

7. 事故発生メカニズム（推定）

(1) ホイール脱着作業後の初期なじみによる緩み発生

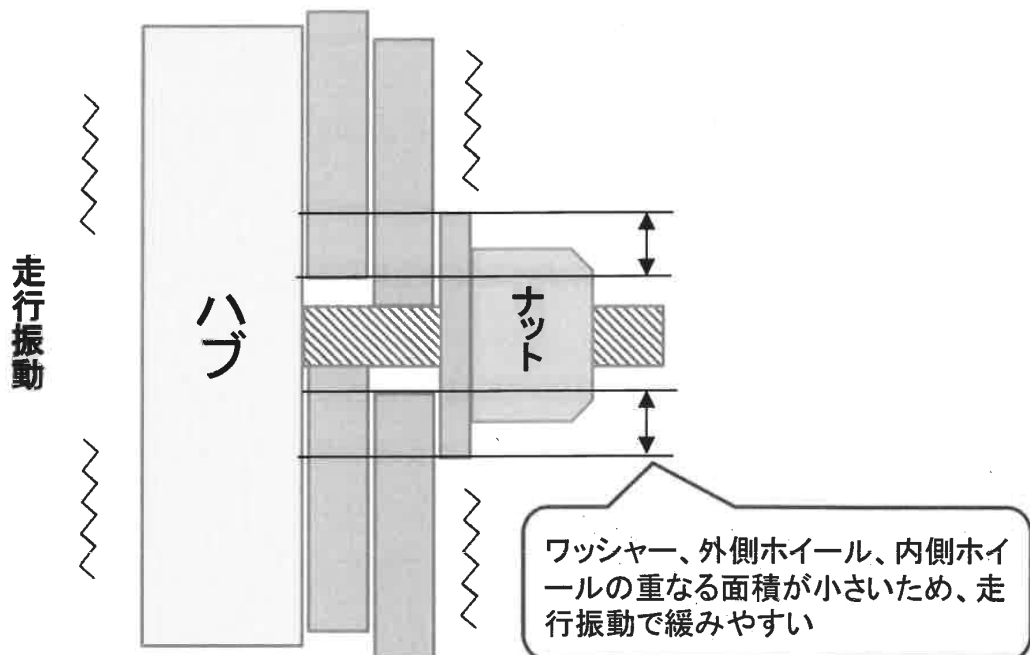
②そのまま走行していると徐々に緩みが進み、ナットが外れる。その後ホイールも外れる。



15

7. 事故発生メカニズム（推定）

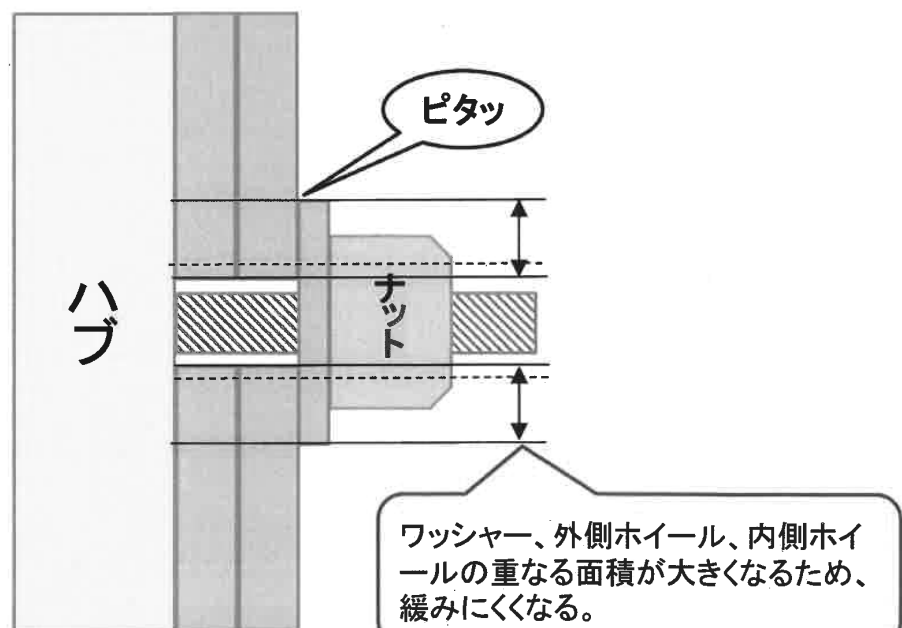
(2)ホイール脱着作業時のボルト穴位置の不一致による緩み発生



16

7. 事故発生メカニズム（推定）

(2)ホイール脱着作業時のボルト穴位置の不一致による緩み発生

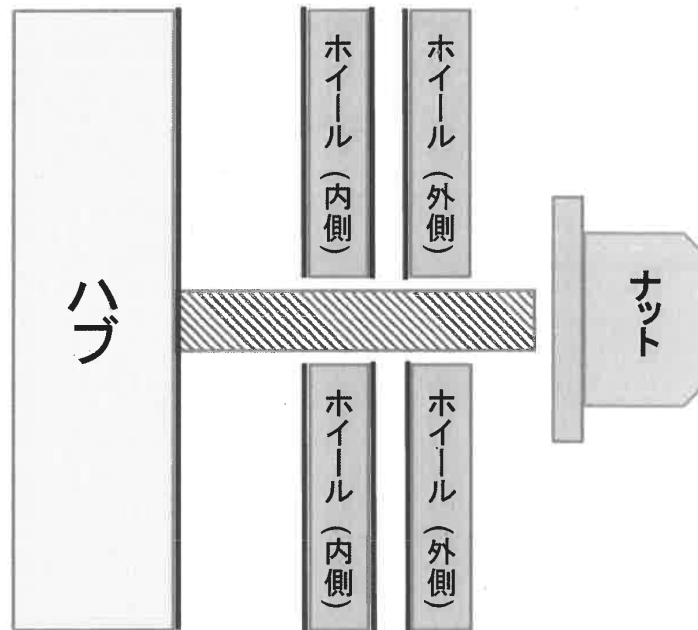


17

7. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

① 各当たり面の錆や泥等を清掃しないまま組み付けると・・・

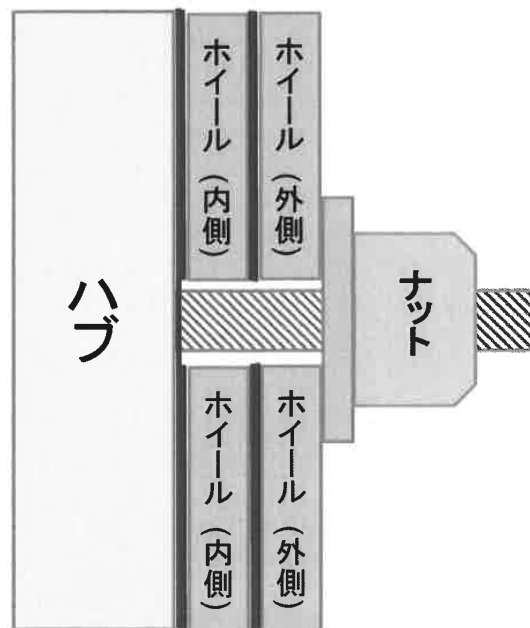


18

7. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

② 当たり面の間に錆等の層が挟まれた状態で締め付けられる。

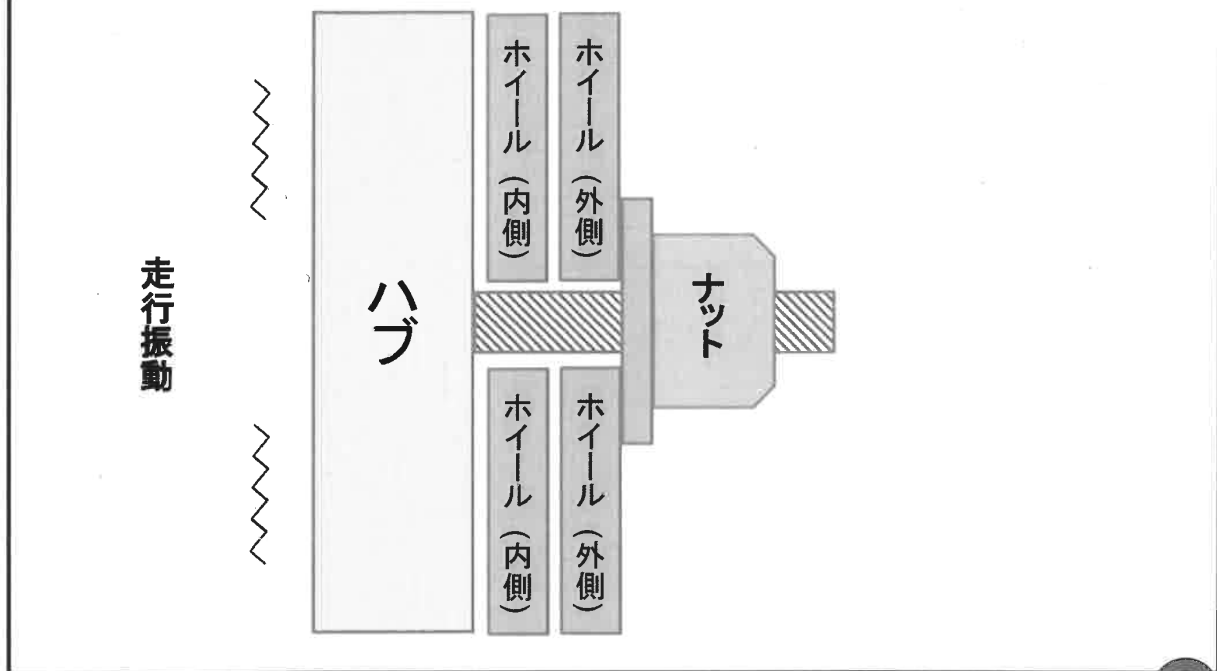


19

7. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

③ 走行振動により錆等の層が脱落する。

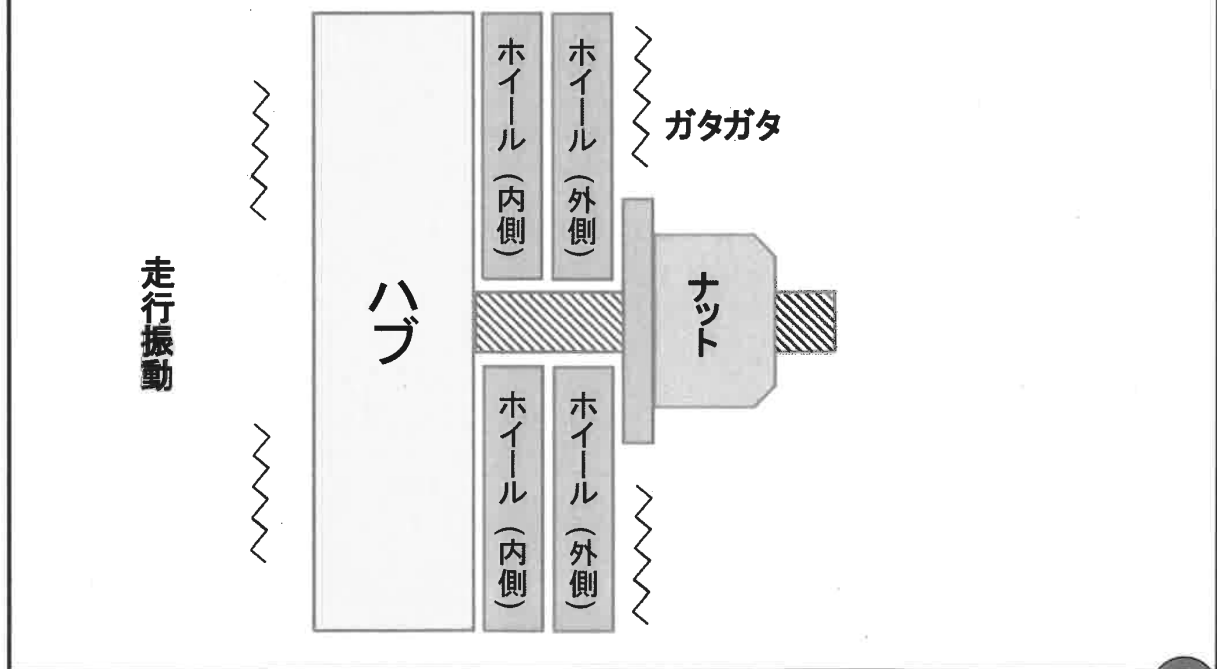


20

7. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

④ すき間ができることによりナットの締結力が低下し、走行の振動により緩みが生じる。

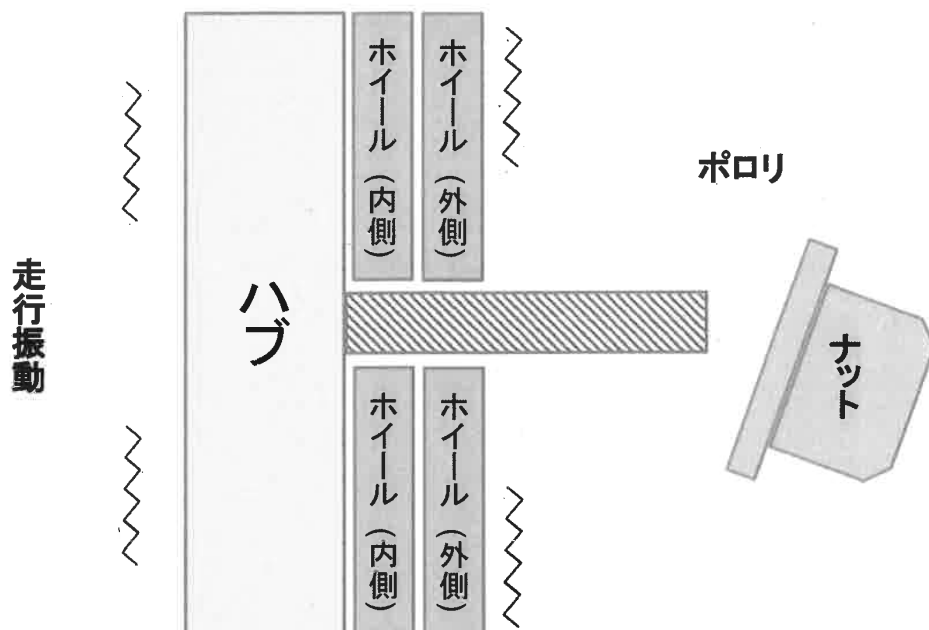


21

7. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

⑤ 緩みが進み、ナットが外れる。その後ホイールも外れる。

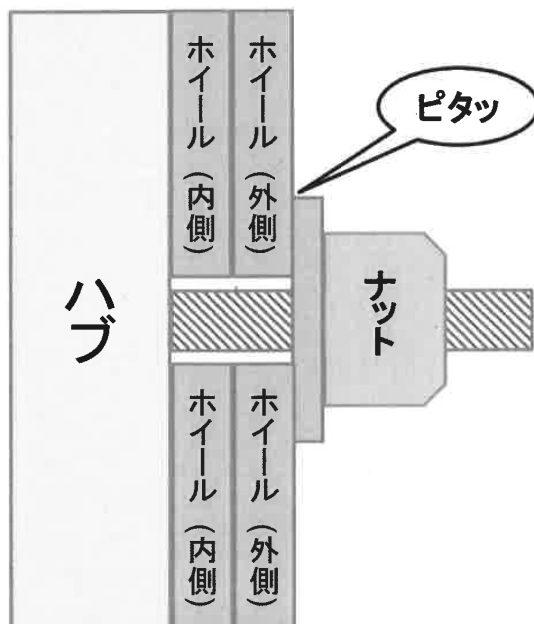


22

7. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

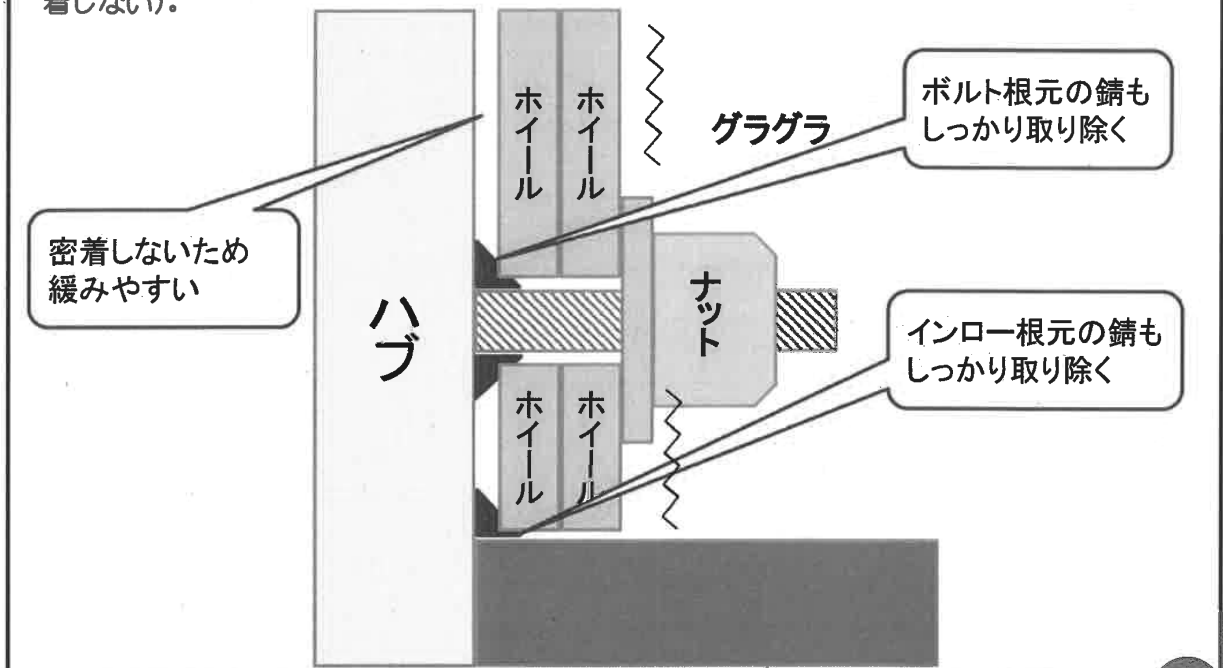
防ぐためには → 当たり面の錆、泥、汚れ等をしっかり落としてから組み付ける。



23

7. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生
 ボルトや、ハブはめ合い部(インロー部)根元の錆にも注意(錆が挟まり、ホイールとハブが密着しない)。

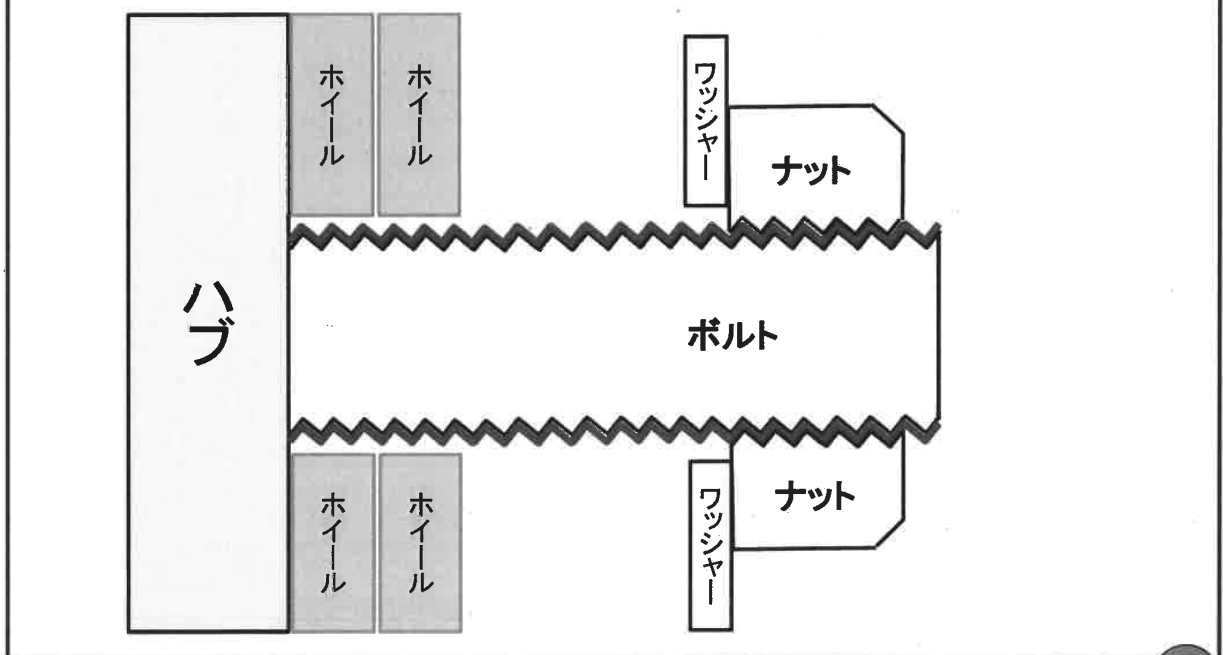


24

7. 事故発生メカニズム（推定）

(4) ボルト、ナットの錆による緩み発生

① ボルト、ナットの錆びを落とさないまま締め付けると・・・

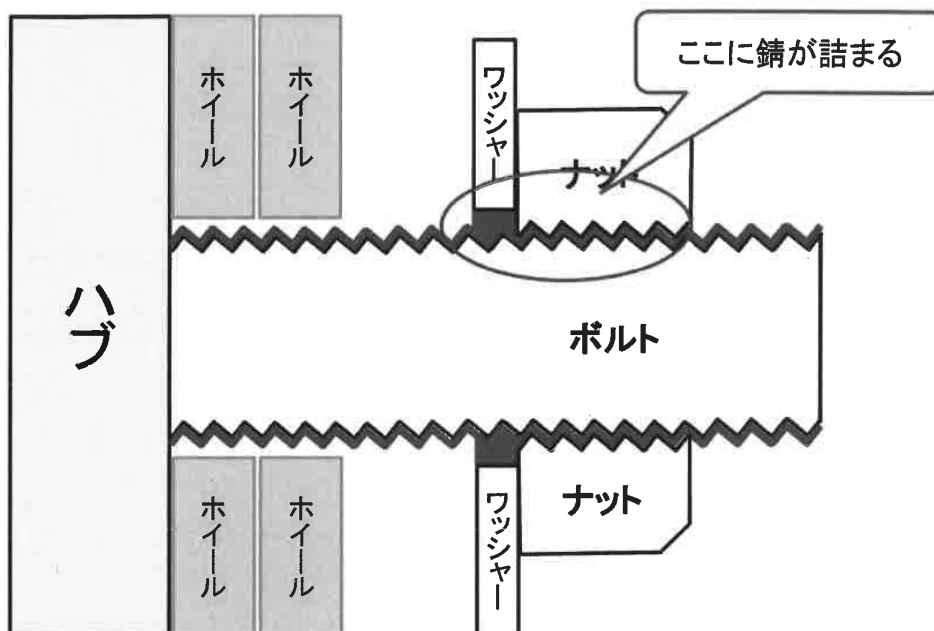


25

7. 事故発生メカニズム（推定）

(4) ボルト、ナットの錆による緩み発生

② ナットが進むにつれ、削れた錆がネジ山に詰まっていく。

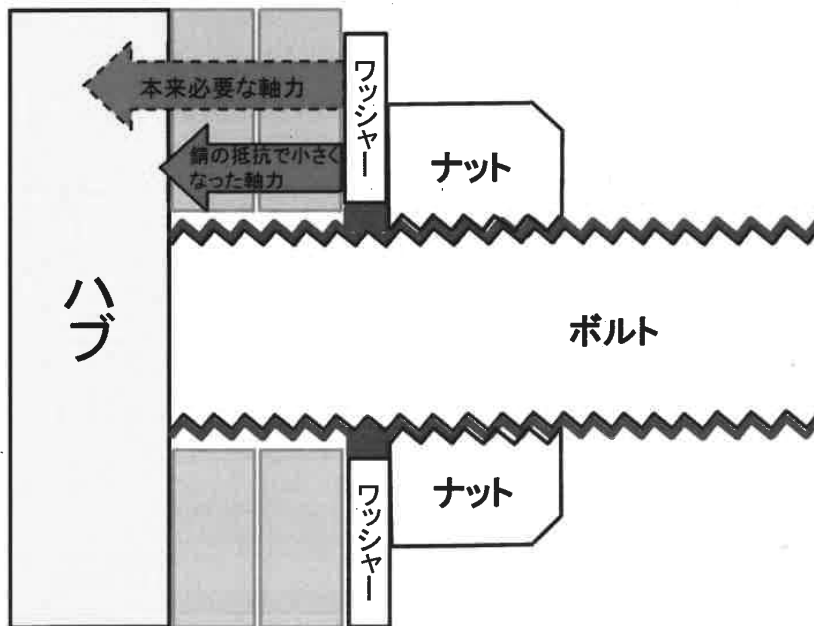


26

7. 事故発生メカニズム（推定）

(4) ボルト、ナットの錆による緩み発生

③ ネジ山に詰まった錆が締め付けの抵抗となり、規定トルクで締め付けても、本来必要な軸力（締結力）が得られない状態となる。

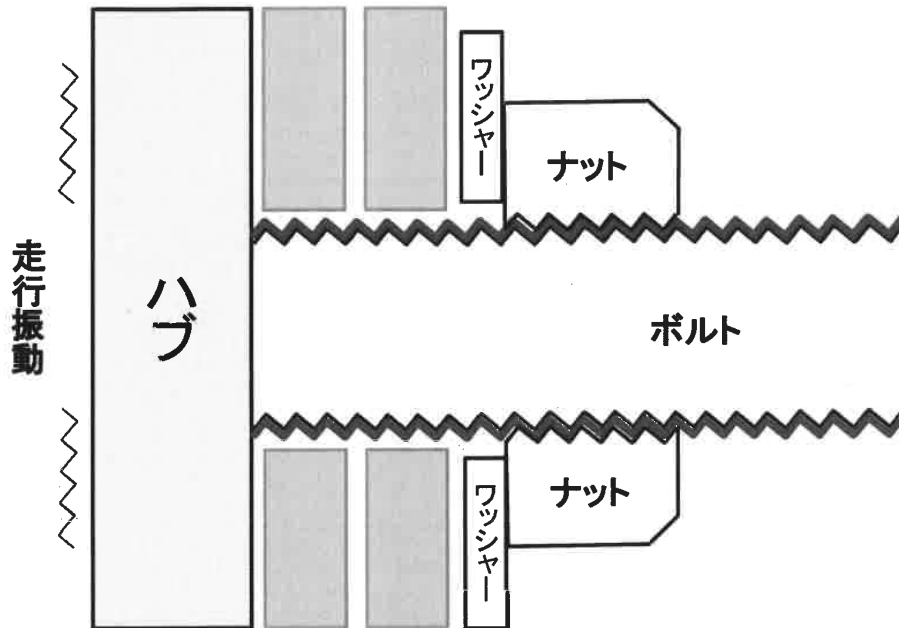


27

7. 事故発生メカニズム（推定）

(4) ボルト、ナットの錆による緩み発生

④ 走行振動で緩む。最終的にナットが外れ、ホイールも外れる。

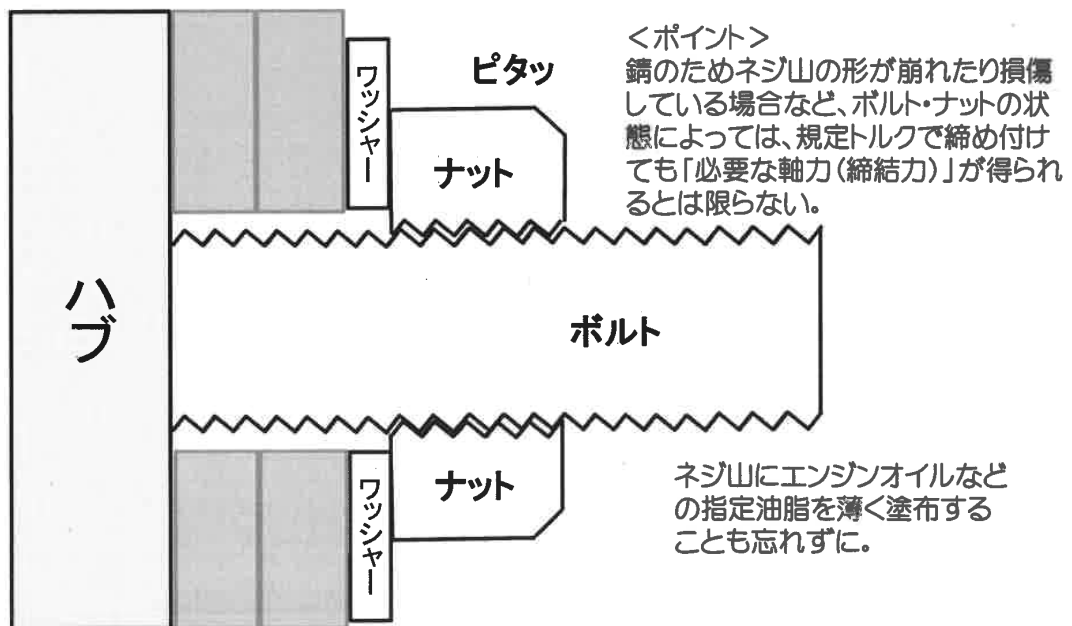


28

7. 事故発生メカニズム（推定）

(4) ボルト、ナットの錆による緩み発生

防ぐためには → ボルト、ナットが錆びている場合、錆を落としてから締め付ける。

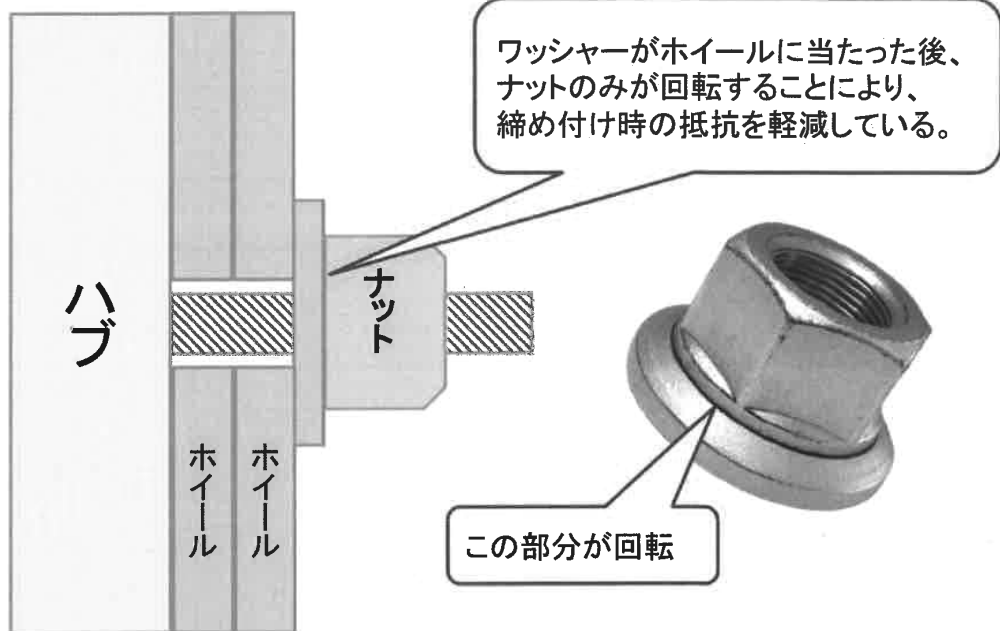


29

7. 事故発生メカニズム（推定）

(5) ISO方式ナットワッシャーの固着による緩み発生

① ISO方式のナットワッシャーには、スムーズに回ることによって締め付け時の回転抵抗を軽減する機能がある。

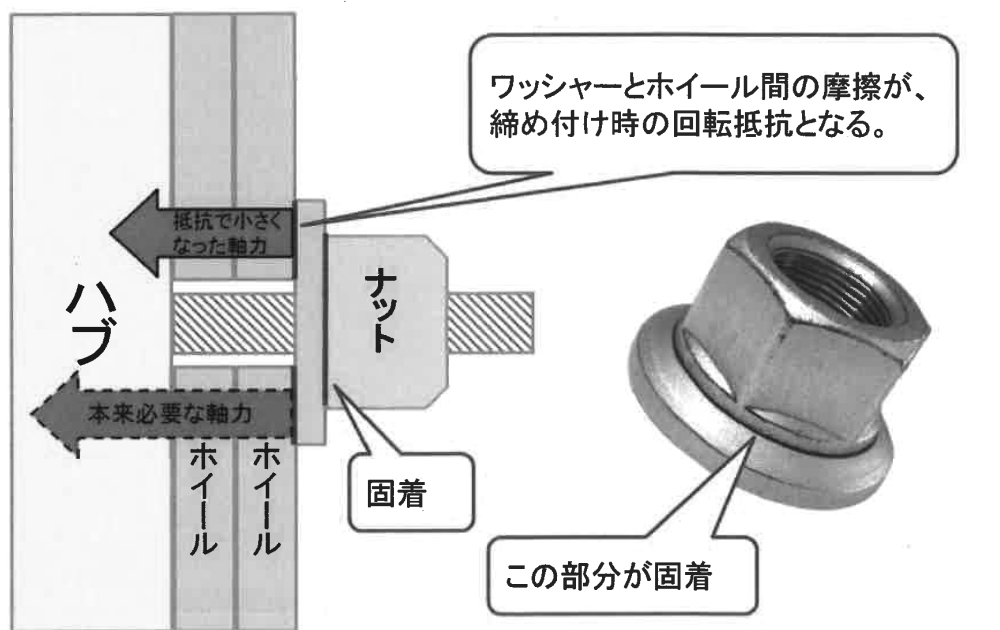


30

7. 事故発生メカニズム（推定）

(5) ISO方式ナットワッシャーの固着による緩み発生

② ナット-ワッシャー間が錆等によりスムーズに回らないと、締め付け時の回転抵抗が大きくなるため、規定トルクで締め付けても、必要な軸力(締結力)を得られない。

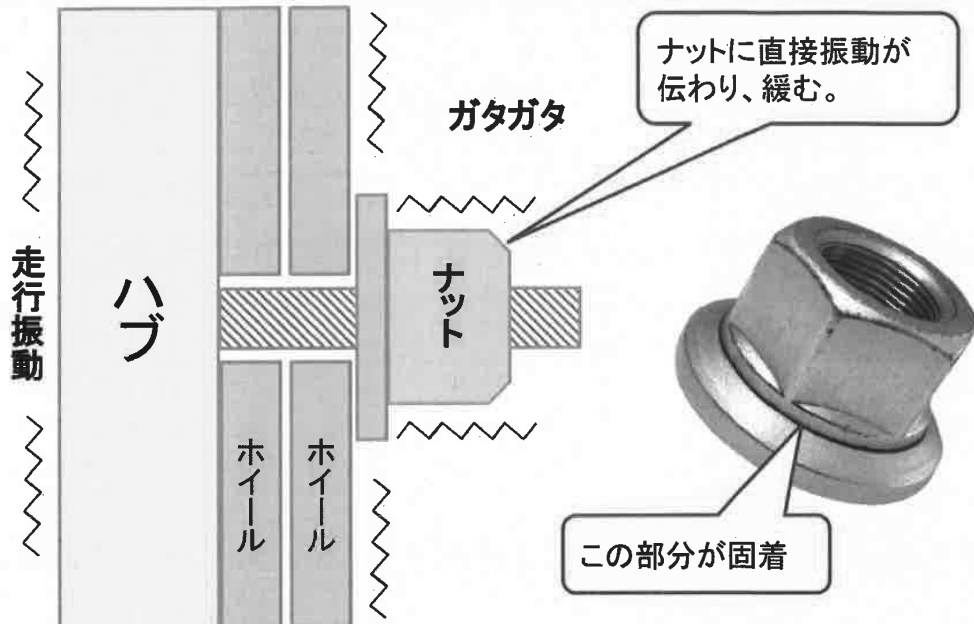


31

7. 事故発生メカニズム（推定）

(5) ISO方式ナットワッシャーの固着による緩み発生

③軸力（締結力）が小さく、また、走行振動がナットに直接伝わるため、ナットが緩みやすい。

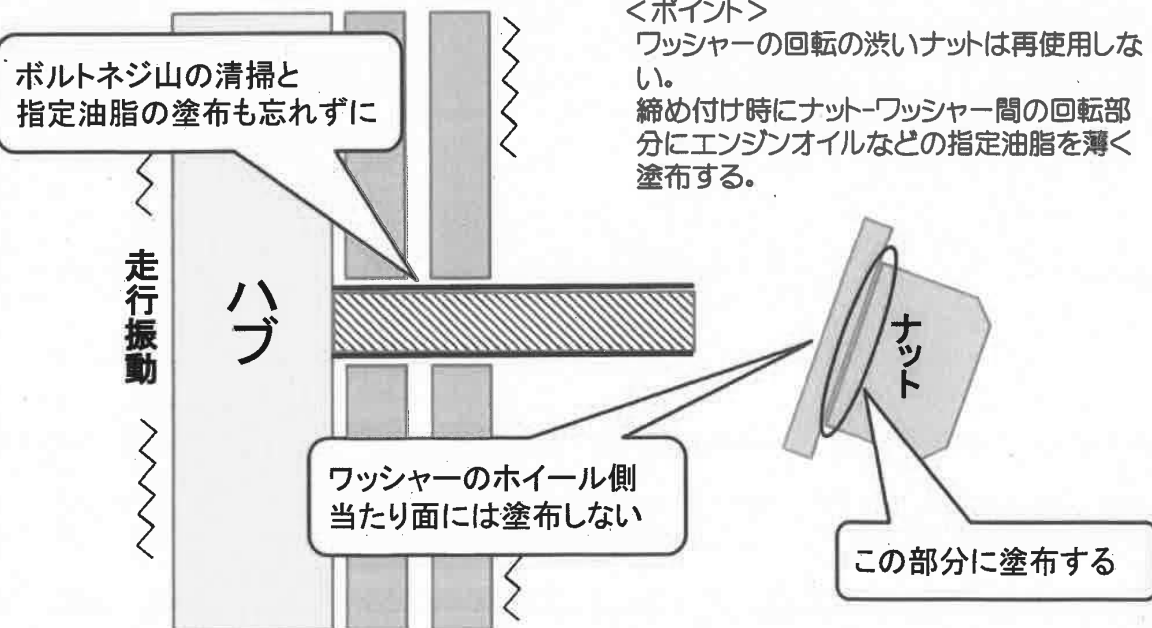


32

7. 事故発生メカニズム（推定）

(5) ISO方式ナットワッシャーの固着による緩み発生

③緩みが進み、ナットが外れる。その後ホイールも外れる。

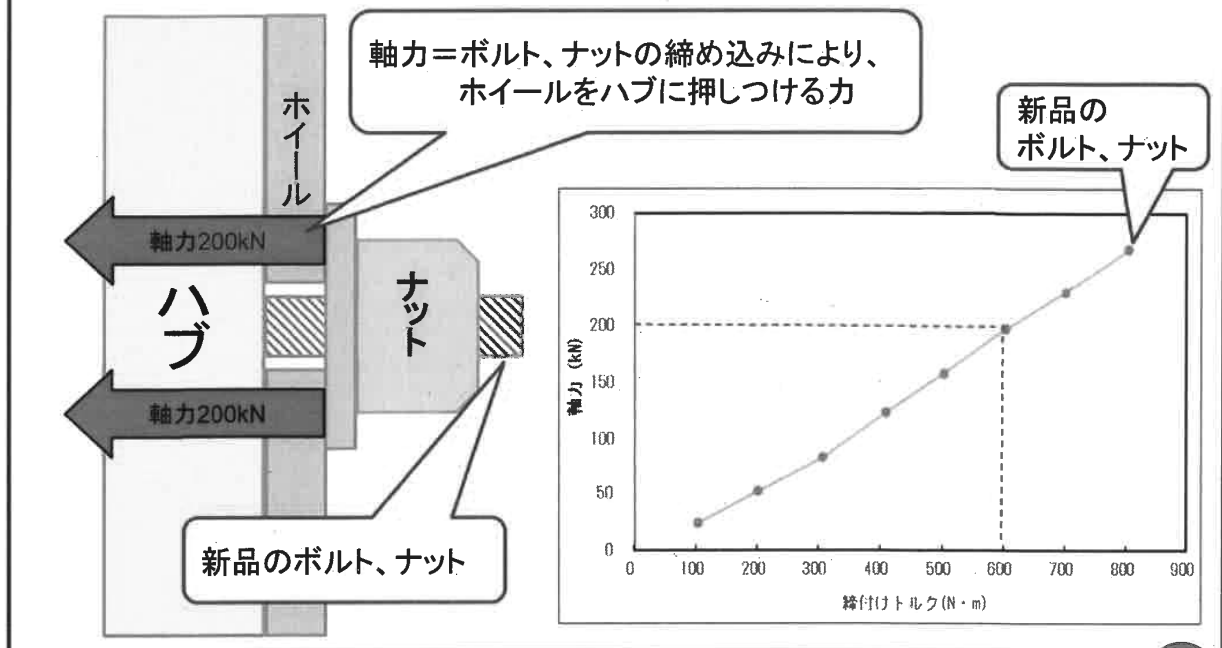


33

7. 事故発生メカニズム

(参考) ボルト、ナットが新品の場合と錆を落とさない場合の「軸力」の差

①新品のボルト、ナットを使用し、トルク600N・mで締め付けると、軸力は約200kNまで上がる。



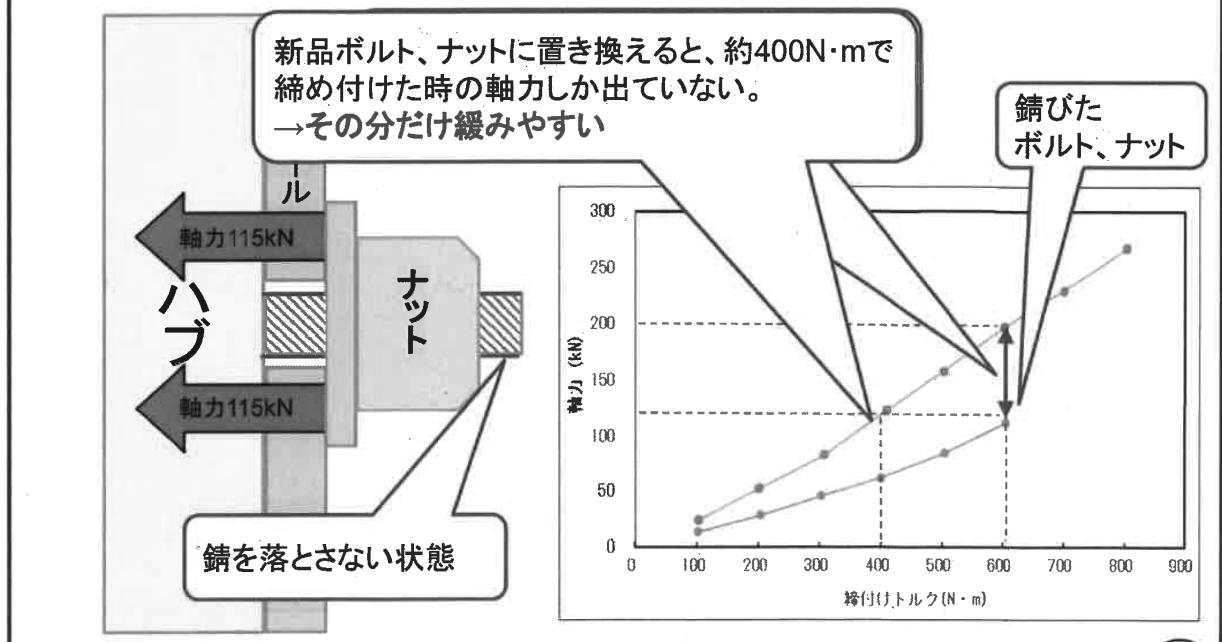
「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG」中間とりまとめにおける検証結果より

34

7. 事故発生メカニズム

(参考) ボルト、ナットが新品の場合と錆を落とさない場合の「軸力」の差

②錆を落とさないままのボルト、ナットを使用した場合、トルク600N・mで締め付けても、錆の抵抗により軸力は約115kNまでしか上がらない。



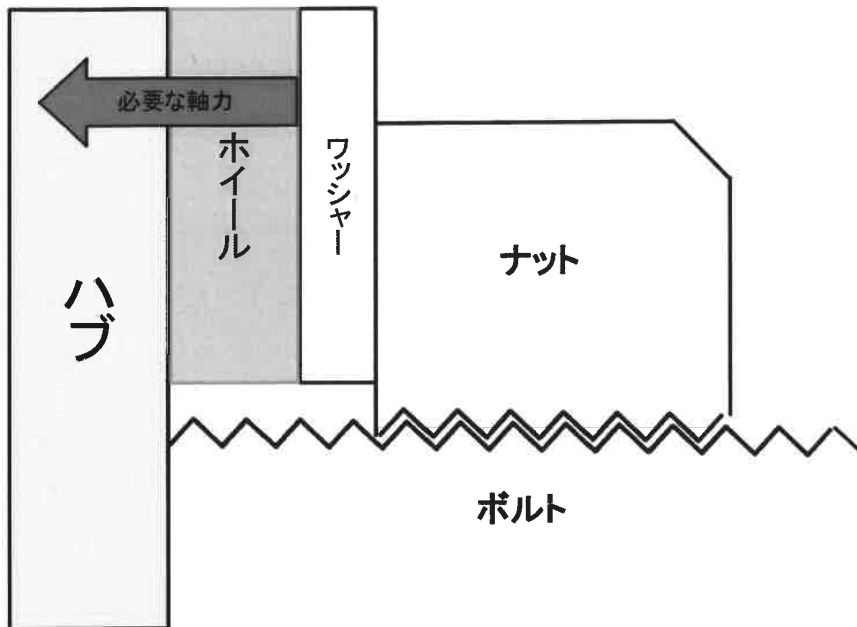
「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG」中間とりまとめにおける検証結果より

35

7. 事故発生メカニズム（推定）

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

①正常なボルトとナットは、ネジ山がしっかりかみ合うことで必要な軸力（締結力）を維持している。

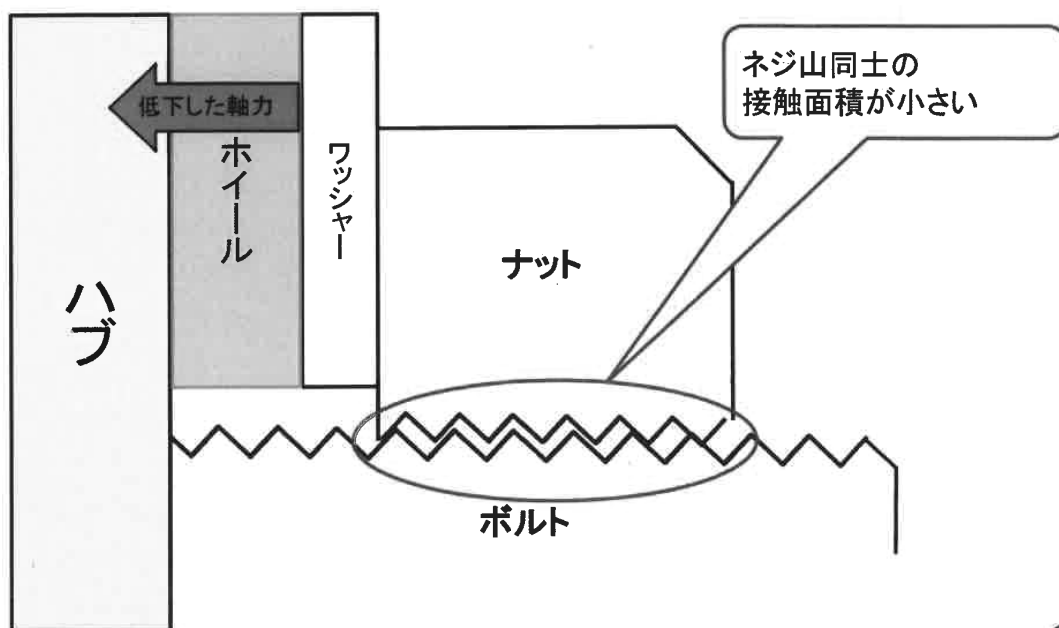


36

7. 事故発生メカニズム（推定）

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

②ボルトが伸びたりネジ山が傷んだりしているると、ネジ山がしっかりかみ合わないため、軸力（締結力）を維持できない。また、傷や損傷が抵抗になり必要な軸力が得られない。

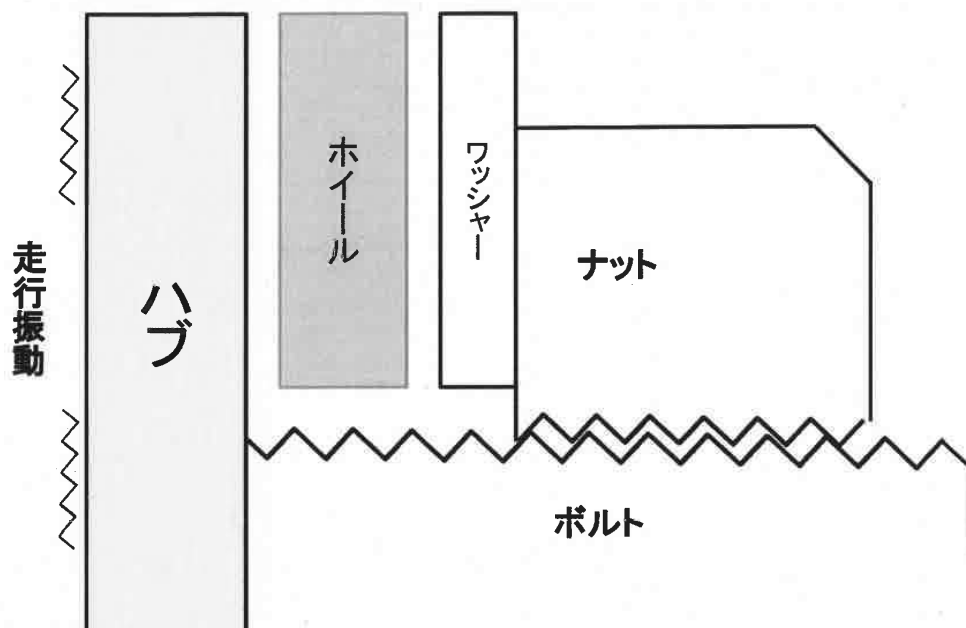


37

7. 事故発生メカニズム（推定）

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

③ 走行振動により緩む。最終的にナットが外れ、ホイールも外れる。



38

7. 事故発生メカニズム（推定）

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

防ぐためには → 規定トルクを守ってボルトの伸び、ネジ山の傷みを防ぐ。
伸びたボルト、ネジ山の傷んだボルトは再利用せず交換する。

ボルトの伸び、ネジ山の傷みを防ぐポイント

- ① トルクレンチを使い、規定トルクで締め付ける。
 - 「とにかく強く締めればよい」という感覚では、ボルトの傷みは急速に進む（最悪の場合、ボルトが折れる）。
 - 「規定トルクの1~2割増し」でも、ボルトの傷みは進む。
 - 規定トルクを守り、増し締めや日常点検をしっかり行うことが、ボルトの寿命を延ばす第一歩。
- ② 全てのナットを仮締めしてからトルクレンチで締め込む。
 - インパクトレンチでガチガチに締め付けてからトルクレンチを使っても意味が無い。
 - インパクトレンチを使用する場合は、エア圧力を下げた状態で仮締めまでとし、最後にトルクレンチで締め込む。
 - 特に、ナットをボルト先端から一気に締め込むと、慣性によりナットの回転に勢いが付き、想像以上に締め付けトルクが上がってしまう。

39

7. 事故発生メカニズム（推定）

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

過大なトルクでの締め付けにより伸びたホイールボルト

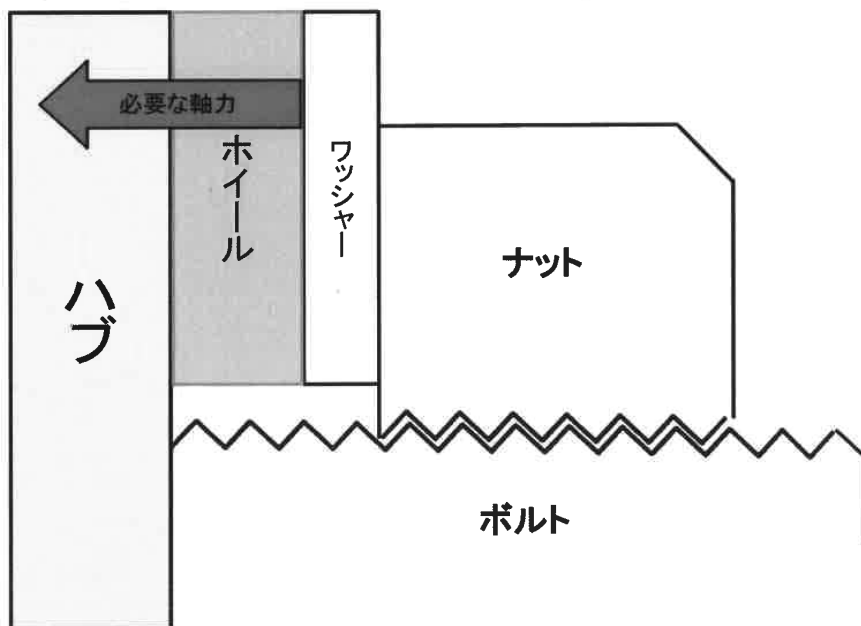


40

7. 事故発生メカニズム（推定）

(7) ボルトの痩せによる緩み発生

① 正常なボルトとナットは、ネジ山がしっかりとみ合うことで必要な軸力（締結力）を維持している。

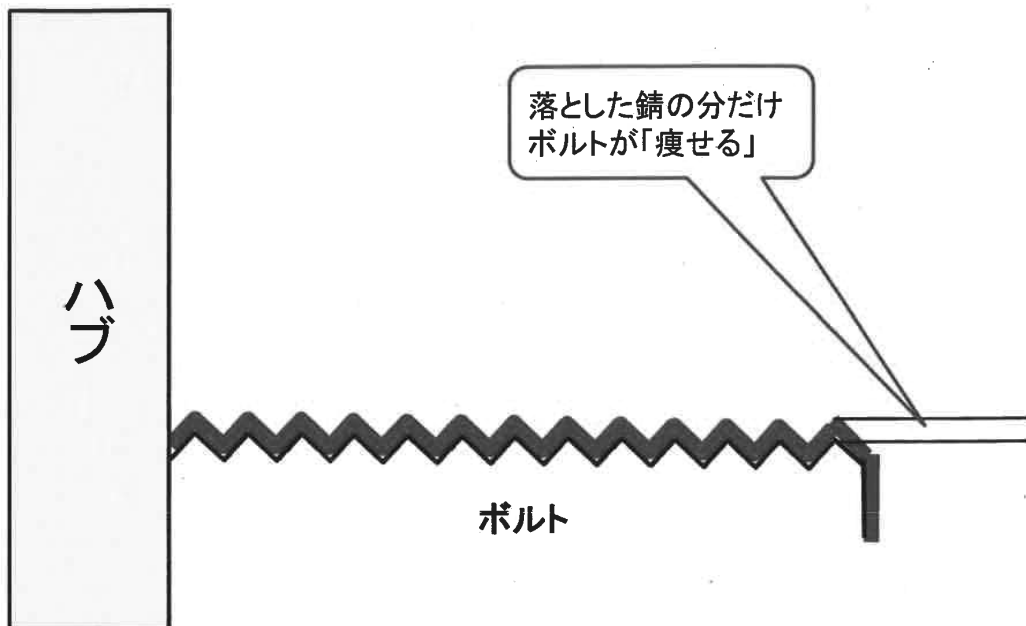


41

7. 事故発生メカニズム（推定）

(7) ボルトの痩せによる緩み発生

②ボルトの錆がひどい場合、錆を落としても元のボルトよりも「痩せた」状態となる。

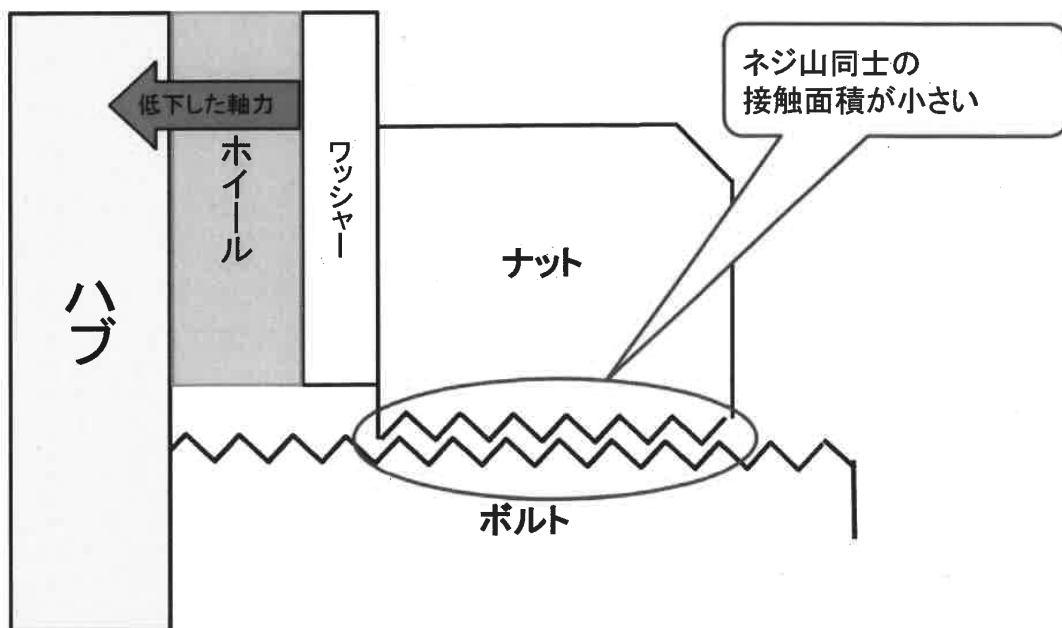


42

7. 事故発生メカニズム（推定）

(7) ボルトの痩せによる緩み発生

③ボルトが痩せていると、ネジ山がしっかりかみ合わないため、軸力（締結力）を維持できない。

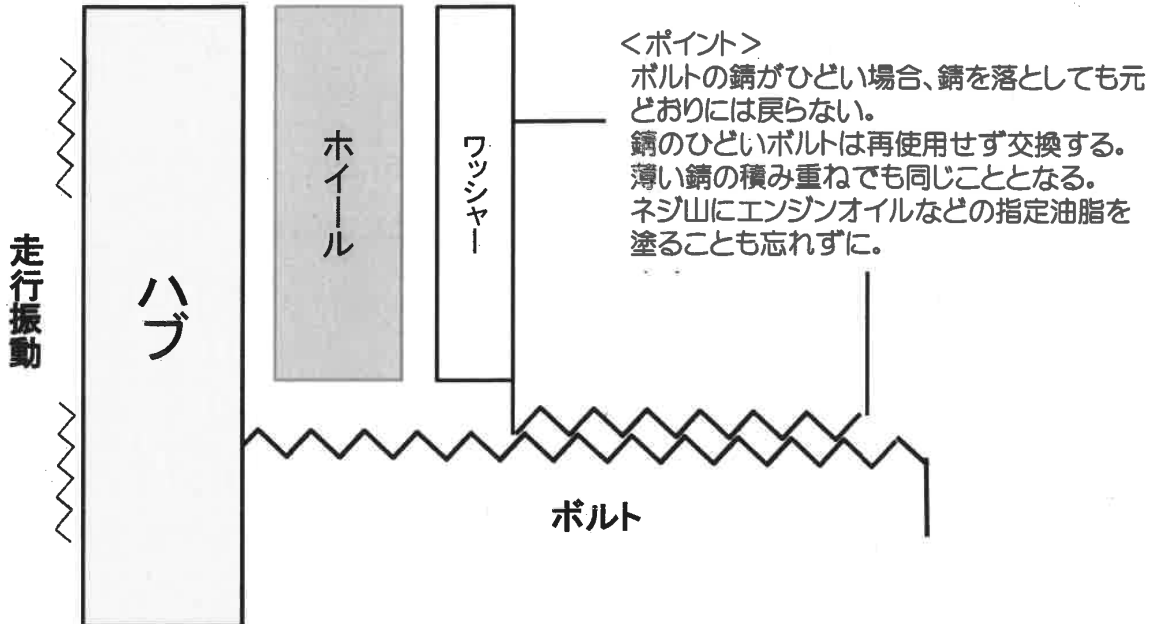


43

7. 事故発生メカニズム（推定）

(7) ボルトの痩せによる緩み発生

④ 走行振動により緩む。最終的にナットが外れ、ホイールも外れる。



44

7. 事故発生メカニズム（推定）

まとめ

ここまで紹介した(1)～(7)の他にもナットが緩む要因は存在し、それらが複合的に発生することにより、車輪脱落事故の発生に至っていると考えられます。

よって、車輪脱落事故の防止については、以下の取組の全てを確実に実行する必要があります。

- 必要な知識を持った者が正しい手順によりタイヤ交換作業を行うとともに、ホイール、ボルト、ナット及びハブの状況を確認し、状況に応じ、それらの交換も含めた必要な措置を行う（特に錆びている場合に注意）。
- タイヤ交換作業後50～100km走行後に、トルクレンチを使用し、必ず規定トルクでナットの増し締めを行う。
- 一日一回運行前の日常点検で、ナットの緩みの有無を必ず確認するとともに、錆汁の痕跡といった予兆を見逃さず、必要な措置を行う。

45

8. 車輪脱着作業手順（4つのポイント）

落ちない! 大型車の車輪脱落事故0へ
正しい作業が、防ぐ事故。
徹底しよう! 車輪脱落を防ぐ、4つのルール

お きまりのトルクで
きちんと締め付けて

規定のトルクで確実な締め付けを
 締め付け方では、規定値で締め付ける
 本気力や経験に頼らずに、トルクレンチ
 を必ず使う。規定値を計測した上で
 作業に当たります。

ち やんと増し締め
交換後

50~100km走行後にしっかりと増し締めを
 締め付け後は道路状況によってトルクレンチの締め付け力が若干
 減る可能性があるため、増し締めを行います。

な ひとつと見てボルト触つて
さあ出発!

一日一回の
日常点検を
 運行前に必ず確認し、ボルト、ナット
 等の劣化や緩みを確認し、必要に応じて
 交換を行います。

い や待てよ? ボルトと
ナットは正しいか?

ホイールに適合したボルト、ナットを
 スペアホイール、アタッチメントの指定書には、それぞれ適合する
 ボルト、ナットのサイズを必ず確認してください。

左側輪に注意! 左側輪のボルト、ナットは、走行中に路面からの石や砂が
 飛びかかりやすく、緩みやすいため、必ず点検してください。

ホイールやホイールボルトの錆に注意! ホイールやホイールボルトは、錆が
 進むと、強度が低下し、事故の原因となります。必ず錆を除去し、
 必要に応じて、ボルト、ナットは、交換してください。

詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

◎車輪取付を正しく行い、日々の点検を行うことにより車輪脱落事故を防ぐことが可能です。

◎特に東北地方では、ホイール、ボルト、ナット及びハブの錆に注意してください。

◎車輪取付作業方法や点検方法の情報は、東北運輸局特別ページに集約したので再確認ください。

◎特に注意願いたいポイントを絞ったものを「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」として周知しています。

- 規定トルクで確実な締め付け・・・ **お**
- 一定走行後の増し締め・・・ **ち**
- 日常点検（運行前点検）での確認・・・ **な**
- 適正部品の使用・・・ **い**

14. 大型車の車輪脱落事故防止特別ページの紹介

◎今般、東北運輸局のホームページ上に、大型車の車輪脱落事故防止に関する情報を集約した特別ページを開設しました。

◎本資料も掲載しているので、車輪脱落事故防止のため社内教育等の場面でのご活用をお願いします。

特別ページへの掲載情報（随時更新予定）

<緊急メッセージ>

- ◆大型車のユーザーの皆様へ

<車輪脱落防止資料>

- ◆（一社）日本自動車工業会HP（リンク）
- ◆（一社）日本自動車車体工業会HP（リンク）
- ◆（公社）全日本トラック協会HP（リンク）
- ◆全国タイヤ商工協同組合連合会HP（リンク）
- ◆東北運輸局作成 車輪脱落防止チラシ・ポスター

<制度等>

- ◆国土交通省HP掲載情報（リンク）
- ◆車輪脱落にかかる自動車事故報告書
- ◆日常点検整備、定期点検整備等（リンク）

<情報発信>

- ◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」（リンク）
- ◆東北運輸局メールマガジン
- ◆東北運輸局Twitter

東北運輸局 特別ページ



8,押印見直しに伴う変更について

押印見直しに伴う変更について

～申請書等への押印・署名の廃止～

宮城運輸支局

令和2年7月に閣議決定された「規制改革推進実施計画」を受け
令和3年1月1日より、自動車の検査・登録手続において、下記
のとおり取扱いが変わります。

記

☆ 申請書等への押印及び署名が不要となる主な手続き

- ・ 継続検査、構造等変更検査
- ・ 所有者の住所、氏名又は使用者に係る手続き（変更登録）
- ・ ナンバープレートの変更や車検証の再交付
- ・ 小型二輪、軽二輪の届出全般

注意点！

所有権の得喪に関わる手続き（新規登録・移転登録・抹消登録）については、これまで同様に印鑑証明書の添付と実印押印が必要となります。

※ 個別詳細については、各担当窓口へご確認下さい。

申請者の皆様へお知らせ

令和3年1月1日より

自動車局関連の政省令等を改正し、

申請書類等の

本人署名・認印の押印が

不要(※)となります。

※一部申請（新規・移転・抹消登録等）
につきましては、引き続き、実印等押印
が必要な書類もございます。

詳しくは、窓口職員までお問合せください。

令和2年12月24日
宮城運輸支局

令和3年1月～検査申請書への押印（署名）欄が廃止されます

専用3号様式

継続検査申請書

① 手数料種類 11	② 手数料 1000	③ 有効期間 1 1年未満 2 1年以上2年以下 3 2年以上3年以下 4 3年以上	④ 再検査 1 再検査なし 2 再検査あり 3 再検査あり 4 再検査あり	⑤ 再検査 1 再検査なし 2 再検査あり 3 再検査あり 4 再検査あり	⑥ 再検査 1 再検査なし 2 再検査あり 3 再検査あり 4 再検査あり	⑦ 証明書指示 1 証明書あり 2 証明書なし 3 証明書あり 4 証明書なし
---------------	---------------	--	---	---	---	---

⑧ 登録ナンバーコード
00-000000

⑨ 再検査記録番号
00000000

⑩ 再検査記録番号
00000000

⑪ 再検査記録番号
00000000

⑫ 再検査記録番号
00000000

⑬ 再検査記録番号
00000000

⑭ 再検査記録番号
00000000

⑮ 再検査記録番号
00000000

⑯ 再検査記録番号
00000000

⑰ 再検査記録番号
00000000

⑱ 再検査記録番号
00000000

⑲ 再検査記録番号
00000000

⑳ 再検査記録番号
00000000

㉑ 再検査記録番号
00000000

㉒ 再検査記録番号
00000000

㉓ 再検査記録番号
00000000

㉔ 再検査記録番号
00000000

㉕ 再検査記録番号
00000000

㉖ 再検査記録番号
00000000

㉗ 再検査記録番号
00000000

㉘ 再検査記録番号
00000000

㉙ 再検査記録番号
00000000

㉚ 再検査記録番号
00000000

㉛ 再検査記録番号
00000000

㉜ 再検査記録番号
00000000

㉝ 再検査記録番号
00000000

㉞ 再検査記録番号
00000000

㉟ 再検査記録番号
00000000

㊱ 再検査記録番号
00000000

㊲ 再検査記録番号
00000000

㊳ 再検査記録番号
00000000

㊴ 再検査記録番号
00000000

㊵ 再検査記録番号
00000000

㊶ 再検査記録番号
00000000

㊷ 再検査記録番号
00000000

㊸ 再検査記録番号
00000000

㊹ 再検査記録番号
00000000

㊺ 再検査記録番号
00000000

㊻ 再検査記録番号
00000000

㊼ 再検査記録番号
00000000

㊽ 再検査記録番号
00000000

㊾ 再検査記録番号
00000000

㊿ 再検査記録番号
00000000

運輸支局長殿
運輸監理部長
令和 年 月 日

自動車検査申請書には、これまで継続検査の申請者である使用者の押印または署名が必要でしたが、令和3年1月から、「使用者」の押印または署名が廃止となりました。

押印（署名）は不要です

申請人（配用者）
氏名又は名称
住所
運輸 太郎
東京都千代田区霞ヶ関1-2-3

※詳しくは職員までお尋ねください。

申請人（配用者）
氏名又は名称
住所
受検者
氏名又は名称
住所

以下の欄面に記載すべき事項が検閲事項であり、検閲に当たっては欄面をキレツキとして下さい。
 検査基準適合証

継続検査に必要な書類等
納税証
保険証
重量税
申請書
記録簿

201905



9, 電子制御装置整備の追加申請について

自動車特定整備事業の変更申請にかかる記載例について

令和2年4月からの特定整備制度開始に伴い、電子制御装置点検整備にかかる申請を検討されている方向けに、令和3年度上期までに申請のあった申請書の中で間違いや内容に不備が多かった箇所を注意点として載せました。今後の申請の際にご活用下さい。

■ 届出・申請書は整備振興会のメンバーページのほか、
東北運輸局の自動車整備事業申請書・届出書様式ダウンロードページ
<https://www.tmlit.go.jp/tohoku/jg/jg-sub98.html>
よりダウンロードできます。

■ 特定整備事業の概要は国土交通省のページ
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html
をご参照下さい。

特定整備への対応マニュアル
(分庫整備事業者編)

— 先進技術の
確実な整備のために —
令和2年4月より、特定整備制度が施行します

令和2年4月1日より、“電子制御装置整備”として、

- 自動運行装置 にかかる作業のほか、
- 衝突被害軽減ブレーキ
- レーンキープ

と、記録簿の記載
にかかる以下の作業を行う場合、**認証が必要**となります。

スキャンツールをつないでのエーミング
カメラ、レーダーの取り外し・取り付け角度の変更
カメラ、レーダー等が取り付けられている
車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着

など

画像カメラ (2バースト型)
カメラ・ミリ波レーダー一体型 (2バースト型)

国土交通省

特定整備への対応マニュアル
(指定整備事業者編)

— 先進技術の
確実な整備のために —
令和2年4月より、特定整備制度が施行します

令和2年4月1日より、“電子制御装置整備”として、

- 自動運行装置 にかかる作業のほか、
- 衝突被害軽減ブレーキ
- レーンキープ

と、記録簿の記載
にかかる以下の作業を行う場合、**認証が必要**となります。

スキャンツールをつないでのエーミング
カメラ、レーダーの取り外し・取り付け角度の変更
カメラ、レーダー等が取り付けられている
車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着

など

画像カメラ (2バースト型)
カメラ・ミリ波レーダー一体型 (2バースト型)

国土交通省

第2号様式（認証）

自動車特定整備事業の変更（届出 **申請**）書

申請に○をつける

東北運輸局長 殿

令和 年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（届出・**申請**）します。

また、同法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。

（注）届出にあつては「届出」、申請にあつては「申請」の文字に○を記載すること。

（注）該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）

（注）必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな） 届出者 申請者 の氏名又は名称	かぶしきがいしゃ ○○○○ だいひょうとりまりやく こどはなこ 株式会社○○○○ 代表取締役 国土花子
届出者 申請者 の住所	〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
電話番号	022-299-8851
（ふりがな） 事業場の名称	かぶしきがいしゃ ○○○○ どうほくこうじょうみやぎしてん 株式会社○○○○ 東北工場宮城支店
事業場の所在地	〒983-8540 宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目3-15
電話番号	022-235-2517
認証番号	3-1234
認定番号	
指定番号	3-5678

申請者名及びふりがなを記載。
法人であれば会社名、代表者の役職及び
代表者名を記載。

届出・申請の内容の別		変更年月日	年 月 日
相続		事業場の所在地の変更	
合併		役員の変更	
分割	<input type="radio"/>	屋内作業場又は電子制御装置点検整備作業場の変更 （面積又は間口若しくは奥行の長さ）	
譲受		自動車特定整備事業の種類の変更	【変更申請】
事業者名又は住所の変更	<input type="radio"/>	対象自動車の種類、整備又は装置の種類の変更	【変更申請】
事業場の名称の変更		業務の範囲の変更	【変更申請】

申請・届出をする内容に「○」を記載。

（注）役員の変更のみの届出の場合は、役員の変更届出書（第5号様式）を使用すること。

（注）□枠内の該当するものに○を記載すること。

1 宣誓書

道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。 チェック欄

該当がない場合は
チェックを忘れずに！

（注）宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。

（注）役員の前任のみの場合は記載を省略できる。

提出前に！

- ・変更する項目を確認しましたか
- ・住所や役員等で届出が漏れているものはありませんか

2-① 自動車特定整備事業の種類の変更

自動車特定整備事業の種類	別	認証年月日
<input type="radio"/> 普通自動車特定整備事業		平成 14 年 7 月 1 日
<input type="radio"/> 小型自動車特定整備事業		平成 14 年 7 月 1 日
<input type="radio"/> 軽自動車特定整備事業		年 月 日

(注) 口枠内の該当するものに、追加するものは◎を、廃止するものは×及び認証年月日、変更がないものは○及び認証年月日を記載すること。

現在事業場に今ある
認証書を見ながら記入!

2-② 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類の変更

対象自動車の種類 の別	対象自動車の整備及び装置の種類										
	全て	分解整備							電子制御装置整備※		
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行 (運行補助を含む)	運行補助
普通自動車(大型)		×									
普通自動車(中型)		○									◎
普通自動車(小型)		○									◎
普通自動車(乗用)		○							◎		
大型特殊自動車		○									
小型四輪自動車		○									◎
小型三輪自動車		○									◎
小型二輪自動車		○									
軽自動車		○									◎

(注) 口枠内の該当するものに、追加するものは◎、廃止するものは×、変更がないものは○を記載すること。
※電子制御装置整備を申請する場合は以下確認の上、チェック欄にレ点すること。

2-②に記載した電子制御装置整備については、整備用スキャンツール、運行補助装置整備に必要な情報及びエーミングに必要な機器を入手することができる体制が確保できます。

チェック欄

チェックを忘れずに!

現在の認証書を見ながら記入!

・取得済みのものは○を
・追加するものは◎
(運行補助装置等)
・廃止があれば×
を記入してください。

2-③ 業務の範囲の変更

業務の範囲の限定 の別	
	軽油を燃料とする原動機を除く
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
	カタピラ付大型特殊自動車に限る
	その他 ()

(注) 口枠内の該当するものに、限定の申請をするものは◎、限定の解除をするものは×、変更がないものは○を記載すること。

3 旧事業者の氏名又は名称及び住所

(ふりがな)	
旧事業者の氏名又は名称	
旧事業者の住所	

4 旧事業場の名称及び所在地

(ふりがな)	
旧事業場の名称	
旧事業場の所在地	

5 工員の構成

工員の構成	合計 (工員数)	整備士数						整備士 以外の 工員数
		一級 (三輪除く)	一級 (二輪)	二級	三級	車体	電気	
	4 人	人	人	2 人	1 人	人	人	1 人

提出前に!

- ・認証の種類及び対象自動車に間違いはありませんか
- ・工員数は認証及び指定の基準を満たしていますか(特に大型を持っている事業場)
- ・自動運行装置まで申請する場合
メーカー等と情報提供に関する契約の締結などにより、点検・整備に必要な情報を入手できる環境にありますか

6 屋内作業場等の変更(面積又は間口若しくは奥行の長さ)

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	5.5 m	13.0 m	71.5 m ²	3.9 m	平滑舗装
部品整備作業場			21.0 m ²	4.9 m	平滑舗装
点検作業場	5.0 m	13.0 m	65.0 m ²	3.9 m	平滑舗装
車両置場	15.0 m	15.0 m	225.0 m ²		

◀ 変更がない場合は無記入で構いません

7-① 電子制御装置点検整備作業場等(7-②、8に該当しない場合)

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置点検整備作業場	5.0 m	16.5 m	82.50 m ²	3.9 m	平滑舗装
	(5.0) m	(13.0) m	(65.0) m ²		
車両置場	15.0 m	15.0 m	225.0 m ²		

◀ 収まらない場合は別紙等を使って構いません

特に古くから認証を取得された事業場では面積が今の基準を満たしているか注意が必要です。

(注) 電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を()内に記載すること。

7-② 電子制御装置点検整備作業場(施行規則第3条第8号ハに係る作業場の場合)

作業場の規模	間口	奥行
事業場所在地に有する作業場	m	m

(注) 電子制御装置整備のみを行う事業場であって、事業場所在地に電子制御装置点検整備作業場を有していない場合は記載すること。

8 電子制御装置点検整備作業場(離れた作業場又は共同使用の作業場を有する場合)

離れた作業場又は共同使用の作業場の別	<input type="radio"/> 離れた電子制御装置整備作業場				
	<input type="checkbox"/> 共同使用の作業場				
当該作業場の所在地(※1)	宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7-1				
自動車による当該作業場までの所要時間	20 分				
作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置点検整備作業場	4.5 m	8.5 m	38.25 m ²	5.2 m	平滑舗装
	(4.5) m	(8.5) m	(38.25) m ²		
車両置場(※2)	m	m	m ²		
施行規則第3条第8号ハに係る作業場	m	m			
共同使用の作業場の管理者(※3)	氏名又は名称				
	認証番号				
管理責任者の氏名(※3)					

離れた電子制御装置点検整備作業場及び共同使用の作業場がある場合や、追加する場合に「○」を記載します。

なお、複数の作業場を追加する場合には、当該項目を増やして申請します。

(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。

(注) 電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を()内に記載すること。

(注) 離れた作業場又は共同使用の作業場を複数有する場合は、本表を追加し記載すること。

(注) 「※1」は離れた電子制御装置整備作業場を有する場合に記載し、「※2」は「7-②」に該当する作業場を有する場合に記載し、「※3」は共同使用の場合に記載すること。

提出前に!

- ・寸法及び面積に記入間違いが無いですか
- ・各作業場の寸法及び面積は認証基準の面積を満たしていますか

9 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報	FAINESにより情報入手
エーミング作業に必要な機器	FINESよりダウンロード

◀ メーカーから情報・機器を入手する場合は

〇〇〇(メーカー名)専用ターゲット
などと記載

10-① 役員の変更〔現在の役員及び辞任した役員〕

現在の役員及び就任年月日	
役員氏名	役職名 (年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)

◀ 役員に変更があれば記入します。
(選任日・解任日も忘れずに)

辞任した役員及び辞任年月日	
役員氏名	役職名 (年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)

10-② 役員の変更に係る事業場

認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称

備考	
----	--

11 作業機械等

	名 称	型式・能力 等	数 量	
作業機械	プレス	ABC-35 ・ 35t	1	
	エア・コンプレッサ	D-24 ・ 5.5 kW、D-75 ・ 7.5 kW	2	
	チェーン・ブロック	型式不明 ・ 2.5t	1	
	ジャッキ	EF-1000 ・ 3t	1	
	バイス	型式不明 ・ 150 mm	1	
	充電器	GHI-J11 ・ 12 V、24 V	1	
作業計器	ノギス	KLM ・ 200 mm	1	
	トルク・レンチ	OPQ750 ・ 60-330 Nm	1	
	水準器	RST ・ 気泡管水準器	1	
点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスタ	UV500 ・ 400-40MΩ	1	
	比重計	WX40Y ・ 吸込式	1	
	コンプレッション ・ゲージ	(ガス用)	GS-Z ・ 0-3MPa	1
		(オイル用)	DS-Z ・ 0-7MPa	1
	ハンディ・バキューム・ポンプ	HBP5000 ・ 0-100kPa	1	
	エンジン・タコ・テスタ	ETT-R ・ 0-9999rpm	1	
	タイミング・ライト	TL ・ 電池式	1	
	シクネス・ゲージ	SG10 ・ 0.02-1.0mm(17枚)	1	
	ダイヤル・ゲージ	DG10 ・ 0-10mm	1	
	トイン・ゲージ	TG10 ・ 100-250mm	1	
	キャンバ・キャスト・ゲージ	KKG10 ・ -5° -+5°、-3° -+10°	1	
	ターニング・ラジアル・ゲージ	TRG10 ・ 750 kg	1	
	タイヤ・ゲージ	TG20 ・ 0-1200 kPa	2	
	検車装置	KEN3.5 ・ 3.5t、ピット	2	
	一酸化炭素測定器	GAS2020 ・ 0-9.9%	1	
	炭化水素測定器	GAS2020 ・ 0-9999 ppm	1	
整備用スキャンツール	SCAN ・ 整備用(ver3.10)	1		
工具	ホイール・プーラ	HPS ・ 小型用(PCD115-180)	1	
	ベアリング・レース・プーラ	BRR ・ -	1	
	グリース・ガン又は シャシ・ルブリケータ	型式不明 ・ 80cc	1	
	部品洗浄槽	型式不明 ・ 150ℓ	1	
備考				

型式名が特定できない場合は
型式不明等で構いません

ガステスタの型式相違が多いです。

・指定工場は
機器変更届を確認！
・黒煙やオバシメータの型式を
書いていないか確認！

提出前に!

■ 電子制御装置の追加を行う場合は
・平滑な電子制御装置点検整備作業場
・水準器
・スキャンツール

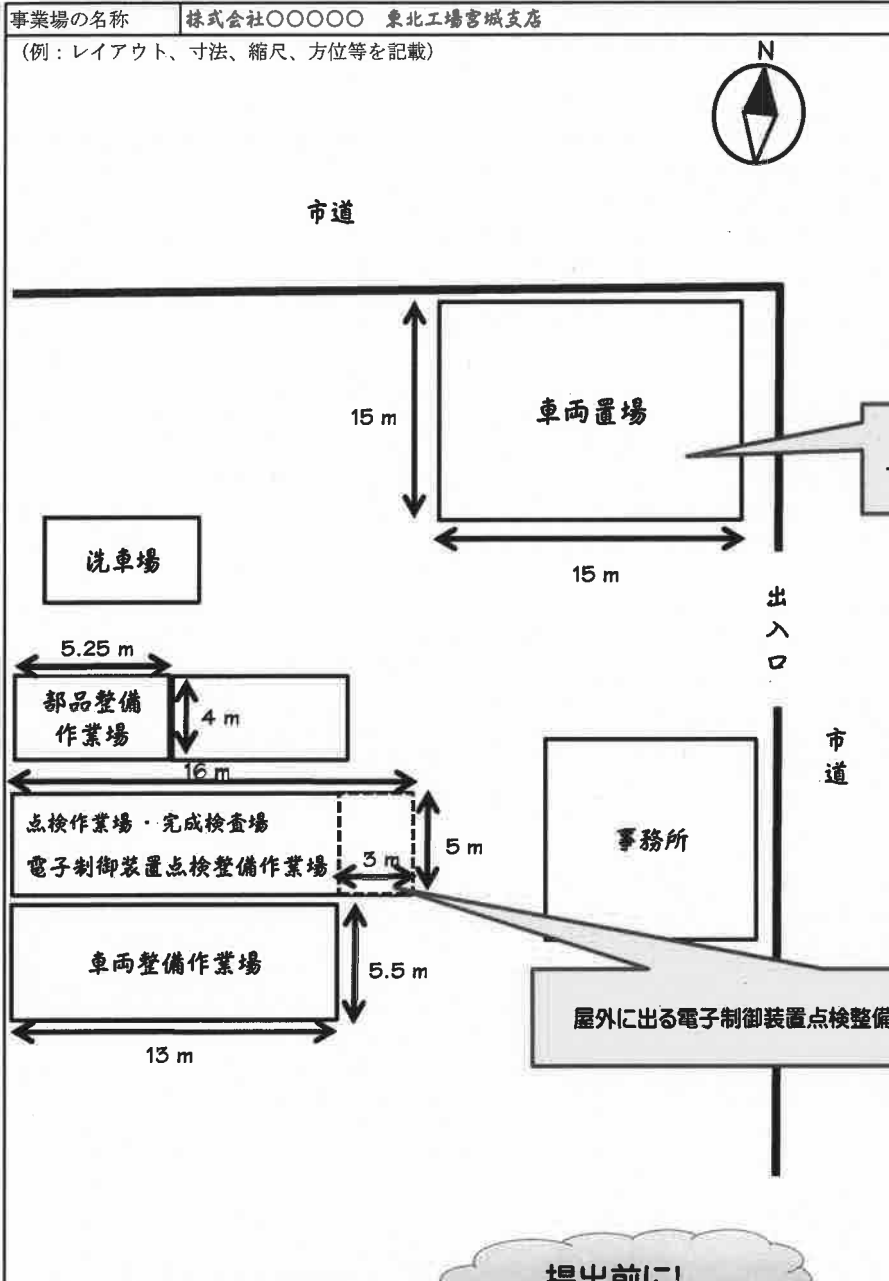
の追加が必要

→それぞれ要件を満たすことを確認できる写真を添付して下さい。(別紙例を参考にして下さい)

■ スキャンツールは一体型ですか? セパレート型ですか?

→セパレート型の場合は、スキャンツールとVCIそれぞれのバージョンが確認できるようにして下さい

12 事業場平面図



・6～8で記載した作業場の寸法と齟齬がないですか

過去の届出書面を流用して作成した際に見られる特徴

- ・寸法や名称が変わっている場所がある
- ・文字や数字が読めなくなっている
- ・屋外の作業場の記載が漏れている

別紙

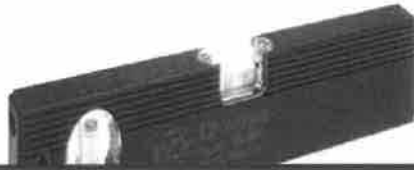
事業場の名称 株式会社〇〇〇〇〇 東北工場宮城支店

■ 電子制御装置点検整備作業場

■ 水準器

写真

平滑な作業場を確認
できるもの



※記載内容の例を示したもので、
特に定めた様式はありません

■ スキャンツール

■ 証明書(原本)

本体及びバージョンがわかる写真



必要に応じ添付

- ターゲット等
- 情報入手にかかるDVD等
- FAINES加入を示す書面 等

写真等

提出前に!

スキャンツールバージョンは確認できますか
→縮小しすぎたり、印刷で文字が潰れたりで読めないケースがあります

スキャンツールは一体型ですかかセパレート型ですか
→VCIバージョンがついていないケースがあります

整備主任者（**選任**・変更）の届出書

宮城運輸支局長 殿

令和 年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（**選任**・変更）します。

（注）選任にあつては「選任」、変更にあつては「変更」の文字に○を記載すること。

（注）該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）

（注）必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな）	かぶしがいしゃ ○○○○ だいひょうとりしまりやく こどもはなこ
届出者の氏名又は名称	株式会社○○○○ 代表取締役 園土花子
届出者の住所	〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
電話番号	022-299-8851
（ふりがな）	かぶしがいしゃ ○○○○ どうほくこうじょうみやぎしてん
事業場の名称	株式会社○○○○ 東北工場宮城支店
事業場の所在地	〒983-8540 宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目3-15
電話番号	022-235-2517
認証番号	3-1234

選任日の記入を忘れずに！

1 新たに選任した整備主任者

氏名	生年月日	統括管理業務開始日	整備士合格証書番号又は講習修了証の受講番号
自動車 検査	昭和59年 7月 1日	令和 3年 10月 1日	第2101000001号
自動車 整備	平成 14年 7月 1日	令和 3年 10月 1日	東北一こ第00000号
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	

（注）整備主任者等資格取得講習の修了証を有する者は、当該修了証の受講番号を記載すること。

（注）一級整備士（一級二種の整備士を除く）は整備士合格証書番号を記載すること。

1級整備士（大型・小型）
→整備士合格証書の番号を記載
その他の整備士
→資格取得講習修了証の番号を記載

2 辞任等した整備主任者

氏名	辞任等年月日	氏名	辞任等年月日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

3 既に選任されている整備主任者


氏名	生年月日	氏名	生年月日
自動車 保安	平成 15年 4月 1日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

備考	
----	--

提出前に！

- ・新たに選任する場合、前の事業場で解任届を出し忘れていませんか
→解任届が出ていないケースが度々発生しています
- ・氏名が変わっていませんか？
- ・記載した氏名は整備合格証書、講習修了証または合格証明願に記載の氏名のとおりですか
旧字体（例：高 と 高）が含まれる場合、改姓している場合は特に注意して下さい

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講票(修了証)

証明写真欄	<p>【証明写真について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最近1年以内の上半身脱帽(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く)のもの ○ 印刷写真の場合は、大きさは縦4cm×横3cmとし、裏面に「氏名」を記載し、のりをつけて貼付すること ○ デジタル写真の場合は、解像度は600×450 pixel以上とする 	(ふりがな) 氏名	(じどうしゃ けんさ) 自動車 検査
		生年月日 (和暦)	昭和59年7月1日
		整備士の種類と番号	二級ガソリン自動車整備士 東北二か第00000号

以降は、記載しないこと

受講番号	第 2101000001 号		
学科実施日	試問実施日	再試問実施日	
2年12月31日 第1回	3年1月1日 第1回	年 月 日 第 回	

再試問あり 再試問なし

学科受講欄	実習受講欄
	

道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号に規定する講習(電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習)を修了したことを証します。

提出前に!

- ・申請時に必要なものは修了証の写しです
原本は修了者ご自身で大切に保管して下さい。

宮城運輸支局長

修了欄



FAINES登録内容案内用紙

御中

2021年 月 日
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
(FAINESメインセンター)

日頃はFAINES（ファイネス）をご愛用頂きまして誠にありがとうございます。
お客様の現在の主な登録内容は以下となりますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

FAINESのご利用は

日整連ホームページ <https://www.jaspa.or.jp/> にあるリンクボタンをクリックして頂くか、

直接FAINESトップページ <https://faines.jaspa.or.jp/> にアクセスして下さい。

【謹告】 サービス料金の決済状況等につきましては、業務合理化を図るため、請求書・領収書の発行に代わり、FAINES内の「マイページ」にてご案内しております。

ご登録内容

会員番号	
パスワード	
会員名(事業場名等)	
所在地	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
連絡担当者	

※パスワード・電話番号・FAX番号・メールアドレスについては、FAINES内の「マイページ」から変更することができます。

特にパスワードについては定期的なご変更をお勧め致します。

なお、ご変更後のパスワードはお客様にて厳重に管理して下さい。

【注意事項】

- ・この書類は必ずお手元に保管して下さい。
- ・会員番号等を第三者に知らせることは厳禁です。また、盗難・紛失されることのないよう、管理には十分ご注意下さい。
- ・パスワードは大文字・小文字の判別を行っておりますので、入力の際はお間違えのないようご注意下さい。
- ・お客様のお問い合わせ窓口は【宮城県自動車整備振興会】でございます。

10.自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

令和3年10月1日より

概要

- 令和3年10月1日より、自動車の検査の際に支払う法定手数料として、(独)自動車技術総合機構の技術情報管理手数料が追加(1台あたり一律400円)されます。
- 技術情報管理手数料の納付は、既存の手数料と併せて行うこととなります。

何のための手数料ですか？

- 近年急速に普及しはじめている、衝突被害軽減ブレーキ等の電子制御がなされている先進安全装置について、従来の点検や検査では検知できない故障による事故が発生しています。
- このため、点検や検査(車検)のタイミングで、車載式故障診断装置(OBD)を活用して電子的に故障診断をするように、制度が変わります。
- 手数料は、この制度の実施に必要なとなる、自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報管理、全国の検査場(車検場)や整備工場が利用する情報システムを運用していくための費用として納付いただくものです。



よくあるご質問

- Q. 電子的な検査の対象車両ではありません。なぜ手数料を払う必要があるのですか。
- A. 先進安全装置の機能維持は、事故低減効果によりクルマ社会全体の安全性向上に資するため、既存の手数料同様に、電子的な検査対象車両でなくても負担をいただくこととしております。また、リコール情報の提供等、自動車を安全にお使いいただくためのサービスも提供していきます。
- Q. 自動車技術総合機構に持ち込まない指定整備工場(民間車検)や軽自動車検査協会で受検する車両について、なぜ技術情報管理手数料を払う必要があるのですか。
- A. 自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報の管理、指定整備工場や軽自動車検査協会が利用する情報システムの運用を、自動車技術総合機構が行うためです。

お問い合わせは、お近くの自動車技術総合機構又は運輸支局等まで



令和3年10月1日以降の手数料額 新旧表

継続検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400円	1,400円	1,800円	変更なし	1,800円	2,200円
	小型自動車		1,300円	1,700円		1,700円	2,100円
	小型自動車(二輪)		1,300円	1,700円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,400円	1,800円		変更なし	
	軽自動車	1,400円	-	1,400円	400円	1,800円	
指定整備	普通自動車	1,200円 (oss)1,000円	-	1,200円 (oss)1,000円	変更なし	400円	1,600円 (oss)1,400円
	小型自動車	(oss)1,000円	-	(oss)1,000円		変更なし	
	小型自動車(二輪)	1,100円	-	1,100円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200円 (oss)1,000円	-	1,200円 (oss)1,000円		変更なし	
	軽自動車	1,100円	-	1,100円	400円	1,500円	

新規検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400円	1,700円	2,100円	変更なし	2,100円	2,500円
	小型自動車		1,600円	2,000円		2,000円	2,400円
	小型自動車(二輪)		1,600円	2,000円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,700円	2,100円		変更なし	
	軽自動車	1,400円	-	1,400円	400円	1,800円	
完成検査終了証の提出	普通自動車	1,200円 (oss)1,000円	-	1,200円 (oss)1,000円	変更なし	400円	1,600円 (oss)1,400円
	小型自動車	(oss)1,000円	-	(oss)1,000円		変更なし	
	小型自動車(二輪)	1,100円	-	1,100円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200円 (oss)1,000円	-	1,200円 (oss)1,000円		変更なし	
	軽自動車	1,100円	-	1,100円	400円	1,500円	

この表にない手続き(継続検査や新規検査で限定自動車検査証、保安基準適合証等の提出があるもの、予備検査、構造等変更検査)についての手数料額の詳細は、窓口にお問い合わせください。

技術情報管理手数料の納付方法について

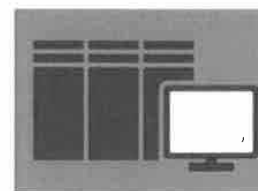
令和3年10月1日より追加される「技術情報管理手数料」の具体的な支払い方法は、以下のとおりです。

1. 登録車

① OSS申請の場合

現行の検査登録手数料と同様、オンライン決済^{※1}によりお支払いください。

※1 検査登録手数料の納付が確認されると、自動的に技術情報管理手数料の納付画面へ遷移します。



② OSS申請以外の場合（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

窓口において自動車審査証紙^{※2}によりお支払いください。

※2 持込検査の窓口申請については、既存の手数料に加え、技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。なお、新たに400円、1,700円及び1,800円の自動車審査証紙を発行することを予定しています。



100円



300円



400円
新規発行



1300円



1400円



1700円



1800円
新規発行

2. 軽自動車

① OSS申請の場合

現行の検査手数料と同様、オンライン決済^{※3}によりお支払いください。

※3 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。



② OSS以外による申請（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

現行の検査手数料と同様、窓口において現金^{※4}でお支払いください。

※4 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。



独立行政法人

自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

令和3年10月1日以降の自動車検査手続きに関する手数料一覧（その1）

申請種別	自動車の種別	納付先・金額			
		国／軽検協	自動車機構	合計	
新規検査（OSS申請を除く）	持込検査	普通自動車	400円	2,100円	2,500円
		小型自動車	400円	2,000円	2,400円
		小型自動車（二輪）	400円	1,600円	2,000円
		大型特殊自動車	400円	1,700円	2,100円
		軽自動車	1,400円	400円	1,800円
	完成検査終了証の提出	普通自動車	1,200円	400円	1,600円
		小型自動車	1,200円	400円	1,600円
		小型自動車（二輪）	1,100円	—	1,100円
		大型特殊自動車	1,200円	—	1,200円
		軽自動車	1,100円	400円	1,500円
	保安基準適合証の提出（※）	普通自動車	1,100円	400円	1,500円
		小型自動車	1,100円	400円	1,500円
		小型自動車（二輪）	1,100円	—	1,100円
	限定自動車検査証での持込検査	普通自動車	400円	1,300円	1,700円
		小型自動車	400円	1,300円	1,700円
		小型自動車（二輪）	400円	900円	1,300円
大型特殊自動車		400円	900円	1,300円	
軽自動車		1,200円	400円	1,600円	

申請種別	自動車の種別	納付先・金額			
		国／軽検協	自動車機構	合計	
継続検査（OSS申請を除く）	持込検査	普通自動車	400円	1,800円	2,200円
		小型自動車	400円	1,700円	2,100円
		小型自動車（二輪）	400円	1,300円	1,700円
		大型特殊自動車	400円	1,400円	1,800円
		軽自動車	1,400円	400円	1,800円
	保安基準適合証の提出	普通自動車	1,200円	400円	1,600円
		小型自動車	1,200円	400円	1,600円
		小型自動車（二輪）	1,100円	—	1,100円
		大型特殊自動車	1,200円	—	1,200円
		軽自動車	1,100円	400円	1,500円
	限定自動車検査証での持込検査	普通自動車	400円	1,300円	1,700円
		小型自動車	400円	1,300円	1,700円
		小型自動車（二輪）	400円	900円	1,300円
		大型特殊自動車	400円	900円	1,300円
		軽自動車	1,200円	400円	1,600円
	限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出	普通自動車	1,100円	400円	1,500円
小型自動車		1,100円	400円	1,500円	
小型自動車（二輪）		1,100円	—	1,100円	
大型特殊自動車		1,100円	—	1,100円	
軽自動車		1,100円	400円	1,500円	

（※）限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車を含む。

令和3年10月1日以降の自動車検査手続きに関する手数料一覧（その2）

申請種別	自動車の種別	納付先・金額		
		国 / 軽 検 協	自動車機構	合計
新規検査（OSS） 完成検査終了証書の提出	普通自動車	1,000円	400円	1,400円
	小型自動車（二輪を除く）	1,000円	400円	1,400円
	大型特殊自動車	1,000円	—	1,000円
継続検査（OSS） 保安基準適合証書の提出	普通自動車	1,000円	400円	1,400円
	小型自動車（二輪を除く）	1,000円	400円	1,400円
	大型特殊自動車	1,000円	—	1,000円
	軽自動車	1,100円	400円	1,500円

申請種別	自動車の種別	納付先・金額			
		国 / 軽 検 協	自動車機構	合計	
予備検査	持込検査	普通自動車	400円	2,100円	2,500円
		小型自動車	400円	2,000円	2,400円
		小型自動車（二輪）	400円	1,600円	2,000円
		大型特殊自動車	400円	1,700円	2,100円
		軽自動車	1,400円	400円	1,800円
	保安基準適合証書の提出（※）	普通自動車	1,100円	400円	1,500円
		小型自動車	1,100円	400円	1,500円
		小型自動車（二輪）	1,100円	—	1,100円
		軽自動車	1,100円	400円	1,500円
	限定自動車検査証での持込検査	普通自動車	400円	1,300円	1,700円
		小型自動車	400円	1,300円	1,700円
		小型自動車（二輪）	400円	900円	1,300円
		大型特殊自動車	400円	900円	1,300円
		軽自動車	1,200円	400円	1,600円
	構造等変更検査	普通自動車	400円	2,100円	2,500円
小型自動車		400円	2,000円	2,400円	
小型自動車（二輪）		400円	1,600円	2,000円	
大型特殊自動車		400円	1,700円	2,100円	
軽自動車		1,400円	400円	1,800円	

（※）限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車を含む。

11,自動車登録申請書の添付書類の有効期間を延長します

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

同時発表：北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、
近畿運輸局、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局、内閣府沖縄総合事務局
軽自動車検査協会

令和3年7月13日
自動車局自動車情報課

自動車登録申請書の添付書類の有効期間を延長します ～新型コロナウイルス感染症対策～

令和3年7月8日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたことにより、自動車登録申請等を予定通り実施できないまま、添付書類の有効期間が満了してしまうおそれがあることから、添付書類の再発行に伴う申請人の方や発行官署の負担を軽減するため、添付書類の有効期間を延長する取扱いを実施いたします。

○有効期間

自動車登録申請書に添付が求められている以下の書類については、令和3年7月13日より以下のとおり有効期間が満了してもなお有効なものとして取り扱う措置を実施いたします。

・印鑑に関する証明書

令和3年4月12日から令和3年10月11日までに発行されたものについて、令和4年1月12日までの間に自動車登録窓口へ提出のあった場合においては、有効なものとして取り扱います。

・自動車の保管場所を確保していることを証する書面

令和3年6月2日から令和3年12月2日までに発行されたものについて、令和4年1月12日までの間に自動車登録窓口へ提出のあった場合においては、有効なものとして取り扱います。

・自動車の使用の本拠の位置を証する書面及び使用者の住所を証する書面等（住民票や公的機関又は国の事業証明書又は営業証明書等）

令和3年4月12日から令和3年10月11日までに発行されたものについて、令和4年1月12日までの間に自動車登録窓口へ提出のあった場合においては、有効なものとして取り扱います。

※ 軽自動車についても、検査及び自動車検査証の記載事項の変更の申請書の添付書類に関して、同様の取扱いが実施されます。詳しくは、軽自動車検査協会へお問い合わせください。

※ 緊急事態宣言は東京都、沖縄県を対象としていますが、本取扱いの対象地域については全国一律としておりません。

【問い合わせ先】

(登録自動車に関するお問い合わせ先)

国土交通省自動車局自動車情報課 山浦、福室、東海林

TEL : 03-5253-8587 (直通) FAX : 03-5253-1639

TEL : 03-5253-8111 (内線 42114)

(軽自動車に関するお問い合わせ先)

軽自動車検査協会検査部 川島、城下

TEL : 03-5324-6613 (直通) FAX : 03-5324-6621

自動車登録申請における添付書類の取扱い関係 Q & A

問 1 (趣旨)

今般、自動車登録申請における添付書類の有効期間を延長することとした趣旨は。

答 1 令和 3 年 7 月 8 日に緊急事態宣言が発出されたことに伴い、対象地域においては、外出自粛等の影響により、登録原因となる自動車の取得や譲渡を本来予定していた時期よりも後ろ倒しにせざるを得なくなった結果、事前に取得していた添付書類の有効期間が満了した、又は満了するケースが予想されます。

添付書類の有効期間が満了してしまうことによって、申請者は、当該添付書類を再取得するため、改めて発行官署に赴き発行手続きを行わなければならない、申請者、発行官署双方が負担を強いられることとなります。

このような状況に鑑み、申請者等の負担を軽減するため、添付書類の有効期間が延長してもなお有効なものとして取扱う措置を実施するものです。

問 2 - 1 (車庫証明書の有効期間)

現在、令和 3 年 6 月 2 日に発行された車庫証明書がありますが、有効でしょうか。

答 2 - 1 有効です。車庫証明書については、令和 3 年 6 月 2 日から令和 3 年 12 月 2 日までに発行されたものについて、令和 4 年 1 月 12 日までの間に窓口へ提出のあった場合に、有効なものとして取り扱うこととなります。

問 2 - 2 (印鑑証明書の有効期間)

現在、令和 3 年 4 月 12 日に発行された印鑑証明書がありますが、有効でしょうか。

答 2 - 2 有効です。印鑑証明書については、令和 3 年 4 月 12 日から令和 3 年 10 月 11 日までに発行されたものについて、令和 4 年 1 月 12 日までの間に窓口へ提出のあった場合に、有効なものとして取り扱うこととなります。

問3 令和3年7月12日（以下、「基準日」とする。）を基準日とした理由は。

答3 新型コロナウイルス感染症対策本部より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたことにより、緊急事態措置として外出自粛を求めたことによります。

今回の措置によって救済の対象となる者は、7月12日からの緊急事態宣言適用日以降、新型コロナウイルス感染防止のため、登録原因行為を控え、不要不急の申請を回避される方等を想定しています。その回避期間中に有効期間切れとなった添付書類について、申請者負担を減らすよう救済するには、緊急事態宣言適用を踏まえ、速やかに措置を講じる必要があります。

問4 基準日における対象地域は東京都、沖縄県ですが、対象地域を全国一律とした理由は。

答4 緊急事態宣言は東京都、沖縄県を対象としていますが、自動車の流通においては全国の都道府県の県境を越えての申請が多いことに鑑み、対象地域は全国一律としております。

問5 基準日時点において有効な書面にかぎり認めていますが、各書面の始期にあたる日付以前の発行日の書面は、有効になりえないのでしょうか。

答5 本取扱いによる特別な措置を講ずるにあたっては、始期にあたる日付以前は措置の対象外としており、基準日以前であれば申請が可能であったと考えておりますので、ご理解願います。

問6 終期日について、その日付とした理由は。

答6 特定非常災害特措法に伴い政令が発出された場合、特定権利利益に係る満了日を最大6か月延長する措置をとることができる定められているため、これを参考にしております。

問7 緊急事態宣言が解除されても、延長措置は継続されるのでしょうか。

答7 今回の取扱いの主旨は、新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けた社会経済活動の停滞に伴い、登録原因が遅れる中で、事前に取得していた添付書類の有効期間が満了してしまう事態への対応を想定しております。このため、今後、緊急事態宣言が解除されていくとしても、原則として、本取扱いのとおり実施していくことを想定しています。ただし、今後の具体的な状況の推移によっては、必ずしも、この限りとはならない点については、ご留意願います。

問8 所有者変更記録申請に添付する新所有者の住民票も延長措置の対象になるのでしょうか。

答8 対象となります。

問9 自動車保有関係手続きのワンストップサービスを利用して申請する際に書面で提出する添付書類について延長措置の対象になるのでしょうか。

答9 令和3年7月12日から令和4年1月12日までの間に受付審査のため書類の提出があった申請について対象となります。

問10 有効期間の記載のある委任状も延長措置の対象になるのでしょうか。

答10 対象外となります。有効期間の記載のある委任状については、その有効期間を含めて、委任者の方・受任者の方の間で、その具体的な事情に鑑み個別に合意されたものですので、当事者の方の合意によらずに、これを変更することはいたしません。

問11 変更登録における所有者の氏名変更等の挙証資料である戸籍謄本や法人の住所変更等の挙証資料である登記簿謄本の有効期間は延長措置の対象になるのでしょうか。

答11 対象となります。

問 1 2 希望番号予約済証の有効期間は延長措置の対象になるのでしょうか。

答 1 2 希望番号予約済証の有効期間については、ユーザーが希望ナンバーを予約する際に、ナンバープレートが入手できる期限を示しているものであり、今回の有効期間の延長措置の対象にはなりません。

12,乗用車等の排出ガス性能についてさらに基準調和が進みます

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和3年8月5日
自動車局安全・環境基準課
自動車局審査・リコール課

乗用車等の排出ガス性能についてさらに基準調和が進みます

～保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第154号）に関する国際基準等を国内の保安基準に導入するため、所要の法令等の整備を行います。

乗用車等の排出ガス試験法においては、平成28年10月に、世界技術規則第15号の「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法」（WLTCモード※）を国内導入したところですが、さらなる基準調和として、自動車の型式認定において相互承認が可能となるよう、「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第154号）」が国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第181回会合において新たに採択されました。

これを踏まえ、我が国において、同規則を導入することを目的として道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の改正等を行います。

※WLTCモード：市街地、郊外、高速道路の各走行モードを平均的な使用時間配分で構成した国際的な走行モード。

公布・施行・適用義務化

公布・施行 令和3年8月5日（本日）

適用義務化 令和4年10月1日（新型車）

【問い合わせ先】

自動車局安全・環境基準課 鈴木・菊野

電話 03-5253-8111（内線 42525） 03-5253-8604（直通）

FAX 03-5253-1636

自動車局 審査・リコール課 小出・片野

電話 03-5253-8111（内線 42313） 03-5253-8596（直通）

FAX 03-5253-1640

13. 新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について

国自安第61号の2
国自旅第155号の2
国自整第111号の2
令和3年8月5日

東北運輸局

自動車交通部長 殿
自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長
旅客課長
整備課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和3年5月14日付け国自安第10号、国自旅第40号、国自整第31号により、その取扱いを令和3年9月30日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車については、本取扱いを令和3年12月31日までとしたので了知されたい。

また、休車期間を令和3年9月30日までとして申請（令和3年6月30日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和3年12月31日までに、休車期間が12ヶ月以上の車両については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号付けの通達の1.(2)の「3ヶ月点検」は「12ヶ月点検」と読み替えるものとする。

なお、本通達は、関係団体宛に通知していることを申し添える。

別添

国自安第61号
国自旅第155号
国自整第111号
令和3年8月5日

公益社団法人日本バス協会会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局

安全政策課長
旅客課長
整備課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和3年5月14日付け国自安第10号、国自旅第40号、国自整第31号により、その取扱いを令和3年9月30日まで延長しているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車については、本取扱いを令和3年12月31日までとしますのぞ知されるとともに、貴会傘下会員に対して周知願います。

また、休車期間を令和3年9月30日までとして申請（令和3年6月30日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和3年12月31日までに、休車期間が12ヶ月以上の車両については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号付けの通達の1.（2）の「3ヶ月点検」は「12ヶ月点検」と読み替えるも

のとします。

なお、道路運送車両法上、稼働しない車両については、必ずしも継続検査を受ける必要はなく、稼働を再開する際に改めて受検し、有効な自動車検査証の交付を受ければよいこととなっておりますので、ご参考までに申し添えます。

また、本通達は、各地方運輸局及び沖縄総合事務局宛に通知していることも合わせて申し添えます。

14, スキャンツールの導入補助を開始

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和3年9月14日

自動車局整備課

スキャンツールの導入補助を開始

(AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金)

～車載電子機器の故障や劣化の把握をサポートする整備機器の導入を支援します～

国土交通省は、自動車整備技術の高度化を図り、次世代自動車の省エネ性能維持を推進するため、自動車整備事業者等に対して、スキャンツールの導入を支援します。なお、申請は10月4日(月)から受け付けます。

1. 公募期間

令和3年10月4日(月)～11月30日(火)※

※ただし、補助申請の合計額が予算額に達した場合、公募期間内であっても公募は終了いたします。

2. 補助対象事業者

- ① 道路運送車両法第78条に定める認証を受けた自動車特定整備事業者
- ② 道路運送車両法第94条に定める認定を受けた優良自動車整備事業者
- ③ 自動車整備士を有する自動車関連施設で自動車の点検等を含む事業を行う者

3. 事業内容(概要)

- ・補助対象事業者に対して、スキャンツール本体又はPC等からインターネットを通じて外部に情報を送信できる等、一定の要件を満たすスキャンツールを新たに購入する場合の経費の一部を補助(補助率は1/3、1事業場あたりの補助上限額は15万円とし、交付決定前に購入した機器は補助の対象外となりますのでご注意ください。)
- ・補助対象事業者は20台以上の車両にスキャンツールを使用して診断データ等を報告

4. 申請方法及び問い合わせ先

補助対象となる機器、公募要領、申請様式等その他補助事業に関するお問い合わせにつきましては、補助事業の申請等の事務を行うパシフィックコンサルタンツ株式会社のホームページをご覧ください。

・パシフィックコンサルタンツ株式会社(補助事務執行団体)

ホームページ：<https://www.pacific-hojo.jp/>

TEL：03-5280-9501 FAX：03-5280-9502

※申請書類提出先。書類の記載方法など申請に関することは、こちらにお問い合わせ下さい。

5. その他

公募期間中は、前日までの補助申請件数・申請額を上記ホームページでご確認いただけます。また、公募を終了する場合、同ホームページにてお知らせいたします。

【問い合わせ先】申請方法等のお問い合わせは、上記のパシフィックコンサルタンツ(株)へお願いします

・国土交通省自動車局整備課 森本、土屋

TEL：03-5253-8111(代表)(内線42-415)、03-5253-8599(直通)

FAX：03-5253-1639

15,東北運輸局内の行政処分

令和元年度（平成31年度） 分解整備事業者の処分状況一覧表

（令和2年3月末現在）

支局	処分年月日	処分内容	違反の概要
福島 ₁	令和元年9月	自動車分解整備事業の取消	①自動車分解整備事業を廃止したにもかかわらず、その旨を30日以内に届け出しなかった。
福島 ₂	令和元年9月	自動車分解整備事業の取消	①自動車分解整備事業を廃止したにもかかわらず、その旨を30日以内に届け出しなかった。
福島 ₃	令和2年3月	自動車分解整備事業の停止 20日間	①分解整備記録簿の虚偽記載。 ②概算見積書の未交付。 ③ペーパー車検での車検手続。（1台） ④不正改造状態での車検手続。（1台）

令和元年度（平成31年度） 指定整備事業者の処分状況一覧表

（令和2年3月末現在）

支局	処分年月	処分内容	違反の概要
宮城 1	令和元年12月	保安基準適合証の交付停止 20日間 検査員警告	<p>【指定整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正改造状態で適合証を交付した。（1台） 同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。（1台） <p>【自動車検査員関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。 検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した。
福島 2	令和2年3月	自動車分解整備事業の停止 20日間 指定自動車整備事業の指定 の取消 検査員解任 検査員警告	<p>【指定整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検整備及び検査を全て実施せずに適合証を交付した。 不正改造状態で適合証を交付した。（1台） 故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した。（7台） 指定整備記録簿の虚偽記載。 <p>【自動車検査員関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査員が検査をしていないにもかかわらず適合証に証明した。 検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。。

令和3年度 指定整備事業者の処分状況一覧表

(令和3年5月末現在)

支局	処分年月	処分内容	違反の概要
宮城	令和3年5月	保安基準適合証の交付停止 15日間 検査員警告	<p>【指定整備事業者関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正改造状態で適合証を交付した。(1台) <p>【自動車検査員関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。

※令和2年度は処分なし

16,車のナンバープレートの表示に係る新基準適用までの猶予期間を延長します

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和3年3月9日
自動車局自動車情報課

車のナンバープレートの表示に係る新基準適用までの猶予期間を延長します

自動車のナンバープレートの表示方法については、平成28年4月1日に施行された、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成27年法律第44号）並びにナンバープレートの表示の位置・方法の詳細について定めた道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示により明確化したところです。

明確化した表示方法の中で、関連告示で規定するナンバープレートの取付け角度や装着するフレーム・ボルトカバーの大きさについては、令和3年4月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用するという猶予期間を設けていたところですが、新型コロナウイルスの感染拡大により、国内の自動車購入需要が停滞したこと等を踏まえ、この猶予期間を延長し、令和3年10月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用することとします。

○ 猶予期間を延長する告示

- ・自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示（平成27年国土交通省告示第1265号）
- ・自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示（平成27年国土交通省告示第1266号）

○ 猶予期間を延長する基準

- ・以下の基準について、令和3年10月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用

項 目	前面のナンバープレート	後面のナンバープレート		
		ナンバープレートの 上端が1.2m以下の場合	ナンバープレートの 上端が1.2m超の場合	バイクのナンバープレート
角度	<p>上向き10°～ 下向き10°</p>	<p>上向き45°～ 下向き5° 1.2m以下</p>	<p>上向き25°～ 下向き15° 1.2m超</p>	<p>上向き40°～ 下向き15°</p>
	<p>左向き10°～ 左右向き0°</p>	<p>左向き5°～左右向き0°</p>		<p>左右向き0°</p>
フレーム ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> ●幅^{※2}が上部10mm以下、左右18.5mm以下、下部13.5mm以下 ●厚さ^{※3}が上部6mm以下（上部の幅が7mm以下の場合は10mm以下）、その他30mm以下 ●脱落するおそれのないもの 	<p>上部 幅が10mm以下、厚さ6mm以下 (幅が7mm以下の場合は厚さ10mm以下)</p> <p>日本123 に45-67</p> <p>左右 幅が18.5mm以下、厚さ30mm以下</p> <p>下部 幅が13.5mm以下、厚さ30mm以下</p>		禁止
ボルトカバー ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> ●直径が28mm以下であって番号に被覆しないもの ●厚さが^{※3}が9mm以下 ●脱落するおそれのないもの 			

※1 令和3年9月30日までに登録・検査・使用の届出がある自動車については、上記基準によらず、自動車の運行中番号が判読できるような見やすい角度によりナンバープレートを取り付けること、また、番号を被覆せず、脱落するおそれなく、自動車の運行中番号が判読できるフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。

※2 ナンバープレートに取り付けたときの当該ナンバープレートの外縁からフレームの内縁までの長さ

※3 ナンバープレートに取り付けたフレーム・ボルトカバーの当該ナンバープレートの表面から突出している部分の長さ

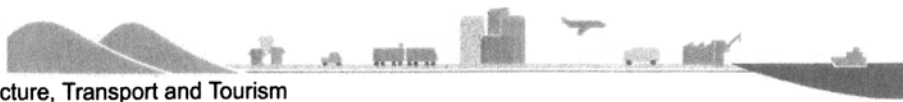
【問い合わせ先】自動車局 自動車情報課 佐藤・尼寺・青柳

電話：03-5253-8111（内線 41145/42103）直通：03-5253-8588 FAX：03-5253-1639

17, トヨタ自動車（株）の系列販売会社における不正車検等への対応について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



令和3年9月29日
自動車局整備課

トヨタ自動車（株）の系列販売会社における不正車検等への対応について

本日、関東運輸局は、不正車検を行っていたトヨタモビリティ東京株式会社レクサス高輪に対し、指定自動車整備事業の指定取消処分を行いました。また、トヨタ自動車株式会社から自動車局に対し、全国の系列販売会社に対する総点検の結果の報告がありました。

1. 経緯

- 6月17日、関東運輸局がトヨタモビリティ東京株式会社（TM 東京）レクサス高輪（指定自動車整備事業場）の監査を実施しました。
- 7月20日、TM 東京から東京運輸支局にレクサス高輪の不正車検について報告があり、同日同社とトヨタ自動車株式会社（トヨタ）が記者会見を行い、以下の点を公表しました。
 - ・不正は、検査での数値改ざんや未実施など。
 - ・トヨタの社員を投入して、全国の系列販売会社の総点検を実施する。
- 8月以降、地方運輸局はトヨタ系列販売会社に対して順次監査を実施してきました。

2. レクサス高輪店に対する処分等

- 本日（9月29日）、関東運輸局において、不正車検を行った TM 東京レクサス高輪に対し、指定自動車整備事業の指定の取消処分を行いました。
- また、本日、トヨタから自動車局に、全国の系列販売会社全店舗に対する総点検の結果、レクサス高輪を含む12店舗における違反が発覚したことについて報告があり、自動車局からは以下について要請しました。（別添参照）
 - 対象車両の再検査の早急な実施
 - 系列販売会社に対する事案の周知及び再発防止の徹底
 - 四半期毎の状況報告
- 地方運輸局においては、レクサス高輪以外の上記11店舗における違反の事実が確定次第、速やかに処分を実施します。

<問い合わせ先>

国土交通省自動車局整備課 佐橋、森本

TEL:03-5253-8111(代表) 内線: 42423

別添

国自整第154号
令和3年9月29日

トヨタ自動車株式会社
代表取締役 豊田 章男 殿

国土交通省自動車局長
萩川 直也

トヨタ系列販売会社における不正車検等に対する対応について

本日、関東運輸局は、6月17日に行った監査結果等に基づき、トヨタモビリティ東京株式会社レクサス高輪について、指定自動車整備事業の指定の取消処分を行いました。

また、本日貴社から、全国の系列販売会社（指定自動車整備事業場）に対する総点検の結果、12店舗における法令違反が発覚したことについて報告があったところです。

地方運輸局においては、レクサス高輪以外のこれら11店舗における法令違反の事実が確定次第、速やかに処分を実施することとしています。

このように、貴社の複数の系列販売会社において不正車検や法令違反があったことは、指定自動車整備事業による車両の安全の確保・環境の保全に対する信頼を著しく損ねるものであり、遺憾です。

指定自動車整備事業者の不正行為等については、各事業者において早急に再発防止等に取り組むべきものですが、再発防止を徹底するためには、貴社による継続的な指導と協力が必要です。

つきましては、下記事項について適切に対応いただきますようお願いします。

記

1. 対象車両の再検査の早急な実施
2. 系列販売会社に対する事案の周知及び再発防止の徹底
3. 四半期毎の状況報告（当分の間）

東自整第193号
令和3年3月5日

宮城運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な業務運営の再徹底について

指定自動車整備事業における事業運営の適正化については、機会ある度に指導の徹底と監督の強化を図ってきたところである。

しかしながら、今般、岩手県において、自動車検査証の有効期間が満了した状態で運行していた事業用貸切バスの無車検運行を隠蔽する目的で指定自動車整備事業者が保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付したペーパー車検事案が発覚するなど、依然として悪質な不正行為が後を絶たない状況にある。

当該事案は、現在、調査中であるが、このような不正行為は、指定自動車整備事業制度の根幹を揺るがし、自動車検査に対する国民の信頼を損ねかねない行為であり、誠に遺憾である。

については、下記事項について関係者に対する指導を一層強化するとともに、自動車整備振興会に対し指定自動車整備事業者の適切な事業運営の指導に努めて頂くよう周知されたい。

記

1. 指定自動車整備事業者や自動車検査員に対し同事業の社会的責務の重要性を再認識させるよう、監査、研修等の機会を捉え指導、徹底すること。
2. 指定自動車整備事業者に対し、経営陣が各事業場の業務運営体制を直接確認する等により、厳正かつ公正な業務運営の徹底に努めさせること。

事 務 連 絡
令和3年4月2日

各運輸支局首席陸運技術専門官 殿

自動車技術安全部 整備・保安課長

指定自動車整備事業点検表について

標記について、自動車局整備課整備事業班長より別添事務連絡がありましたので了知されるとともに、「指定自動車整備事業者による厳正かつ公平な業務運営の再徹底について」（令和3年3月26日東自整第207号）による総点検については本点検表を活用する等、事業者に対する指導の一層の強化を図られるようお願いいたします。

(別添)

事務連絡
令和3年3月31日

各地方運輸局

自動車技術安全部整備課長 殿

自動車技術安全部整備・保安課長 殿

沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

自動車局整備課

整備事業班長

指定自動車整備事業点検表について

標記については、「指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な業務運営の徹底について」（平成24年3月14日付、国自整第156号）記2.に基づき、「指定自動車整備事業点検表について」（平成24年3月23日付、事務連絡）により通知したところですが、今般、特定整備制度（電子制御装置整備）の施行に伴い、点検表を別添のとおり改正し、送付しますので、事業者の指導に活用されますようお願いします。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長あて別紙のとおり通知したので申し添えます。

指定自動車整備事業 点検表

※実施者は役員又は役員に準ずる者(部門長&事業場管理責任者等)

指定番号	点検日		令和		年		月		日		実施者	
事業場名	普通(大)		普通(中)		普通(小)		普通(乗)		大特		軸重	
	名		内訳		1級整備士※		2級整備士※		3級整備士※		kg以下	
対象自動車	名		小計(A)		1~3級整備士以外の工具		名		%		kg以下・未満	
工員数(B)	名		名		名		名		名		kg以下・未滿	
	名		名		名		名		名		その他条件	
	名		名		名		名		名		大特	
	名		名		名		名		名		燃料等	
	名		名		名		名		名		大特	

※ 2種類以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小さい級で集計する。

I 認証関係	確認項目	適		備考
		適	否	
1	整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか	適	否	
2	整備主任者に選任している者に対して研修を受けさせているか	適	否	
3	特定整備記録簿は適切に交付され、また過去2年分保存されているか	適	否	電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者以外注(備内外注を除く)した場合を除く。
4	認証工具等認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか	適	否	
5	外注作業について適切に運用されているか	適	否	外注している場合に限る。(電子制御装置整備を外注した場合は、作業を行った特定整備事業者が適切に特定整備記録簿を作成、交付しているか。(指定整備の場合は、できれば確認が必要))
6	電子制御装置整備に必要な整備技術情報を入力できる体制にあるか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
7	整備技術情報に基づき必要な電子制御装置整備が確実に実施されているか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
8	エーミング作業が適切に実施されているか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
9	電子制御装置点検整備作業場外でエーミング作業を行うことができる条件の違反はないか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
10	離れた電子制御装置点検整備作業場を有している場合、当該作業場への移動時における安全対策が確実に実施され、その保守管理が適切に行われているか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
11	電子制御装置点検整備作業場の共用設備を有している場合、その管理体制は適切か	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
12	完成検査場で窓ガラス、パンパ、グリルの取外し作業等が実施されていないか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
1	指定基準(工員数(4名以上)ただし、対象自動車に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合は5名以上)、整備士保有率(1/3))は適合しているか	適	否	
2	屋内現車作業場、完成検査場等に変更はないか	適	否	
3	検査用機器に変更はないか	適	否	
4	整備・点検作業場として届け出ている作業場以外(通路・完成検査場・路上等)で特定整備作業を行っているか	適	否	電子制御装置整備の一定条件のもと作業場以外で行うものを除く。
5	事業場の体制が常に事業場組織図により明確化されているか	適	否	
6	管理規程が実態に即応し、適切な管理下のもと業務が行われているか	適	否	
7	事業場管理責任者、主任技術者の変更時の引継ぎ処理は適切か	適	否	
8	事業場管理責任者等が講習会等へ出席し知識習得に努めているか	適	否	
9	認証・指定標識を見易いように掲示してあるか	適	否	
10	指定整備に関する資料等が保管・管理されているか	適	否	
11	認証、指定の対象自動車(電子制御装置整備の対象車両を含む)以外の自動車が入庫していないか	適	否	
12	事業場内(社用車、従業員のマイカー等)に不正改造車はないか	適	否	
13	会社の休日及び営業時間外に、従業員が許可無く工場を使用していないか	適	否	
14	主任技術者は整備技術についての責任者として指導を行っているか	適	否	
15	指定整備において、自事業場以外の工員が作業していないか	適	否	自動車特定整備事業者等における事業者間の業務支援について(令和2年11月11日付け国自整第197号)に基づく業務支援を除く。

		適	否
Ⅲ 保安基準適合証	1 事業場管理責任者自らが交付し、また代務交付の処理は適切か	適	否
	2 指定整備の対象自動車以外の車両に交付していないか	適	否
	3 書換等及び交付しない保安基準適合標章は未採し、編綴されているか	適	否
	4 保安基準適合証(紙保通)及び保安基準適合標章(電子保通)の出納管理(授受出納帳、交付台帳の記載等)は適切に行われているか	適	否
	5 保安基準適合証(紙保通)及び保安基準適合標章(電子保通)の保管は適切に行われているか	適	否
	6 事業者印の管理体制は適切に行われているか	適	否
	7 保安基準適合証の交付権限が明確に事業場管理責任者及び代務者へ委任されているか	適	否
	8 検査員が休みの日に適合証の証明がされていないか	適	否
	9 適合証が一度交付された車両に対し再度証明されていないか	適	否
	10 保安基準適合証を交付した車両は、自賠責保険に適切に加入しているか	適	否
	11 電子保安基準適合証システムのログインに必要なID及びパスワードが適正に管理されているか	適	否
Ⅳ 指定整備の内容	1 受入点検の結果が記載されているか	適	否
	2 保安基準に適合していない車両(不正改造を含む)が入庫した際に適切に対応しているか	適	否
	3 作業指示は適正に行われ、確実に作業が実施されているか	適	否
	4 完成検査が関係法令等に基づき確実に実施が行われ、その記録が確実に指定整備記録簿に行われているか	適	否
	5 完成検査は自工場で選任された自動車検査員が自ら行っているか	適	否
Ⅴ 自動車検査員	1 自動車検査員に変更があった時に適切な処理がなされているか	適	否
	2 毎年、自動車検査員研修を受けさせているか	適	否
	3 保安基準適合証に押印する印鑑の管理が確実に実施されているか	適	否
	4 職務権限が与えられ、全従業員にその内容が周知されているか	適	否
	5 自工場以外で点検整備(一部も含む)をした車両の検査を行っていないか	適	否
	6 自動車検査証と同一性の確認を行っているか、また、同一性が相違している車両に証明していないか	適	否
	7 検査又は整備が完了していない車両に証明していないか	適	否
	8 検査作業の実務の全過程を自ら行っているか	適	否
	9 検査を行った自動車検査員自らが証明行為を行っているか	適	否
	10 保安基準に適合していない車両(不正改造等)に証明していないか	適	否
	11 検査の年月日を操作して証明していないか	適	否
	12 検査用機器が故障等しているのに検査が行われていないか	適	否
	13 検査用機器の能力を超えた車両を検査し、証明していないか	適	否
Ⅵ 指定整備記録簿	1 指定整備記録簿の様式は適切に選択されているか	適	否
	2 保安基準適合証及び自動車検査証の記載事項との整合性はとれているか	適	否
	3 点検、整備の概要及び検査の結果等が確実に記載されているか	適	否
	4 電子制御装置整備の一部外注を行った場合、一部外注に関する必要事項が確実に記載されているか	適	否
	5 過去2年分の指定整備記録簿(電子制御装置整備の一部外注を行った場合は、外注作業実施書を含む)は適切に保管・管理されているか	適	否
Ⅶ 検査用機械器具	1 1日1回の始業点検は確実に実施されているか	適	否
	2 社内規程に基づき検査用機械器具の定期点検が確実に実施されているか	適	否
	3 保守管理の記録は適切に行われているか	適	否
	4 検査用機械器具の校正(検定)の有効期間は切れていないか	適	否
	5 検査用機械器具の校正結果成績表は、適切に保存されているか	適	否
Ⅷ その他	1 検査用機械器具の管理責任者が明確に任命されているか	適	否
	2 苦情記録表、会議・教育記録表を備え付け、記載されているか	適	否
	3 社内教育・研修を定期的に行っているか	適	否
	4 整備主任者、自動車検査員等の従業員は自身が実施すべき業務、実施できない業務を把握しているか	適	否
	5 検査作業と整備作業は分業化されているか	適	否
5 電子保安基準適合証を交付(保通情報を登録情報処理機関へ提供)することへの承諾書が2年間保存されているか	適	否	

振興会・商工組合関係

1, 令和2年度 自動車特定整備業実態調査結果の概要について

令和3年1月25日

令和2年度 自動車特定整備業実態調査結果の概要について

一般
社団法人 日本自動車整備振興会連合会
調査企画部 調査企画課

この度、令和2年度の自動車特定整備業実態調査の結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

1. 目的

本調査は、自動車整備業の現状及び経営状況等の実態を把握し、同事業の健全な発達に資する方策の基礎資料として活用することを目的として実施するものです。

2. 調査時点

令和2年6月末現在。整備売上高については、令和元年7月1日から令和2年6月末までに決算が終了した事業実績であり、会計年度では「令和元（平成31）年度」実績となります。

3. 調査結果の概要（別紙参照）

道路運送車両法に規定する自動車整備事業者（令和2年6月末時点 91,533 事業場）のうち約2割を対象として調査を行いました。（有効回答数は全事業場の約1割）

令和2年度調査における総整備売上高は5兆6,561億円となり、前年度と比較すると345億円(0.6%)の微増であるものの、4年連続の増加となりました。

なお、詳細の分析は3月発刊予定の「令和2年度版自動車整備白書」に掲載する予定です。

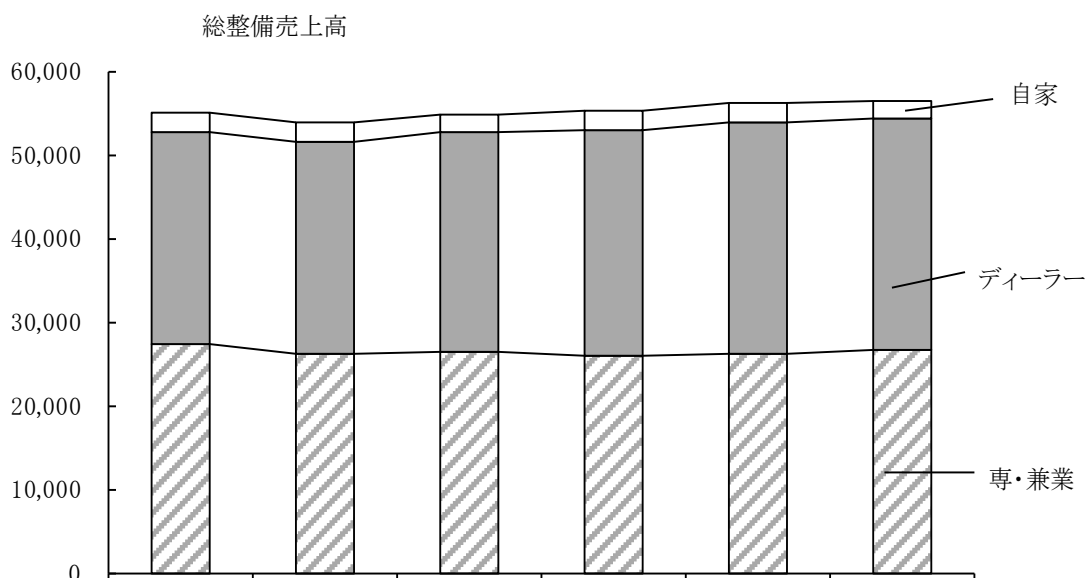
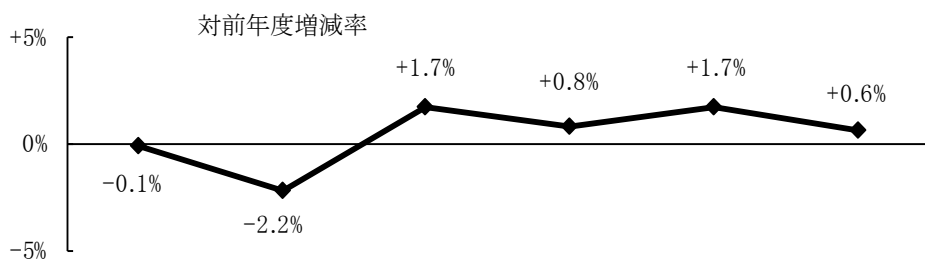
- 注) 1. 専 業：自動車整備業の売上高が総売上高の50%をこえる事業場
2. 兼 業：兼業部門（自動車販売、部品用品販売、保険、石油販売等）の売上高が総売上高の50%以上を占める事業場（ディーラーを除く）
3. ディーラー：自動車製造会社又は国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の事業場
4. 自 家：主として自企業が保有する車両の整備を行っている事業場

(1) 総整備売上高

直近6年間の総整備売上高の推移をみると、平成27・28年度は減少しましたが、令和2年度は4年連続の増加となりました。

業態別に前年度と比較すると、専・兼業が376億円(1.4%)増、ディーラーが77億円(0.3%)増、自家が108億円(4.8%)減となり、自家のみ減少しました。

作業内容別では、「車検整備」が0.4%増、「定期点検整備」が7.9%増、「事故整備」が7.9%減、「その他整備」が4.5%増と、「事故整備」のみ減少しました。



調査年度 業態	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元 (平成31)	令和2	R2-R1	R2/H27
専・兼業	27,402	26,285	26,558	26,077	26,274	26,650	+376	-2.7%
	-0.4%	-4.1%	+1.0%	-1.8%	+0.8%	+1.4%		
	専 業	20,224	19,751	19,947	19,364	19,444		
	-3.5%	-2.3%	+1.0%	-2.9%	+0.4%	+2.1%		
兼 業	7,178	6,534	6,611	6,713	6,830	6,796	-34	-5.3%
	+9.5%	-9.0%	+1.2%	+1.5%	+1.7%	-0.5%		
ディーラー	25,364	25,355	26,147	26,927	27,672	27,749	+77	+9.4%
	+0.7%	-0.04%	+3.1%	+3.0%	+2.8%	+0.3%		
自家	2,367	2,304	2,170	2,291	2,270	2,162	-108	-8.7%
	-3.4%	-2.7%	-5.8%	+5.6%	-0.9%	-4.8%		
合計	55,133	53,944	54,875	55,295	56,216	56,561	+345	+2.6%
	-0.1%	-2.2%	+1.7%	+0.8%	+1.7%	+0.6%		

(単位・億円)

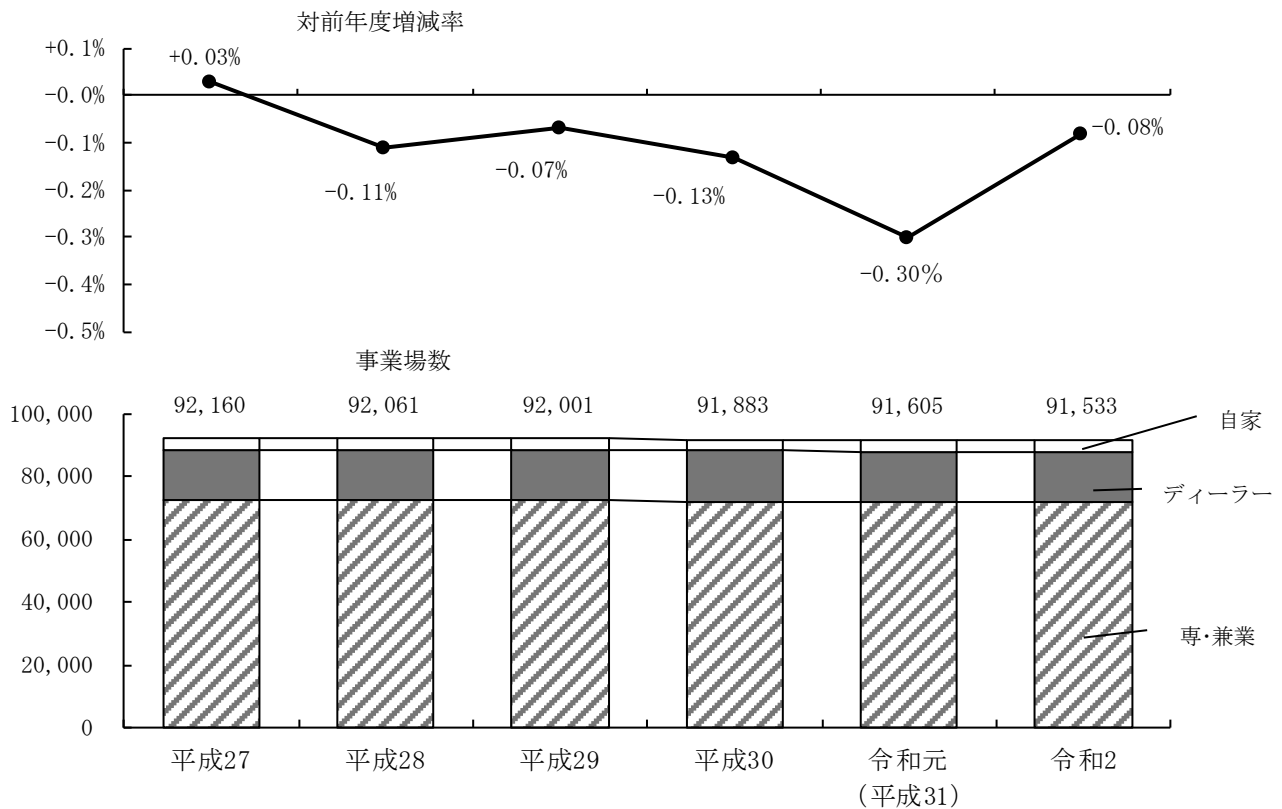
業態	作業内容	車 検 整 備			定 期 点 検 整 備				事故整備	その他整備	合 計	
		2 年	1 年	小 計	1 年	6 か 月	3 か 月	小 計				
専・兼業	売上高	8,197	4,166	12,363	527	153	346	1,026	4,961	8,300	26,650	
	増減額	+99	+180	+279	-1	+2	-13	-12	-447	+556	+376	
	増減比	+1.2%	+4.5%	+2.3%	-0.2%	+1.3%	-3.6%	-1.2%	-8.3%	+7.2%	+1.4%	
	専 業	売上高	5,778	3,514	9,292	357	119	298	774	3,792	5,996	19,854
		増減額	+139	+150	+289	+7	+2	-13	-4	-291	+416	+410
		増減比	+2.5%	+4.5%	+3.2%	+2.0%	+1.7%	-4.2%	-0.5%	-7.1%	+7.5%	+2.1%
	兼 業	売上高	2,419	652	3,071	170	34	48	252	1,169	2,304	6,796
		増減額	-40	+30	-10	-8	±0	±0	-8	-156	+140	-34
		増減比	-1.6%	+4.8%	-0.3%	-4.5%	±0.0%	±0.0%	-3.1%	-11.8%	+6.5%	-0.5%
ディーラー	売上高	7,159	1,776	8,935	2,303	333	277	2,913	5,134	10,767	27,749	
	増減額	-285	+143	-142	+228	-27	+28	+229	-373	+363	+77	
	増減比	-3.8%	+8.8%	-1.6%	+11.0%	-7.5%	+11.2%	+8.5%	-6.8%	+3.5%	+0.3%	
自 家	売上高	594	392	986	54	23	56	133	369	674	2,162	
合 計	売上高	15,950	6,334	22,284	2,884	509	679	4,072	10,464	19,741	56,561	
	増減額	-296	+375	+79	+242	-4	+61	+299	-892	+859	+345	
	増減比	-1.8%	+6.3%	+0.4%	+9.2%	-0.8%	+9.9%	+7.9%	-7.9%	+4.5%	+0.6%	

(単位・億円)

(2) 事業場数

調査時点における事業場数は 91,533 事業場で、前年度と比較すると 72 事業場(0.08%)減と 5年連続の減少となりました。

指定工場数は 30,085 事業場で、前年度と比較すると 2 事業場(0.01%)減となりました。



(3) 整備関係従業員数

整備関係従業員数は 539,086 人で、前年度と比較すると 2,593 人(0.5%)増となっています。

(4) 整備要員数及び整備士数

整備要員数は 399,218 人で、前年度と比較すると 83 人(0.02%)増となっています。

整備士数は 339,593 人で、前年度と比較すると 2,696 人(0.8%)増となり、整備要員数に対する整備士数の割合(整備士保有率)は 85.1%で 0.7 ポイント増加しています。

※参考：内数として、女性整備要員数は 19,072 人(1,663 人増)、女性整備士数は 11,128 人(870 人増)、総整備要員数に占める女性整備要員数の割合は 4.8%、総整備士数に占める女性整備士数の割合は 3.3%

(5) 整備要員 1 人当り年間整備売上高

整備要員 1 人当り売上高(自家除く)は 14,284 千円で、前年度と比較すると 0.8%増となっています。なお、業態別では、専・兼業は 10,115 千円(1.5%増)、ディーラーは 23,646 千円(0.05%増)となりました。

(6) 整備要員平均年齢

整備要員平均年齢(自家を除く)は 45.7 歳で、前年度と比較すると 0.2 歳上昇しました。

(7) 整備要員 1 人当り年間平均給与

整備要員 1 人当り年間平均給与(自家を除く)は 3,963 千円となり、前年度と比較すると 39 千円(1.0%)増加しています。

自動車整備業の概要

項目	調査年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元 (平成31)	令和2	R2/R1
	1. 総整備売上高 ※ (億円)		55,133	53,944	54,875	55,295	56,216	56,561
	専・兼業 (比率、%)	27,402 (49.7)	26,285 (48.7)	26,558 (48.4)	26,077 (47.2)	26,274 (46.7)	26,650 (47.1)	101.4 %
	専業 (比率、%)	20,224 (36.7)	19,751 (36.6)	19,947 (36.3)	19,364 (35.0)	19,444 (34.6)	19,854 (35.1)	102.1 %
	兼業 (比率、%)	7,178 (13.0)	6,534 (12.1)	6,611 (12.0)	6,713 (12.1)	6,830 (12.1)	6,796 (12.0)	99.5 %
	ディーラー (比率、%)	25,364 (46.0)	25,355 (47.0)	26,147 (47.6)	26,927 (48.7)	27,672 (49.2)	27,749 (49.1)	100.3 %
	自家 (比率、%)	2,367 (4.3)	2,304 (4.3)	2,170 (4.0)	2,291 (4.1)	2,270 (4.0)	2,162 (3.8)	95.2 %
2. 企業数		73,630	73,371	73,083	73,018	72,845	72,523	99.6 %
3. 事業場(工場)数		92,160	92,061	92,001	91,883	91,605	91,533	99.9 %
	専・兼業	72,234	72,211	72,200	71,993	71,734	71,654	99.9 %
	専業	57,024	56,735	56,868	56,270	56,032	56,156	100.2 %
	兼業	15,210	15,476	15,332	15,723	15,702	15,498	98.7 %
	ディーラー	16,221	16,213	16,180	16,252	16,349	16,315	99.8 %
	自家	3,705	3,637	3,621	3,638	3,522	3,564	101.2 %
4. 指定工場数		29,737	29,855	29,983	30,075	30,087	30,085	100.0 %
5. 整備関係従業員数 (人)		546,942	537,880	534,279	535,418	536,493	539,086	100.5 %
6. 整備要員(工員)数 (人)		401,001	400,713	399,717	399,374	399,135	399,218	100.0 %
	うち整備士数 (人)	339,999	334,655	336,360	338,438	336,897	339,593	100.8 %
	整備士保有率 (%)	84.8	83.5	84.1	84.8	84.4	85.1	—
7. 1事業場当り整備要員数 (人)		4.4	4.4	4.3	4.3	4.4	4.4	±0.0 人
8. 保有車両数 (3月末、千台)		80,670	80,901	81,260	81,563	81,789	81,850	100.1 %
9. 技術料(工賃)の値上率 (%)		+ 1.3	+ 0.8	+ 0.7	+ 1.0	+ 1.5	+ 2.0	—
10. 整備要員 1人当り 年間整備 売上高 ※ (千円)	専・兼業	10,293	9,900	10,021	9,866	9,963	10,115	101.5 %
	専業	9,819	9,654	9,751	9,581	9,647	9,817	101.8 %
	兼業	11,911	10,731	10,929	10,794	10,982	11,097	101.0 %
	ディーラー	21,998	21,867	22,639	23,212	23,635	23,646	100.0 %
	平均 (自家を除く)	13,830	13,539	13,850	13,936	14,166	14,284	100.8 %
11. 整備要員 平均年令 (歳)	専・兼業	48.5	48.4	49.3	49.7	49.9	50.2	+0.3 歳
	専業	49.4	49.4	50.3	50.8	50.9	51.2	+0.3 歳
	兼業	45.5	45.1	46.1	46.3	46.8	47.0	+0.2 歳
	ディーラー	34.4	34.8	35.0	35.3	35.5	35.7	+0.2 歳
	平均 (自家を除く)	44.3	44.3	45.0	45.3	45.5	45.7	+0.2 歳
12. 整備要員 1人当り 年間平均 給与 (千円)	専・兼業	3,521	3,542	3,573	3,582	3,622	3,653	100.8 %
	専業	3,476	3,501	3,523	3,539	3,571	3,604	100.9 %
	兼業	3,676	3,679	3,742	3,722	3,786	3,814	100.7 %
	ディーラー	4,417	4,495	4,569	4,661	4,606	4,660	101.2 %
	平均 (自家を除く)	3,792	3,831	3,875	3,911	3,924	3,963	101.0 %

(注) 各項目の数値は、各年6月現在のものである。ただし、※印の数値は、各事業場の6月に最も近い決算期の数値によるものである。
なお、平成28年度は全事業場を対象に調査を実施し、その年度以外は20%の抽出調査である。

2,FAINES（ファイネス）について



“インターネットを活用した整備情報の情報館「FAINES(ファイネス)」”では、整備マニュアル情報をはじめ、標準作業点数、故障整備事例、新型車・新機構の紹介、主要諸元・点検基準値など、プロに不可欠となる様々な情報を掲載した整備業界のITツールです。是非ご活用ください。

FAINESとは…



インターネットに接続できるパソコンがあれば、会員登録するだけで、いつでも・どこでも・すぐに必要な情報を閲覧できます。

簡単で便利、そして大いに役立つ整備事業の情報館、それがFAINES（ファイネス）です。

利用料金は？

FAINES（ファイネス）は、以下のサービス料金が必要となります。

項目	サービス料金（令和元年9月現在）
入会金*	12,000円＋税
基本料金**	月額1,500円＋税

*FAINES 会員として初めて登録する時のみ必要です。
**この基本料金で全ての情報が見放題となります。

自動車メーカーの整備マニュアル情報が見放題！！

[情報登録数]

681車種 1,715データ

自動車メーカー各社から提供された修理書（整備書、整備解説書、配線図など）データを掲載。

● キーワード検索、またはメニューリスト内から選択する個別検索から該当車両の情報を閲覧できます。



(FAINESの検索画面)

-体験版のご案内-

各コンテンツ毎に各メーカー1車種だけではありませんが、情報が閲覧できる体験版をご用意しておりますので、まずはFAINESのトップページへアクセスの上、体験版専用のアカウントでログインして、使用感をご確認下さい。

-交流ひろば-

データを閲覧するための情報館としての役割以外にも、匿名でFAINES会員同士による意見交換・情報交換が可能な掲示板「交流ひろば」も活用することができます。

(FAINESトップページ)



FAINESに関するお問い合わせは、所属の自動車整備振興会まで。詳細はFAINESや日整連ホームページからも確認できます。

※詳細は以下のURLへアクセスの上、Web上でご確認ください。

FAINES (<https://faines.jaspa.or.jp>) ホームページ (<https://www.jaspa.or.jp>)

こども110番のくるま屋さんへの登録にご協力ください

～県内721事業場が参加中～

近年、子どもを狙う連れ去りや通り魔事件など凶悪な犯罪が多発しています。

特に登下校時などの身近な地域において多く発生しているケースが目立っており、全国的に子どもがトラブルに巻き込まれそうになった場合の駆け込み場所を確保することを目的とし、宮城県内の整備業界として、「こども110番のくるま屋さん」運動を続けてまいりました。

まだ、ご登録いただけていない事業場で、本運動の趣旨※1に賛同いただける事業場におかれましては、巻末の申込書にご記入の上、振興会総務部までFAX（022-236-3324）で申込いただきます様よろしくご願ひ致します。（登録する際の料金は一切かかりません。）

※1、本運動の趣旨及び詳細は、ホームページをご確認ください。

（振興会ホームページアドレス：<https://oasis-miyagi.or.jp/>）

ご登録いただいた情報等を基に「こども110番のくるま屋さん運動」参加者名簿を作成し、宮城県教育委員会及び各小学校へ配布しております。

※当会ホームページ内「あなたの街の整備工場」で110のアイコンが付いている事業場は既に登録いただいている事業場となります。

あなたの街の整備工場				
市町村名	整備工場名	住所	TEL	その他
宮城野区	宮城トヨタ自動車(株)サービスセンター	仙台市宮城野区日の出町二丁目3-7	022-284-2115	HP 110 災協
大河原町	宮城トヨタ自動車(株)大河原店	柴田郡大河原町字錦町5-5	0224-53-1507	HP 110 災協
青葉区	宮城トヨタ自動車(株)仙台中央店	仙台市青葉区本町二丁目11-33	022-261-5101	HP 110 災協
大崎市	宮城トヨタ自動車(株)古川店	大崎市古川北稲葉二丁目2-1	0229-22-2097	HP 110 災協

～お問い合わせ先～

振興会総務部

電話：022-236-3322

回送運行許可申請（分解整備業）に関するお知らせ

皆さまご存じのとおり、平成29年11月より整備工場向けの回送運行許可制度の改正が行われ、車検台数の実績が不要となり、**県内約120事業場以上**の皆様が活用されている回送運行許可ですが、取得要件につきましては下記の通りとなります。

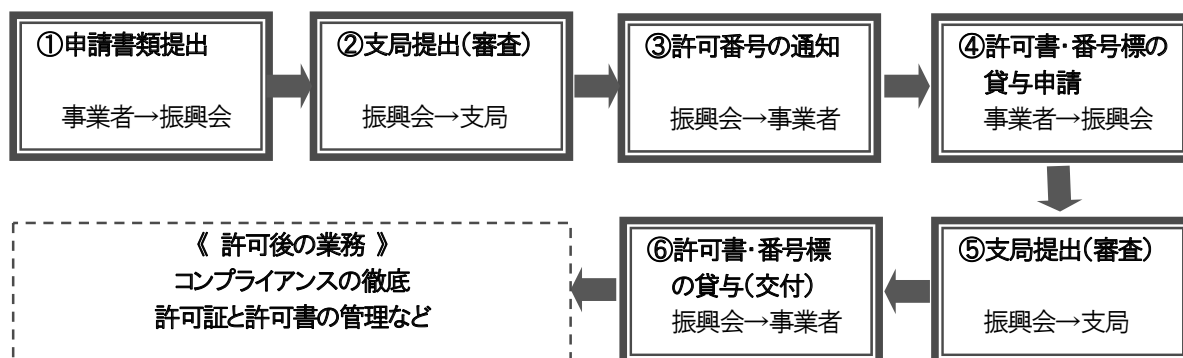
新規で許可取得を希望される会員事業場におかれましては、次頁の「希望調書」に必要事項をご記入の上、当会指導部宛 FAXにてご返信頂くと、許可手引きや必要様式等を郵送させていただきます。

1. 許可条件（平成29年11月～）

(1) 臨時運行許可（仮ナンバー）に基づく運行実績		
直近1年間の臨時運行実績が7台以上 ※協業組合・協同組合の場合は所属する組合員の実績で許可を受けることが可能。		
(2) 回送の目的（分解整備）		
①車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引き取りのための回送 ②車検のために自ら分解整備した自動車の引き渡しのための回送 ③自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送		
(3) 許可書の有効期限		
許可期間は1年～5年間となり、許可日～1月31日（終期日）までとなる。 ※振興会から申請の場合は、 1年・3年・5年 申請の何れかとなります。		
(4) 申請手数料（新規許可の取得例）		
1) 1年申請の場合	2) 3年申請の場合	3) 5年申請の場合
・国に納める手数料・・・24,600円 ・振興会手数料・・・5,500円 ・自賠責保険料・・・12,330円	・国に納める手数料・・・73,800円 ・振興会手数料・・・5,500円 ・自賠責保険料・・・26,580円	・国に納める手数料・・・123,000円 ・振興会手数料・・・8,250円 ・自賠責保険料・・・40,270円
計 42,430円	計 105,880円	計 171,520円
※ 国に納める手数料及び自賠責保険料は申請月により変動致します。 ※ 振興会手数料は消費税10%含まれます。		

※詳しい改正については、当会ホームページ (<http://www.oasis-miyagi.or.jp/>) をご確認ください。

2. 許可取得手順



※ 申請受付期間 毎月1日～15日（土日祝日の場合は前日となります）

ご不明な点等ございましたら、お気軽に問合せ下さい。

（一社）宮城県自動車整備振興会 指導部

電話 022-236-3323

一般社団法人 宮城県自動車整備振興会指導部行き
FAX：022-239-7525



「回送運行許可」希望調書

(新規許可取得希望者対象)

令和 年 月 日

事業場名	3-	支部(分会)名	
事業場名			
住 所			
T E L			
F A X			
担当者名			
希望する申請予定の時期について丸をしてお答え下さい。			
すぐにも申請したい	急いではないが申請したい	まだ予定はないが 説明には参加したい	

3,自動車整備業賠償共済保険

整備受託車の補償

日整連 **加入資格** 各自動車整備振興会の会員である整備事業者が加入できます。

整備工場の安定的な経営のために 自動車整備業賠償共済保険 の加入をおすすめします。



ポイント 1 充実のPL保険付き!! **基本契約** PL保険

整備ミスによる納車後の事故は、対人・対物はもちろん、お車自体の損壊も補償! 再整備の場合も安心!

ポイント 2 運搬中の補償も充実!! **オプション契約** 車両賠償保険

運搬中のお車の損壊は、レッカー出動のみの時でも大丈夫!

運搬(レッカー)受託車賠償責任特約付

ポイント 3 自然災害にも対応!! **オプション契約** 火災保険水災保険特約

台風、洪水、雪災、ひょう災などの自然災害から大切なお車を守ります。

基本契約

受託自動車保険(整備受託自動車保険特約)

車検で預かった車を納車に行く途中で、通行人をはねてしまい、死傷させた。

PL保険(生産物賠償責任保険)

ブレーキの整備不良により納車後に事故が発生し、建物を損壊させた。

施設賠償責任保険

工場の看板が外れて、通行人を直撃し、ケガをさせた。



自動車整備業を取り巻くリスク

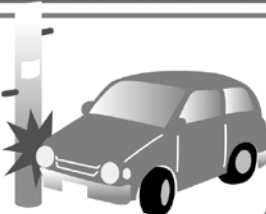
オプション契約

車両賠償保険 (自動車管理者賠償責任保険)

納車時、電柱に接触してお客様の車を破損させた。

火災保険水災保険特約

工場で保管中、洪水によりお客様の車が水没した。



保険始期は毎月1日です。補償内容は、「日整連自動車整備業賠償共済保険」パンフレットをご参照ください。詳しい内容につきましては、「重要事項説明書」・「ご加入のしおり」をご覧ください。

お問い合わせは下記取扱窓口まで

<取扱代理店>一般財団法人全国中小企業共済財団(全共済) TEL 03(3264)1511

B-18-0328-20190930

【お問い合わせ先】 宮城県自動車整備商工組合 TEL022(236)3325

今年も大型台風がやってくる!?

日整連 自動車整備業賠償共済保険

火災保険水災保険特約で自然災害に備えよう

事故例

大型台風により記録的な雨が降り、
近くの河川が氾濫したため、車検等で
預かっていた全てのお客様の車が水没した。

令和元年台風15号および19号の事故受付状況

事故受付件数…135件、保険金支払額…1億5,198万円

※令和2年2月末日時点での火災保険水災特約・車両賠償保険の実績です。
※保険金支払額は、未払金を含んでおり今後の調査により増減する可能性があります。



当制度の 凄いいところ!

「火災保険水災保険特約」を追加することで、
台風等の自然災害による保管中の
受託車の損害を補償します。
(地震・噴火・津波は対象外。)

当制度オリジナル
の補償だよ。



補償内容は、日整連「自動車整備業賠償共済保険」パンフレットをご参照ください。詳しい内容につきましては、「重要事項説明書」・「ご加入のしおり」をご覧ください。

貴社のご意向を下記へFAXでお知らせください。
(O印をしてください。)

FAX 022-236-3347

自動車整備業
賠償共済保険

- 一度説明を聞きたい
- パンフレットを送ってほしい
- 加入したい
- 火災保険水災保険特約を追加したい

事業場名	担当者名
住所	
電話番号	



全共済・振興会・商工組合・協同組合は個人情報に関する法律等を遵守し、お客様の個人情報を適正に取り扱います。また、お客様の個人情報は全共済・振興会・商工組合・協同組合が取り扱う引受損害保険会社の商品・サービスのご案内等に利用させていただく場合があります。

お問い合わせ先：宮城県自動車整備商工組合
電話：022-236-3325

4, 「てんけん安心見舞金」制度のご案内

Check
Point!!

フロントガラス損壊見舞金つき

「てんけん安心見舞金」制度 のご案内

お客様の固定化
入庫誘導のための

販促品のご提案

飛び石等による

フロントガラスの損壊

が多発しています。



自動車保険の等級制度の改定により（平成24年10月）

車両盗難、落書き、飛び石などで車両保険等を使った場合、

翌年度 **等級据え置き ⇒ 1等級ダウンに**

結果、車両保険を使わずに自費で修理されるお客様が多く
見受けられます!!



そんなときに!!

日本自動車整備商工組合連合会

フロントガラス交換費用や保険料の増加など
お客様の負担軽減のために


フロントガラス損壊見舞金付き 『てんけん安心見舞金』制度

をご提案いたします。

《利用方法は》

本制度は納車時に※下記事項を記載してお客様にプレゼント証を発行するだけ!! ※車検・点検・オイル交換・新車又は中古車販売時等

*使用者名 *登録番号(車両番号) *点検実施日 *納車日時



プロの点検・整備は、お客様の安全を守ります。

フロントガラス損壊見舞金つき

『てんけん安心見舞金』プレゼント証
(対象車両証書)

万が一のときは、本証をご持参のうえ、下記発行店までお持ちください。

D 018693-01

この度は愛車の点検・整備をご用命賜り誠にありがとうございました。
 ここにお客様の交通安全を願って、てんけん安心見舞金制度(裏面参照)をプレゼントさせていただきました。
 ※内容をご確認後プレゼント証は大切に保管してください。

【ご注意】

1. 本証の有効期間は、納車日時から1年後(応答日)の午後12時までです。
2. 次の場合、プレゼント証は無効となりますのでご注意ください。
 - イ. プレゼント証に「お客様ご芳名(使用者名)」、「自動車登録番号(車両番号)」、「点検整備等実施日」、「納車日時」、「発行事業場名」のいずれかひとつでも記載がないとき。
 - ロ. 見舞金対象車両について、他の有効なプレゼント証が複数あるとき。ただし、1枚は有効となります。(※1事故に対し、お見舞金は重複してお支払いいたしません)
 - ハ. プレゼント証に記載の「お客様ご芳名(使用者名)」、「自動車登録番号(車両番号)」が譲渡等により変更になったとき。

次回の点検・整備も弊社にご用命ください!!

お客様ご芳名(使用者名)	様
自動車登録番号(車両番号)	
点検整備等実施日	
平成 年 月 日	
納車日時	
平成 年 月 日	午前・午後 時
発行事業場名	



プレゼント証が発行された自動車が、飛び石や落下物、飛来物により、
フロントガラスが損壊※し交換する場合

フロントガラス損壊見舞金 15,000円

をお客様の指定する口座へお支払します。



※他の自動車や壁等に接触、衝突により損壊した場合は除きます。



さらに、フロントガラス損壊見舞金以外にも、プレゼント証が発行された
自動車に搭乗している「**運転者**」または「**同乗者**」が急激かつ偶然な外来
の事故で下記の事由に該当された場合、見舞金をお支払します。

【支払事由および見舞金額】

支払事由	見舞金額	対象者および対象自動車
フロントガラス損壊	15,000円	プレゼント証が発行された自動車
死亡・重度後遺障害	100,000円	運転者および同乗者
入院 10日~30日まで	50,000円	
入院 31日~60日まで	70,000円	
入院 61日以上	100,000円	
通院 14日以上	30,000円	

Check
Point!!

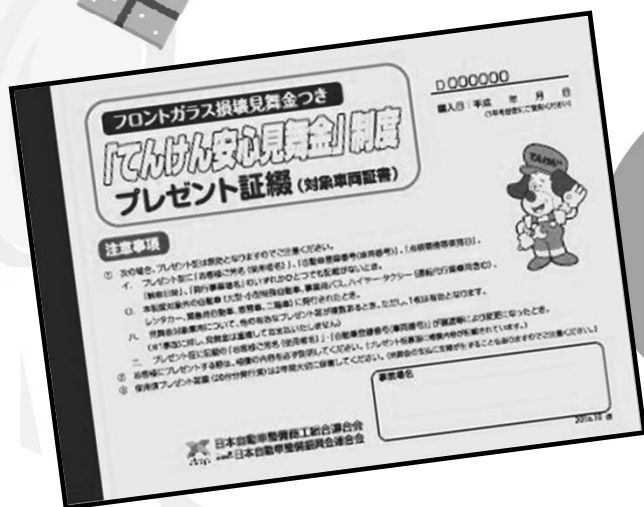
プレゼント証の有効期間 プレゼント証に記載の納車日時から**1年間**です。

プレゼント証の有効期間は**1年間**となります。
”定期点検の入庫促進”に最適です！



【貴社のご負担額】

プレゼント証
1台あたり 150円



プレゼント証綴り
1冊20台分 3,000円

安価な金額でお客様へプレゼントできます。

お客様の固定化に、是非ご活用ください。

制度の詳細は、パンフレットをご覧ください。

【お問い合わせは】

宮城県自動車整備商工組合 TEL 022-236-3325



ETC / ETC2.0 セットアップ店 新規募集のご案内

ETC セットアップ店にご登録いただくと、車載器販売から取り付け、セットアップまでワンストップで行うことができます！

■セットアップ店のメリット

- ①セットアップ手数料収入
- ②車載器の販売による利益
- ③車載器の取り付けによる工賃収入



■セットアップ店の要件

- ①セットアップ業務を自ら行うこと
- ②インターネット接続が可能な端末(PC)を保有していること
- ③車載器の販売又は取り付けが行えること
- ④経営内容が健全で、「法人」であること

■諸費用（消費税別）		合計額	内 訳
初回のみ	保証金（非課税）	27,000 円	保証金（非課税） 10,000 円
	開業時セット		開業時セット 7,000 円
	初期設定費用		初期設定費用 10,000 円
1 年毎	貸与機器使用料	24,000 円	貸与機器使用料 22,000 円
	Web セキュリティ管理費		Web セキュリティ管理費 2,000 円
1 月毎	ETC 識別情報発行基本料金	300 円(ETC)・600 円(ETC2.0) *セットアップがあった月のみ	

*セットアップ申込書 ETC 用 50 台分 600 円(税別)、ETC2.0 用 800 円(税別)

■識別処理情報料（消費税別） ETC/ETC2.0 セットアップ 1 件につき

ETC セットアップ識別情報発行料	850 円/件（通常）	470 円/件（キャンペーン参加後）
ETC2.0 セットアップ識別情報発行料	1,550 円/件（通常）	1,070 円/件（キャンペーン参加後）

ETC セットアップ店登録のお申し込みは

宮城県自動車整備商工組合 TEL 022-236-3325 まで

今なら決済端末機を”無料”でご提供いたします！

クレジット決済取扱店のご案内

決済端末機 & 設置
代金無料！

端末機は
3年補償付き！

月々の利用料
無料！

【必要回線】 インターネットLAN（有線）

【売上ノルマ】 ありません

【その他費用】 端末ロール紙代（追加注文の場合）
10ロール1,950円、20ロール3,800円

【精算サイクル】 1日～15日締め ⇒ 当月末振込
（金融機関休業日の場合、前営業日）
16日～月末締め ⇒ 翌月15日振込
（金融機関休業日の場合、翌営業日）



端末機は**新品**です

決済方法	取扱ブランド	決済手数料
クレジット	日専連カード	3.25%
	VISA / MASTER	3.30%
	JCBカードはJCBと直接契約を結ぶことで利用可能です	—

ご連絡ください！！！！

●決済手数料を今より安くしたい。 ●今の端末が古く、新品の端末に変えたい。
※ 現在利用中の端末からの置き換えも可能です。

お申込みは下記事項を記入し
商工組合までFAXして下さい

FAX : 022-236-3347

事業場名			
代表者名			
住所	〒 — —		
電話番号	— —	担当者名	

【お問い合わせ先】

宮城県自動車整備商工組合
TEL.022-236-3325
FAX.022-236-3347

【提携先】

(株)日専連ライフサービス 加盟店部
TEL.022-267-9211
FAX.022-213-6017 9:30~18:00（土日祝休み）



5,代車のレンタカー化による新たなビジネスチャンス！！

【宮城自動車整備商工組合からのお知らせ】

代車レンタカー

－ レンタカー導入の3つのメリット －

簡単

導入経費が低い

営業所新規開設金：41,000円（税込）でレンタカーの営業所が開設できます。
※別途車両毎のシステム利用料が必要です。

収益UP

収益機会の増加

事故代車貸出時に損保会社へ代車料の請求が可能となります。
レンタカー売上は全額が収益となり、代車経費削減が実現できます。

売上UP

1台で2度の車両売上が可能

三菱HCキャピタルオートリースが代車を買取させて頂き、レンタカー化いたします！
レンタカー契約満了後は買取頂き中古車としての再販も可能です！

導入工場様 2020年度運用実績

金額単位：円（税込）

車名	契約期間	算出月数	月額システム利用料	貸渡回数	貸渡日数	売上	システム利用料	収支
スパーシア	24	12	44,880	13	248	1,221,800	538,560	683,240
ハスラー	24	12	27,390	16	257	1,278,000	328,680	949,320
合計	48	24	72,270	29	505	2,499,800	867,240	1,632,560

年間約160万円の収益を獲得された工場様の事例です



- ※1 システム利用料には任意保険（車両・対人・対物賠償）が含まれています。
- ※2 1日当たり平均貸渡金額は4,950円です。

下記項目の欄にチェックしてFAXにてご返送ください。 **FAX:022-236-3347**（宮城整商行き）

- 担当者から連絡が欲しい
- 個別訪問して説明して欲しい

事業場名：

電話番号：

上記のチェックと事業場名等をご記入いただき**FAX**お願い致します。

連絡先 宮城県自動車整備商工組合 TEL 022-236-3325
〒983-0034 宮城県仙台市宮城野区扇町4-1-32

問合せ先 三菱HCキャピタルオートリース株式会社 東北支店
〒984-0021 宮城県仙台市青葉区中央4丁目2-16
TEL 022-227-7431

チラシ承認番号:CA2021-34
有効期限:2022年9月21日

6, 売掛未収金回収制度のご案内

売掛未収金でお困りではありませんか？

売掛未収金回収制度のご案内

- ◎ お客様が車検代金や修理代金を払ってくれない・・・
- ◎ 電話や郵送で何度も請求するのが大変・・・

そんな皆様の悩みを、債権回収専門の弁護士事務所との提携で力強く支援いたします！（提携先：弁護士法人 東新宿綜合法律事務所）

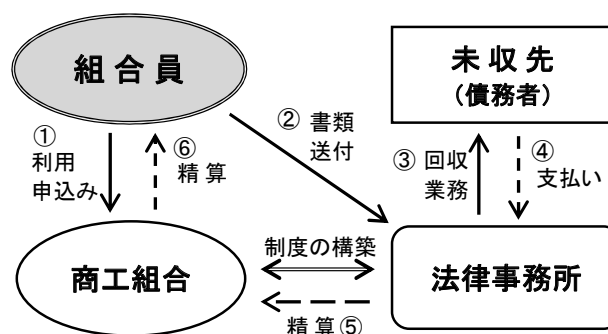
● 回収専門の弁護士事務所が、組合員の皆様に代わり未収金の回収を行いますので、本来の業務に集中できます！

● 完全成功報酬制ですので、事前の費用負担はありません！
回収後は、回収金から業務委託手数料30%＋消費税を差し引いてお支払いいたします。

* 法律事務所：業務委託手数料25%＋消費税
商工組合：制度運用経費5%＋消費税

● 車検・整備代金、車の販売代金等、法的に請求可能な1,000円以上の幅広い債権に対応いたします！

< 制度の概要 >



- 利用申し込み先
宮城県自動車整備商工組合
- 売掛未収金の回収依頼先(関係書類送付先)
弁護士法人 東新宿綜合法律事務所
- 回収金の精算
回収の翌月末に商工組合からお振り込みします
* 振り込み手数料は組合員のご負担となります

○売掛未収金回収制度の利用申し込みは、下記事項をご記入の上、商工組合までFAXして下さい。

FAX 022-236-3347

認証番号	3 -	支部	
事業場名			
電話番号		ご担当者名	

宮城県自動車整備商工組合 保険課 TEL 022-236-3325

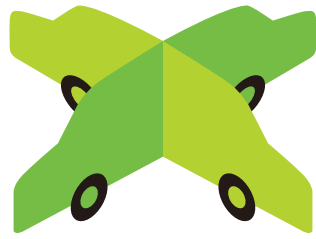
不 許
複 製

令和3年度
整備主任者法令研修資料

定価 1,450円 (税込)

発行所 一般社団法人 宮城県自動車整備振興会
〒983-0034 仙台市宮城野区扇町四丁目1番32号
電話 (022) 236-3322(代)
FAX (022) 236-3324

印刷所 本田印刷株式会社
〒984-0011 仙台市若林区六丁の目西町3-5
電話 (022) 288-5231



welcome to
oasis